平成２８年度

中小企業支援施策活用ガイドブック

茨城県商工労働観光部

目　次

支援分類	事業名	事業要旨	問合せ先	ページ
金融支援	中小企業融資資金貸付金	県内中小企業者の円滑な資金調達を支援するため，茨城県中小企業資金融資制度（県制度融資）を設けています。	茨城県商工労働観光部産業政策課 金融G TEL：029-301-3530	1
	政府系等金融機関による融資	日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫では，中小企業等向けの融資制度を設けています。	(株)日本政策金融公庫 （中小企業事業） 水戸支店　TEL：029-231-4246 （国民生活事業） 水戸支店　TEL：029-221-7137 土浦支店　TEL：029-822-4141 日立支店　TEL：0294-24-2451 (株)商工組合中央金庫 水戸支店　TEL：029-225-5151	2
	小規模事業者経営発達支援融資制度	小規模事業者が，経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所から経営指導を受けるなど，一定の要件を満たした場合，日本政策金融公庫の低利融資を活用することができます。	(株)日本政策金融公庫 TEL：0120−154−505	3
	工場等立地促進融資	県内の対象工業団地等に立地する場合などに，県の認定を受けることで低利融資を活用することができます。	茨城県立地推進室 TEL：029-301-2036	4
	環境保全施設資金融資制度	省エネや環境保全への取組に必要な資金について低利融資のあっ旋を行っており，事業によっては利子を補助します。	茨城県生活環境部環境対策課 管理・調整G TEL：029-301-2956	5
	茨城エコ事業所登録制度	地球環境に配慮した取組を積極的に実施している事業所を「茨城エコ事業所」として登録し，環境負荷削減の取組を促進しています。	茨城県生活環境部環境政策課 環境企画G TEL：029-301-2933	6
	いばらき新産業創出ファンド	県や県内金融機関等が出資する「いばらき新産業創出ファンド」から創業や新事業展開に必要な資金を投資により受けることができます。	(株)常陽産業研究所 TEL：029-233-6733 茨城県商工労働観光部産業政策課 産業企画G TEL：029-301-3525	7
	新たな資金調達支援事業	クラウドファンディングに関するセミナーや，ビジネスプランのブラッシュアップなど，クラウドファンディング利用に向けた支援を行います。	茨城県商工労働観光部産業政策課 産業企画G TEL：029-301-3525	8
	茨城県産業復興相談センターによる支援	東日本大震災の影響や，借入の返済，資金繰り等の経営上の課題について，経営診断や金融機関との交渉等個別の状況に応じ様々な支援を行います。	茨城県産業復興相談センター 茨城県中小企業再生支援協議会 「総合相談窓口」 TEL：029-302-5880	9
	県税の課税免除	平成30年３月までの間に県内に事務所・事業所を新増設した企業を対象に，県税の課税免除を実施しています。	茨城県総務部税務課 賦課G TEL：029-301-2424	10
	地方拠点強化税制	地方活力向上地域に本社機能を有する施設（特定業務施設）を整備する事業者は，法人税等に係る税制上の特例措置等や地方税の不均一課税が適用されます。	茨城県企画部地域計画課 計画調整・物流G TEL：029-301-2732	12
	茨城産業再生特区における法人税等に係る税制上の特例措置，地方税の課税免除	復興産業集積区域内で，業種等の要件を満たす事業者が設備投資や被災者雇用など復興に寄与する事業を行う際には，法人税等に係る税制上の特例措置や地方税の課税免除が適用されます。	茨城県立地推進室 TEL：029-301-2036	13
経営支援	貸金業登録業務	貸金業法に基づく貸金業の登録等を行っております。	（茨城県知事登録に関するもの） 茨城県商工労働観光部産業政策課 金融G TEL：029-301-3530 （財務局長登録に関するもの） 関東財務局水戸財務事務所 理財課 TEL：029-221-3195	14
	旅行業登録業務	旅行業法に基づく第２種旅行業，第３種旅行業及び地域限定旅行業の登録等を行っております。	茨城県商工労働観光部観光局 観光物産課　管理G TEL：029-301-3612	15
	中小企業組合支援	中小企業者が経営の効率化を図るため，組織化することを支援します。茨城県中小企業団体中央会では，中小企業組合の設立・運営支援または，組合の活性化や専門家派遣，研修会事業などを行っています。	（認可申請・届出） 茨城県商工労働観光部中小企業課 経営支援室 TEL：029-301-3554 （設立・運営相談） 茨城県中小企業団体中央会 TEL：029-224-8030	16

経営支援	経営革新計画承認制度	「経営革新計画」を作成して，県から承認を受けると，低利融資や信用保証の特例などの支援策を利用することができます。	茨城県商工労働観光部中小企業課 経営支援室 TEL：029-301-3560	17
	中小企業庁による中小企業事業継続計画(BCP)策定等支援	中小企業庁では，ホームページ上で，中小企業に対し，BCPの策定等を紹介しています。	経済産業省 中小企業庁 経営安定対策室 Mail： chusho-bcp@meti.go.jp	18
	茨城県中小企業再生支援協議会による支援	経営上の問題を抱えている中小企業を対象に，企業再生の専門家が相談に応じます。	茨城県中小企業再生支援協議会 TEL：029-300-2288	19
	商工会，商工会議所による経営改善普及事業	商工会，商工会議所では，それぞれの地域の小規模事業者の経営の近代化を促進する指導機関として，地域の振興を図る事業や各種の経営相談を行っています。	最寄りの商工会・商工会議所 茨城県商工会連合会 TEL：029-224-2635	20
	茨城県事業引継ぎ支援センター事業	後継者難で悩んでいる中小企業の親族内承継や従業員承継，第三者承継（M&A）などの相談に対し，専門的で適切な助言や情報提供及び事業引継ぎのマッチング支援等を行います。	茨城県事業引継ぎ支援センター TEL：029-284-1601	21
	消費税転嫁対策窓口相談等事業	商工会，商工会議所，茨城県中小企業団体中央会では，消費税率の引き上げや制度変更の円滑な実施のため，相談に応じています。	最寄りの商工会・商工会議所 茨城県中小企業団体中央会 TEL：029-224-8030	22
	下請かけこみ寺相談事業	中小企業の取引に関するさまざまな悩みに親身になって対応し，迅速な解決策を提示するなど適正な取引を行うための支援を行います。	（公財）茨城県中小企業振興公社 企業振興課 TEL：029-224-5317	23
	下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業	下請中小企業・小規模事業者の自立化に向けた取組等を支援します。	中小企業庁事業環境部取引課 TEL：03-3501-1669	24
	茨城県よろず支援拠点	中小企業・小規模事業者の困難な経営課題を解決するため，中小企業支援に優れたコーディネーター及びサブコーディネーターが，専門的見地から助言等を行います。	（公財）茨城県中小企業振興公社 新事業支援課 TEL：029-224-5339	25
	プロフェッショナル人材戦略拠点事業	潜在成長力のある県内中小企業に対し，新事業展開等を積極的に促し，その実現に不可欠となるプロフェッショナル人材の活用を支援することにより，中小企業の成長を図ります。	（公財）茨城県中小企業振興公社 新事業支援課 TEL：029-224-5339	26
	中小企業マネジメントエキスパート派遣事業	中小企業診断士等の経営の専門家を派遣して，経営全般，財務管理，マーケティング等の企業経営に関する助言・指導を行います。	（公財）茨城県中小企業振興公社 新事業支援課 TEL：029-224-5339	27
	総合相談窓口ベンチャープラザ運営事業	中小企業等の様々な相談に，経営・技術等の専門家が助言します。	茨城県中小企業支援センター ベンチャープラザ （公財）茨城県中小企業振興公社内 TEL：029-224-5339	28
	つくば創業プラザ運営事業	ベンチャー企業等に対して，事業活動の拠点となる支援室を提供します。	(株)つくば研究支援センター TEL：029-858-6013	29
	施設提供（施設賃貸）事業	起業家や新たな事業展開等を目指す企業等に対して，事業活動の拠点となる施設（研究室・事務室）を提供するとともに，専門家による助言や必要な支援を行います。	(株)つくば研究支援センター　総務企画部 TEL：029-858-6013 (株)ひたちなかテクノセンター 総務･研修部　TEL：029-264-2200	30
	成長産業振興プロジェクト事業	県内の産学官を結集した「いばらき成長産業振興協議会」では，大学等と連携した技術や製品の開発及びその成果の大手企業等への提案を支援することで，県内中小企業の成長分野への参入を促進しています。	(株)つくば研究支援センター TEL：029-858-6000 茨城県商工労働観光部産業政策課 産学連携推進室 TEL：029-301-3522	31
	県内中性子利活用促進事業	J-PARCの普及啓発や利用相談に応じるとともに，J-PARC周辺機器整備等への参入を支援します。	いばらき量子ビーム研究センター （茨城県事務室） TEL：029-352-3301 茨城県商工労働観光部産業政策課 産学連携推進室 TEL：029-301-3522	32
	コンテンツ産業創造プロジェクト事業	クリエイターの育成やビジネス展開を支援し，コンテンツ産業の振興を図ります。	(有)つくばインキュベーションラボ TEL:029-860-5188 茨城県商工労働観光部産業政策課 コンテンツ産業G TEL：029-301-3523	33
	クリエイティブ企業等進出支援事業	県北地域へのクリエイティブ企業等の進出を促進するため，事業所の開設・運営に係る経費の一部を支援します。	茨城県企画部県北振興課 TEL：029-301-2725	34
	県北地域ビジネス創出支援事業	県地域資源の活用や課題解決につながるビジネスプラン作成講座等やビジネスプランコンペティションを開催するとともに，メンターによるプラン実現に向けた支援を行います。	茨城県企画部県北振興課 TEL：029-301-2725	35

経営支援	北関東三県海外展開プロモーション事業	ベトナムに北関東三県産品の展示・販売を行うアンテナショップを設置します。また，現地バイヤー等への売り込みや，商談会等を開催します。	茨城県商工労働観光部産業政策課 経済交流支援室 TEL：029-301-3529	36
	いばらき中小企業海外展開プロモート事業	中国，東南アジアへ派遣した輸出拡大支援員が，本県産品や技術の売込みを支援します。	（公財）茨城県中小企業振興公社 海外支援情報課 TEL：029-224-5412	37
	中小企業海外進出支援事業	ジェトロ茨城貿易情報センターや海外進出サポート協議会を活用して，中小企業等の海外進出等の支援します。	茨城県商工労働観光部産業政策課 経済交流支援室 TEL：029-301-3529	38
	茨城県上海事務所による支援	中国情報の提供や現地視察の調整，中国でのＰＲ活動など，中国での事業を実施している又は検討している企業の方々を支援します。	茨城県国際課 TEL：029-301-2862	39
	ものづくり産業マッチング支援事業	営業や資材調達の経験を持つビジネスコーディネーターが，県内外の大手企業等への本県中小企業の製品等の売り込みやマッチング等により販路開拓を支援します。	（公財）茨城県中小企業振興公社 企業振興課 TEL：029-224-5317 （茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報G　TEL：029-301-3579）	40
	ものづくり産業マッチング支援事業（商談会等の開催）	他県の産業支援機関と連携した広域商談会や，県内外の大手企業に対して自社の持つ技術・工法・製品等を提案する提案型商談会などを開催します。	（公財）茨城県中小企業振興公社 企業振興課 TEL：029-224-5317 （茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報G　TEL：029-301-3579）	41
	いばらき産業大県創造基金事業	中小企業等が行う地域資源の活用による新商品開発や大学等との連携による新製品開発，新たなサービス産業の創出等に対し支援を行います。	（公財）茨城県中小企業振興公社 資金助成室 TEL：029-224-5318	42
	グローバルニッチトップ企業育成促進事業	医療・介護等分野で機器の開発・普及に取り組む企業を対象に，ニーズ・シーズ発掘から製品化・各現場への導入促進，販路開拓等まで一貫して支援します。	茨城県商工労働観光部産業政策課 産学連携推進室 TEL：029-301-3522	44
	次世代技術実用化産学連携事業	研究機関等の持つロボットやIoTなどの次世代技術を活用した中小企業の革新的な技術開発・新製品開発を支援します。	茨城県商工労働観光部産業技術課 技術・情報G TEL：029-301-3579	45
	いばらきロボット実証試験・実用化支援事業	研究開発中のロボット等に実証フィールドを提供，紹介するなど，社会実装に向けた実証を支援します。	茨城県企画部科学技術振興課 研究開発推進G TEL：029-301-2532	46
	商業・サービス競争力強化連携支援事業	産学官・異業種分野の事業者との連携を通じて行う新しいサービス開発の取組に対して，必要経費を補助します。	関東経済産業局新規事業課 TEL：048-600-0394 中小企業庁　技術・経営革新課 TEL：03-3501-1816	47
	ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金	国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため，認定支援機関と連携して，革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援します。	茨城県中小企業団体中央会 茨城県地域事務局 TEL：029-300-1350 （茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報G　TEL：029-301-3579 　茨城県商工労働観光部中小企業課　経営支援室　TEL：029-301-3560）	48
	省エネ･新エネ関連設備等の導入に対する支援	高効率な省エネルギー設備や，新エネルギー利用設備を導入する際等，中小企業の環境・エネルギーへの取組に対して，各種支援を受けることができます。	（省エネ・節電に資する設備導入支援等） 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 TEL：03-3501-9726 （新エネ設備導入支援） 資源エネルギー庁 新エネルギー対策課 TEL：03-3501-4031 （グリーン投資減税） 資源エネルギー庁 総合政策課 TEL：03-3501-2304	50
	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域等の産業復興を加速するため創設された企業立地補助制度です。	茨城県立地推進室 TEL：029-301-2036	51
	地場産業等総合支援事業	県内地場産業の振興を図るため，地場産地組合等が実施する新商品開発や販路開拓等の取組に対して助成します。	茨城県商工労働観光部産業技術課 地場産業G TEL：029-301-3584	52
	地場産業ブランディング推進事業	地場産業事業者等を対象に，デザイナー等の専門家が，商品の企画から試作品開発，試験販売や販売促進まで一貫して支援します。	茨城県商工労働観光部産業技術課 地場産業G TEL：029-301-3584	53
	いばらきデザインカレベルアップ事業	中小企業からのデザインに関する相談を通じてデザインカを活用した商品企画開発を支援します。	茨城県デザインセンター （(株)ひたちなかテクノセンター内） TEL：029-264-2205 （茨城県商工労働観光部産業技術課　地場産業G　TEL：029-301-3584）	54

経営支援	郷土工芸品育成支援事業	郷土工芸品の指定を行うとともに，郷土工芸品展の開催等，郷土工芸品の認知度向上，新規販路の開拓等を支援します。	茨城県商工労働観光部観光物産課 宣伝誘致G TEL：029-301-3622	55
技術支援	工業技術センターによる技術相談，研究開発，受託研究	様々な技術課題等について，ご相談をお受けするとともに，成長が見込まれる分野等についての研究開発や，企業の新製品・新技術開発などを支援する受託研究を行っています。	茨城県工業技術センター　産業連携室 TEL：029-293-7213 （茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報G　TEL：029-301-3579）	56
	工業技術センターによる設備使用，依頼試験	企業向けに試験分析機器を開放するとともに，依頼試験を行っています。	茨城県工業技術センター　産業連携室 TEL：029-293-7213 （茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報G　TEL：029-301-3579）	57
	工業技術センターによる工業製品の放射線量測定	県内中小企業の工業製品について放射線量測定を実施しています。	茨城県工業技術センター　産業連携室 TEL：029-293-7213 （茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報G　TEL：029-301-3579）	58
	中小企業IoT等自動化技術導入促進事業	中小企業におけるＩｏＴを活用した工場のスマート化（ロボットの導入や生産ラインのネットワーク化）による生産性の向上や，ＩｏＴを活用した新製品・新サービスの創出による競争力強化を支援します。	茨城県商工労働観光部産業技術課 技術・情報G TEL：029-301-3579 茨城県工業技術センター　産業連携室 TEL：029-293-7213	59
	中小企業テクノエキスパート派遣事業	中小企業が抱える技術的な課題の解決のため，企業からの依頼に基づき，課題解決に最適な技術の専門家「テクノエキスパート」を企業の生産現場に派遣し技術支援を行います。	（公財）茨城県中小企業振興公社 新事業支援課 TEL：029-224-5339 （茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報G　TEL：029-301-3579）	60
	知的所有権センター運営事業	県内で唯一の知的財産に係る総合相談窓口として，中小企業等が抱える特許等の知的財産に関する悩みや課題を秘密厳守で相談に応じます。	（公財）茨城県中小企業振興公社 知的所有権センター TEL：029-224-5339 （茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報G　TEL：029-301-3579）	61
	ＩＴサポートセンター事業	いばらきブロードバンドネットワーク（ＩＢＢＮ）（超高速・大容量）の通信ネットワークの接続・利用に関する相談に応じます。	茨城県ＩＴサポートセンター （茨城県商工労働観光部産業技術課内） TEL：029-301-3579	62
	いばらきサロン活動強化事業	産学連携のワンストップサービスの相談窓口として，つくばの研究成果を県内企業へ橋渡しします。中小企業が必要とする有用な技術をつくばのシーズから実用化に繋げるため，技術相談や研究情報等の提供，研究者と中小企業のネットワーク構築の支援を行います。	茨城県商工労働観光部いばらきサロン TEL：029-858-6015 （茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報G　TEL：029-301-3579）	63
	ひたちものづくり協議会 (ひたちものづくりサロン)	茨城県内，更には県外をも含めた産学官金各界関係者の「出会いと相互連携の場」の創出と地域活性化を目指し，会員相互の緊密な親睦と連携を図ります。	ひたちものづくりサロン事務局 （茨城大学社会連携センター日立分室内） TEL：0294-38-7451 （茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報G　TEL：029-301-3579）	64
	戦略的基盤技術高度化支援事業（サポーティング・インダストリー）	中小企業が大学，公設試等の研究機関等と連携して行う，製品化につながる可能性の高い研究・開発及び販路開拓への取組を一貫して支援します。	関東経済産業局産業部製造産業課 サポーティングインダストリー担当 TEL：048-600-0307 （茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報G　TEL：029-301-3579）	65
	中小規模事業所省エネルギー対策支援事業	中小規模事業所へ省エネルギーに関する専門のアドバイザーを無料で派遣し，節電対策等の提案を行います。	茨城県生活環境部環境政策課 地球温暖化対策室 TEL：029-301-2939	66
商店街支援	商店街活性化コンペ事業	地域ならではの商店街活性化プランを公募し，公開プレゼンテーション審査等を経て選定された事業を支援します。	茨城県商工労働観光部中小企業課 商業G TEL：029-301-3550	67
	魅力ある商店街づくり支援事業	地域資源や消費者ニーズ等を踏まえた商店街活性化プランの策定及びプランに基づく活性化事業について，市町村とともに継続的に支援します。	茨城県商工労働観光部中小企業課 商業G TEL：029-301-3550	68
	地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）	商店街組織等が行う「少子・高齢化」「地域交流」「新陳代謝」「構造改善」「外国人対応」「地域資源活用」の分野に係る公共性の高い取組を支援します。	関東経済産業局流通・サービス産業課 商業振興室 TEL：048-600-0318	69
	地域・まちなか商業活性化支援事業（中心市街地再興戦略事業）	中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた市町村等において，民間事業者が実施する中心市街地の活性化に向けた取組を支援します。	関東経済産業局流通・サービス産業課 商業振興室 TEL：048-600-0318	70
	いばらき商人(あきんど)塾事業	中小商業者が魅力ある個店づくりに取組むための実践的知識を修得する研修及び商店街リーダーが商店街活性化手法等を修得する研修を実施します。	茨城県商工労働観光部中小企業課 商業G TEL：029-301-3550	71

観光支援	外国人観光客誘客促進事業	海外の旅行会社との商談会の場の提供やパンフレット等の外国語表記の翻訳支援等を行います。	茨城県商工労働観光部観光局国際観光課 TEL：029-301-3616	72
人材育成支援	いばらき創業塾開催事業	創業を目指す者等を対象に，起業活動に必要な知識の習得を図る研修会を開催します。	（公財）茨城県中小企業振興公社 新事業支援課 TEL：029-224-5339	73
	小規模事業者等経営力向上促進事業（いばらき経営向上塾）	県内において，小規模企業や中小企業の経営者，後継者や創業予定者等が経営に関する基礎的知識を体系的に修得できる研修を，参加しやすい夜に開催します。	茨城県商工労働観光部中小企業課 経営支援室 TEL：029-301-3554	74
	中小企業ＩＴ化促進による経営改善等支援事業	ＩＣＴを活用して経営改善，競争力強化を図る中小企業に対して，ＩＣＴ活用に関する研修を開催します。	茨城県商工労働観光部産業技術課 技術・情報G TEL：029-301-3579	75
	伝統産業人材育成事業	本県の伝統産業である結城紬の後継者確保及び技術水準の向上を図るため，基礎的知識及び技術習得を目的とした後継者育成研修を実施します。 笠間焼については，平成28年度から「茨城県立笠間陶芸大学校」を開校し，産地を担い，現代陶芸リードできる人材を育成します。 また，中小企業の技術開発を支援するため，生産技術者育成研修を実施します。	（後継者育成） 茨城県工業技術センター 繊維工業指導所紬技術部門 TEL：0296-33-4154 茨城県立笠間陶芸大学校 TEL：0296-72-0316 （生産技術者育成） 茨城県工業技術センター 地場食品部門 TEL：029-293-7497 食品バイオ部門 TEL：029-293-8576	76
	次世代技術活用人材育成事業	競争力ある研究開発型企業を育成するため，実践的な研修を実施し，企業の研究開発技術者の育成を支援します。	茨城県工業技術センター　産業連携室 TEL：029-293-7213 （茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報G　TEL：029-301-3579）	77
	いばらき生産性向上人材育成スクール	生産管理などの体系的な知識と現場改善を指導する方法を総合的に学ぶ「いばらき生産性向上人材育成スクール」により，生産現場の改善を担う中核人材の育成を推進します。	（公財）茨城県中小企業振興公社 新事業支援課 TEL：029-224-5339	78
	職業能力開発促進法に基づく職業訓練	県立産業技術短期大学校及び産業技術専門学院において職業訓練を実施し，各分野で必要な技能等を有した人材を育成しています。	茨城県商工労働観光部職業能力開発課 人材育成G TEL：029-301-3653	79
	認定職業訓練助成事業費補助	県から職業訓練の認定を受けると，認定職業訓練の運営費の一部が助成されます。	茨城県商工労働観光部職業能力開発課 技能振興G TEL：029-301-3656	80
	茨城県職業人材育成センター	企業等が行う教育訓練や職業能力評価の振興を図るため，施設の貸出を行います。	茨城県職業人材育成センター管理事務所 （茨城県職業能力開発協会） TEL：029-221-0203	81
	キャリア形成促進助成金	労働者のキャリア形成を促進するため，雇用する労働者に対して職業訓練などを計画的に実施した場合に，訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成します。	茨城労働局職業対策課 TEL：029-224-6219	82
	キャリアアップ助成金	有期契約労働者，短時間労働者，派遣労働者などの「非正規雇用の労働者」の企業内でのキャリアアップ等を促進するため，正規雇用への転換，人材育成，処遇改善などの取組を実施する事業主に対する助成制度です。	茨城労働局職業対策課 TEL：029-224-6219	83
	企業内人材育成推助成金	従業員に教育訓練，職業能力評価，キャリア・コンサルティングなどを計画的に実施する制度を導入し，継続して人材育成に取り組む事業主，また，その事業主を支援する事業主団体に支給する助成制度です。	茨城労働局職業対策課 TEL：029-224-6219	84
	女性活躍推進事業（女性リーダー養成講座・メンター設置）	キャリアアップを図ろうとする女性のための講座や交流会を開催します。また，メンターが女性リーダー養成講座の交流会に参加し，講座参加者に助言等を行います。	茨城県知事公室女性青少年課 男女共同参画G TEL：029-301-2178	85
労働環境整備支援	いばらき労働相談センター事業	県内の企業の経営者や労務担当の方からの各種相談（労働条件，採用，解雇，配置転換など）に対して，アドバイスや情報提供を行っています。	いばらき労働相談センター TEL：029-233-1560	86
	中小企業労働力確保法関連助成金制度	「中小企業労働力確保法」に基づく改善計画を作成して県の認定を受けると，国が実施する支援措置を利用することができます。	（改善計画） 茨城県商工労働観光部労働政策課 労働経済・福祉G TEL：029-301-3635 （助成金） 茨城労働局職業対策課 TEL：029-224-6219	87

労働環境整備支援	雇用調整助成金	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が，一時的に休業等を行って労働者の雇用の維持を図る場合に，休業手当などの事業主負担相当額の一部を助成する制度です。	最寄りのハローワーク 茨城労働局職業対策課 TEL：029-224-6219	88
	被災者雇用開発助成金（特定求職者雇用開発助成金）	東日本大震災による被災離職者等の就職が特に困難な方を，ハローワーク等の紹介により，継続して１年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して，国が賃金の一部を助成する制度です。	最寄りのハローワーク 茨城労働局職業対策課 TEL：029-224-6219	89
	トライアル雇用奨励金	職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則３か月間，試行雇用することにより，その適性や能力を見極め，常用雇用への移行を目的とした制度で，雇い入れた事業主に対して，奨励金が支給されます。	最寄りのハローワーク 茨城労働局職業対策課 TEL：029-224-6219	90
	仕事と生活の調和推進事業（仕事と生活の調和推進計画届出制度，ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業）	「仕事と生活の調和推進計画」の届出を行うと，県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目として扱われます。また，推進計画の策定などについて「ワーク・ライフ・バランスアドバイザー」を無料で企業に派遣しています。	茨城県商工労働観光部労働政策課 労働経済・福祉G TEL：029-301-3635	91
	仕事と生活の調和支援奨励金制度	育児・介護休業法で努力義務とされている諸制度について，積極的な利用促進を図った中小事業主に対して奨励金を支給します。	茨城県商工労働観光部労働政策課 労働経済・福祉G TEL：029-301-3635	92
	出生時両立支援助成金（仮称）	男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行い，男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に助成します。	茨城労働局雇用環境・均等室 TEL：029-277-8294	93
	中小企業両立支援助成金	労働者が育児休業を取得しやすいよう，代替要員の確保などを行い，育児休業を取得させた中小事業主に助成します。	茨城労働局雇用環境・均等室 TEL：029-277-8294	94
	介護支援取組助成金（仮称）	労働者の仕事と介護の両立に関する取組を行った事業主に助成します。	茨城労働局雇用環境・均等室 TEL：029-277-8294	95
	子育て応援企業普及事業	企業が従業員のための結婚支援や子育て支援等を「結婚・子育て応援宣言」として届出し，県が登録した場合，様々なメリットがあります。 また，事業所内に託児施設を整備する事業者に対し，その費用の一部を助成します。	（結婚・子育て応援宣言企業登録制度） 茨城県保健福祉部子ども政策局 少子化対策課　結婚支援G TEL：029-301-3261 （事業所内託児施設整備費助成事業） 茨城県保健福祉部子ども政策局 子ども家庭課　保育G TEL：029-301-3252	96
	「ストレスチェック」実施促進のための助成金	従業員50 人未満の事業場が，医師・保健師などによるストレスチェックを実施し，また，医師によるストレスチェック後の面接指導などを実施した場合に，費用の助成を受けられます。	（独）労働者健康安全機構 茨城産業保健総合支援センター TEL：029-300-1221	98

※ 掲載されている内容は各施策の概要となりますので，ご不明な点があるときや実際の施策利用に当たっては，
　各ページに記載されている「問い合わせ先」までご確認ください。
※ 掲載されている内容が変更される場合もありますので，ご注意ください。

県制度融資を利用したい

事業名	中小企業融資資金貸付金
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	県内中小企業者の円滑な資金調達を支援するため，茨城県中小企業資金融資制度（県制度融資）を設けています。

事業概要

【対象者】

申込時点において県内に事業所を有し，同一事業を１年以上引き続き営んでいる個人・会社・組合等の中小企業者で，次に該当する方がご利用できます。（農林漁業，娯楽遊戯場の一部，金融業等は除かれます。））※創業活動支援枠は，新たに事業を開始する方等が対象となります。

製 造 業 等……資本金３億円以下又は従業員 300 人以下
卸　売　業……資本金１億円以下又は従業員 100 人以下
小　売　業……資本金 5,000 万円以下又は従業員 50 人以下
サービス業……資本金 5,000 万円以下又は従業員 100 人以下
中小企業等協同組合法に規定する組合等

【支援の内容】

融資名称				融資利率	融資限度額（万円）		融資期間（以内）		保証料率
					設備	運転	設備	運転	
一般資金	経営合理化融資			2.1～2.3%	5,000	3,000	7 年	5 年	0.45～1.9%
	設備投資支援融資			1.2～1.5%	5,000	－	10 年	－	0.45～1.9%
事業活性化資金	新事業促進融資	創業活動支援枠	一般創業関係	1.2～1.4%	2,500	2,500	7 年	5 年	0.9%
			女性・若者・障害者創業関係	1.2～1.4%	1,000	1,000	7 年	5 年	0.9%
			ベンチャー創業関係	1.2～1.5%	7,000	3,000	10 年	7 年	0.45～1.9%
		事業革新支援枠		1.5～1.8%	10,000	3,000	10 年	5 年	0.45～1.9%
		雇用拡大支援枠		1.5～1.7%	5,000	3,000	7 年	5 年	0.45～1.9%
	地域活力強化融資	小売商業等活性化枠		1.8～2.1%	10,000	3,000	10 年	5 年	0.45～1.9%
		地域産業育成支援枠		1.8～2.0%	5,000	3,000	7 年	5 年	0.45～1.9%
		観光おもてなし施設整備枠※		1.5～1.9%	50,000	－	12 年	－	0.45～1.9%
経営安定化資金	パワーアップ融資			1.5～1.8%	5,000	5,000	10 年	7 年	0.45～1.9%
	災害対策融資	東日本大震災復興緊急融資		1.2～1.5%	8,000	8,000	10 年	10 年	0.7%
		関東・東北豪雨災害緊急対策融資		1.2～1.6%	8,000	8,000	13 年	10 年	0.25～1.7%
		緊急対策枠		1.5～1.8%	5,000	3,000	10 年	7 年	0.45～1.9%
		地震災害予防対策枠		1.4～1.7%	5,000	3,000	10 年	7 年	0.45～1.9%
	再生支援融資			3.0%	併用 5,000		10 年		0.45～1.9%
	借換融資			1.5～1.8%	既往融資残高及び借換に係る諸費用		－	10 年	0.45～1.9%
小規模企業支援融資				1.2～2.3%	1,250	1,250	10 年	7 年	0.5～2.2%
短期運転資金融資				1.5%	－	1,000	－	1 年	0.45～1.9%

※宿泊施設の開業及び宿泊定員の増加を伴う増改築を行う際に，観光おもてなし施設整備を利用する場合は，融資限度額が5億円から10億円に引き上げられるとともに，一定の要件を満たす場合は，10割の保証料補助と，貸付後3年間 10 割の利子補給を実施。

【利用方法等】

商工会議所・商工会又は県中小企業団体中央会等に認定申請を行い，認定後，取扱金融機関に融資を申し込みます。

【問い合わせ先】

茨城県商工労働観光部産業政策課　金融グループ　　TEL：029-301-3530

政府系等金融機関による融資を受けたい

事業名	政府系等金融機関による融資
対象分野	金融支援，経営支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他

事業概要

(株)日本政策金融公庫

●中小企業事業

方式	貸付対象等	貸付条件		
		貸付限度額	貸付期間	貸付利率
直接貸付	設備資金・長期運転資金	各融資制度(注2)の限度内	融資制度(注2)ごとに設定 最長　設備20年 運転15年	融資制度(注2)ごとに借入れ期間などに応じて設定
代理貸付(注1)	同上	同上	融資制度ごとに設定 最長　設備20年 運転15年	同上

（注1）代理貸付については，代理店窓口に直接ご相談ください。
（注2）特別貸付制度として，「新企業育成貸付」，「企業活力強化貸付（海外展開資金ほか）」，「セーフティネット貸付」等がありますのでご相談ください。

【相談窓口】水戸支店　TEL：029-231-4246

●国民生活事業

方式	貸付対象等	貸付条件		
		貸付限度額	貸付期間	貸付利率
普通貸付	事業を営むほとんどの方が利用いただけます。	4,800万円	設備資金10年以内 （据置2年以内） 運転資金5年以内 （特に必要な場合は7年以内） （据置1年以内）	(注)のとおり
経営改善貸付 （無担保無保証人）	商工会議所会頭，商工会会長又は都道府県商工会連合会長の推薦を受けた従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下。ただし宿泊業及び娯楽業は20人以下）の企業	2,000万円	設備資金10年以内 （据置2年以内） 運転資金7年以内 （据置1年以内）	(注)年1.15% (H28.3.9現在)

（注）利率はご返済期間，担保の有無等によって適用される利率が異なりますので，詳しくは下記窓口にご相談ください。
このほか，生活衛生関係の事業を営む方への「生活衛生貸付」や特別貸付として「セーフティネット貸付」「新企業育成貸付」「企業活力強化貸付」等があります。なお，利率は金融情勢によって変動します。

【相談窓口】水戸支店　TEL：029-221-7137　土浦支店 TEL：029-822-4141
日立支店　TEL：0294-24-2451

生活衛生貸付については(財)茨城県生活衛生営業指導センター（TEL：029-225-6603）も相談窓口です。

(株)商工組合中央金庫

融資対象	融資条件		
	融資利率	融資期間	返済方法
商工中金の株主である下記中小企業団体（所属団体）とその構成員 中小企業等協同組合 事業協同組合・事業協同小組合・信用協同組合・協同組合連合会・企業組合，協業組合，商工組合・同連合会，商店街振興組合・同連合会，生活衛生同業組合・同連合会，生活衛生同業小組合，酒造組合・同連合会・同中央会，酒販組合・同連合会・同中央会，内航海運組合・同連合会，輸出組合・輸入連合，市街地再開発組合	固定金利・変動金利 ※詳しくは窓口にご相談ください	原則として 設備資金15年以内 （据置2年以内） 運転資金10年以内 （据置2年以内）	分割返済 期限一時返済

【相談窓口】水戸支店　TEL：029-225-5151

小規模事業者経営発達支援融資制度を利用したい

事業名	小規模事業者経営発達支援融資制度
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	小規模事業者が，経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所から経営指導を受けるなど，一定の要件を満たした場合，日本政策金融公庫が，運転資金を低利で融資します。
事業概要	**【貸付対象者及び要件】** 小規模事業者であり、以下の要件を全て満たす方 ・経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による指導及び助言を受けていること。（商工会・商工会議所の会員である必要はありません） ・認定を受けた経営発達支援計画に沿って、事業計画の策定を行うこと。 ・一定の雇用効果（新たな雇用または雇用の維持）が認められること。 ・小規模企業経営者及び従業員の知識、技能、管理能力の向上を図る研修に参加するなど人材の確保・育成に努めていること。 **【融資内容】** ・7,200 万円までの融資が受けられます。 ・金利は特別利率（日本政策金融公庫に確認してください。）です。雇用の拡大を図る者については、上記から更に優遇されます。 ・貸付期間は、設備資金 20 年以内（据置２年）、それに伴う運転資金８年以内（据置２年）です。 **【問い合わせ先】** 株式会社 日本政策金融公庫 TEL：0120－154－505 **【参考】** 経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所については，経済産業省・中小企業庁・関東経済産業局の各ホームページで確認できます。

工場等を立地する際に融資を受けたい

事業名	工場等立地促進融資
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	県内の対象工業団地等に立地する場合などに，県の認定を受けることで低利融資を活用することができます。
事業概要	**【対象者及び支援の内容】**

対象者	使途	限度額	融資期間	融資利率	申込先
⑴県，開発公社，市町村等が新規に分譲する県内の対象工業団地等に立地する者 （リースの場合は⑵）	土地取得費，施設・設備整備費	25 億円	15 年以内 （据置２年以内）	10 年超 年 1.3%以内 5年超10年以内 年1．2%以内 5年以内 年 1.1%以内	県立地推進室
⑵県内に立地する者で⑴に該当しないもの（製造業等を営む者に限る）		15 億円	10年以内 （据置２年以内）	5年超10年以内 年1．2%以内 5年以内 年 1.1%以内	
⑶県内の工業団地内に立地している企業が増設を行う場合					

※留意事項

- 「立地する者」とは，事業用地を新たに購入し，新たな施設（事業所等）を設置する者です。
- 「製造業等」とは，製造業，情報通信業，運輸業，卸売業，学術・開発研究機関，植物工場等です。
- 「増設」とは，工場等の事業用面積が増加する増改築です。

【利用方法等】

原則として着工前・支払前に県の認定が必要です。まずは，取扱金融機関と調整し，その後お早めに県に認定申請してください。詳細については，下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

茨城県立地推進室
TEL：029-301-2036

省エネや環境保全に係る設備導入の際に融資を受けたい

<table>
<tr><td>事業名</td><td>環境保全施設資金融資制度</td></tr>
<tr><td>対象分野</td><td>金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，
労働環境整備支援，その他</td></tr>
<tr><td>対象分類</td><td>融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他</td></tr>
<tr><td>事業要旨</td><td>中小企業の方が行う省エネや環境保全への取組を支援するために必要な資金について，低利融資のあっ旋を行っており，事業によっては利子を補助します。</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>

【対象者】

県内で同一事業を１年以上営んでいる中小企業者

【支援の内容】

１　融資対象事業

対象事業	事業例	融資限度額(事業費の 80%以内)	融資利率
環境保全施設	公害防止施設	2,500 万円 *必要と認める場合は 5,000 万円	（保証付） 年 1.8%～2.0% （保証無） 年 2.3%～2.5%
地球温暖化対策	太陽光パネルの設置， ＬＥＤ照明の導入等	500 万円 *必要と認める場合は 1,500 万円	

２　利子補給対象事業

<table>
<tr><th colspan="2">事　　業　　種　　類</th><th colspan="2">利　子　補　給　率</th></tr>
<tr><td rowspan="3">排水規制の適用を受けない事業者（小規模事業者）が行う排水対策</td><td>高度処理施設
（窒素又はりん除去）</td><td colspan="2">借受者の実質金利は無利子</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高度処理以外の
汚水処理施設</td><td>霞ヶ浦流域</td><td>借受者の実質金利は無利子</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>0.9%</td></tr>
<tr><td colspan="2">家畜排せつ物の負荷削減対策施設（霞ヶ浦流域のみ）</td><td colspan="2">借受者の実質金利は無利子</td></tr>
<tr><td colspan="2">ダイオキシン類対策施設</td><td colspan="2">0.6%</td></tr>
<tr><td colspan="2">省エネルギー・再生可能エネルギー施設</td><td colspan="2">省エネルギー対策実施計画書を提出済の
エコ事業所登録事業者　無利子
（上記以外のエコ事業所登録事業者は　0.9%　）</td></tr>
</table>

【利用方法等】

下記の問い合わせ先又は最寄の県民センターへお問合せの上，必要書類を各市町村の窓口へ提出してください。

また，融資の詳細及び必要書類につきましては，ホームページでご確認いただけます。

http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/seikatsukankyo/kantai/index.html

【問い合わせ先】

茨城県生活環境部環境対策課　管理・調整グループ　TEL：029-301-2956

</td></tr>
</table>

環境に配慮した取組に対して支援して欲しい

事業名	茨城エコ事業所登録制度
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	地球環境に配慮した取組を積極的に実践している事業所を「茨城エコ事業所」として登録し，環境負荷削減の取組を促進しています。登録すると，登録証やステッカーを交付するとともに，県環境政策課のホームページで広報します。また，県の入札参加資格審査において加点されるほか，省エネルギー対策実施計画書の提出により県の制度を利用して実質無利子で融資を受けることができます。
事業概要	**【対象者】** 茨城県内に所在する事業所 **【支援の内容】** 1　登録方法等 省エネルギー・省資源など所定の取組を登録申請し，３ヶ月間取組を実施する。その後，取組結果をまとめ，報告書を提出する。県は報告書等の内容を審査して「茨城エコ事業所」として登録・ＰＲする。 ・登録期間　なし ・登録料　　なし ・格付け　　取組状況に応じて格付け（A，ＡA，ＡAA） 2　主な支援策 ・登録証・ステッカーの交付 ・県環境政策課ホームページへの登録事業所名の掲載 ・県の建設工事請負や物品調達等に係る入札参加資格審査において加点 ・省エネルギー対策実施計画書提出で県の制度を利用して実質無利子で融資 **【利用方法等】** 「茨城エコ事業所登録申請書」を下記問い合わせ先までご提出ください。 （申請書様式ダウンロード先） http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/seikatsukankyo/kansei/index.html **【問い合わせ先】** 茨城県生活環境部環境政策課　環境企画グループ TEL：029-301-2933

いばらき新産業創出ファンドから投資を受けたい

<table>
<tr><td>事業名</td><td>いばらき新産業創出ファンド</td></tr>
<tr><td>対象分野</td><td>金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，
労働環境整備支援，その他</td></tr>
<tr><td>対象分類</td><td>融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他</td></tr>
<tr><td>事業要旨</td><td>県や県内金融機関等が出資する「いばらき新産業創出ファンド」から創業や新事業展開に必要な資金を投資により受けることができます。</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>
【対象者】
県内に拠点を有するベンチャー企業・中小企業（非上場会社）

【支援の内容】
つくば国際戦略総合特区に関連する事業分野や茨城県が定める成長４分野（次世代自動車，環境・新エネルギー，健康・医療機器，食品）等の今後成長が見込まれる分野の企業に対して，投資を行うとともに，投資事業者に対しては事業戦略，販路拡大，資本政策等の助言を通じて，企業の成長を支援します。
＜いばらき新産業創出ファンド概要＞
<table>
<tr><td>名称</td><td>いばらき新産業創出ファンド投資事業有限責任組合</td></tr>
<tr><td>ファンド総額</td><td>10 億円</td></tr>
<tr><td>設立日</td><td>平成 27 年3月 19 日</td></tr>
<tr><td>有限責任組合員</td><td>茨城県　㈱中小企業基盤整備機構
㈱常陽銀行　㈱筑波銀行
水戸信用金庫　茨城県信用組合
結城信用金庫　㈱つくば研究支援センター</td></tr>
<tr><td>無限責任組合員（業務運営者）</td><td>㈱常陽産業研究所　REVIC キャピタル㈱</td></tr>
<tr><td>存続期間</td><td>約９年９か月（平成 36 年 12 月 31 日まで）</td></tr>
<tr><td>投資対象</td><td>県内に拠点を有するベンチャー企業・中小企業</td></tr>
<tr><td>投資分野</td><td>つくば国際戦略総合特区，県が定める成長４分野等</td></tr>
<tr><td>投資手法</td><td>株式（種類株式），新株予約権，転換社債型新株予約権付社債等</td></tr>
</table>
【利用方法等】
いばらき新産業創出ファンドの無限責任組合員（業務運営者）による審査を経て投資を決定します。
詳細は下記に問い合わせください。

【問い合わせ先】
株式会社常陽産業研究所　TEL：029−233−6733
茨城県商工労働観光部産業政策課　産業企画グループ　TEL：029−301−3525
</td></tr>
</table>

起業や新商品開発等に必要な資金を調達したい
（クラウドファンディングを活用したい）

<table>
<tr><td>事業名</td><td>新たな資金調達支援事業</td></tr>
<tr><td>対象分野</td><td>金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，
労働環境整備支援，その他</td></tr>
<tr><td>対象分類</td><td>融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他</td></tr>
<tr><td>事業要旨</td><td>クラウドファンディングに関するセミナーの開催や，ビジネスプランのブラッシュアップなど，クラウドファンディング利用に向けた支援を行う。</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>
【対象者】
県内中小企業，起業希望者　等

【支援の内容】
<table>
<tr><td>１．セミナーの開催</td><td>クラウドファンディングの制度概要やメリット等について専門家が説明を行うセミナーを開催する。</td></tr>
<tr><td>２．ビジネスプランの募集</td><td>クラウドファンディングを活用したビジネスプランを県内の中小企業等から広く募集する。</td></tr>
<tr><td>３．ビジネスプランの審査・採択</td><td>地域経済への貢献性，将来性，新規性等の観点から有望なプランを５件程度採択する。</td></tr>
<tr><td>４．ファンド組成に向けた支援</td><td>採択された事業者は，事業計画書の磨き上げや財務基盤の評価など専門家からファンド組成に向けた支援が無料で受けられる。</td></tr>
</table>
※クラウドファンディング利用にあたっては，別途民間のクラウドファンディング事業者による審査があります。

＜参考＞クラウドファンディングとは
・インターネットを通じて，不特定多数の個人から小口の資金を調達する仕組み。起業希望者や新商品開発等に取り組む事業者にとって新たな資金調達手法として近年注目を集めている。
・起業希望者等は，調達した資金をもとに新規事業等に取り組み，その売上等に応じて，個人へ分配する。

【利用方法等】
下記の問合せ先へご相談下さい。

【問い合わせ先】
茨城県商工労働観光部産業政策課　産業企画グループ
TEL　　029−301−3529
E-MAIL　shosei2@pref.ibaraki.lg.jp
</td></tr>
</table>

経営上の課題に関する支援を受けたい

事業名	茨城県産業復興相談センターによる支援
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	東日本大震災の影響や，借入の返済，資金繰り等の経営上の課題について，経営診断や金融機関との交渉等個別の状況に応じ様々な支援を行います。
事業概要	**【対象者】** 東日本大震災の被害，借入の返済，資金繰り等にお困りの事業者 **【支援の内容】** 相談内容の解決に向けて，専門家による経営診断，再生計画の策定支援，金融機関との交渉・調整等，関係機関と連携を取りながら様々な支援を行います。 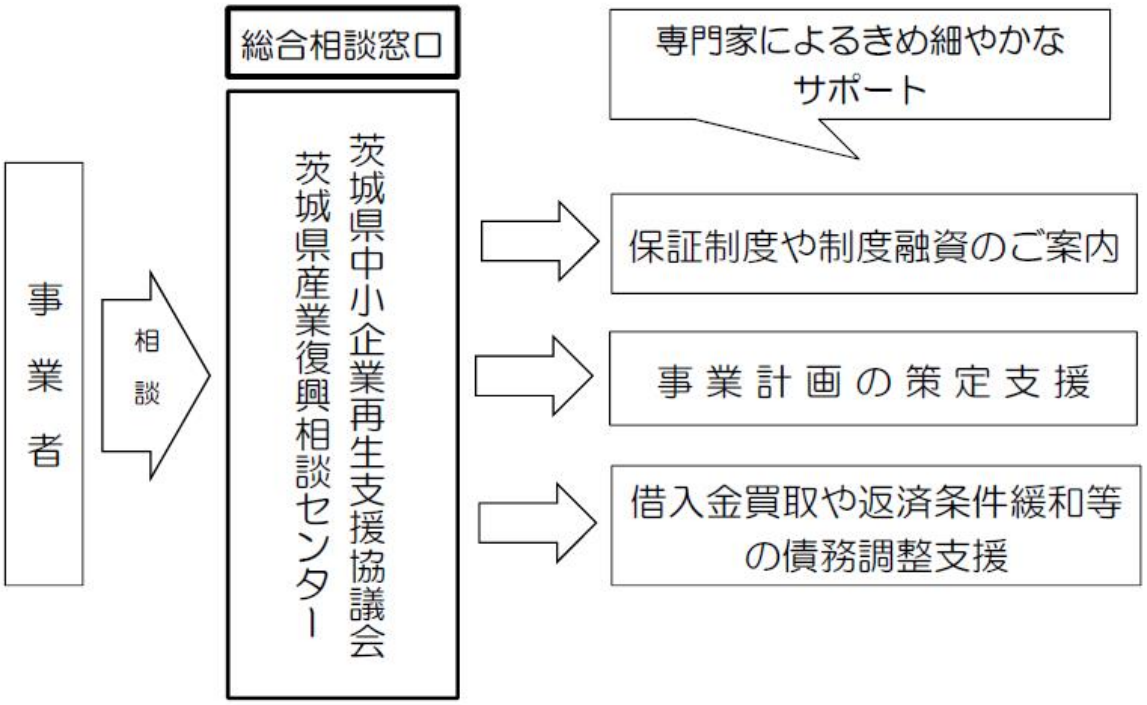 **◎東日本大震災の直接または間接被害による影響が大きい事業者は「茨城県産業復興相談センター」で，影響が少ない（若しくは無い）事業者は「茨城県中小企業再生支援協議会」で対応** **【利用方法等】** 下記「総合相談窓口」へご相談ください。 **【問い合わせ先】** 茨城県産業復興相談センター・茨城県中小企業再生支援協議会「総合相談窓口」 TEL：029-302-5880　　FAX：029-224-6055

事務所・事業所を新増設する際に課税免除を受けたい

事業名	県税の課税免除
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援， 労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	県では，平成３０年３月までの間に県内に事務所・事業所を新増設した企業を対象に県税の課税免除を実施しております。
事業概要	**【対象地域】** 茨城県内全域 **【対象要件】** 茨城県内に事務所又は事業所を新設又は増設し，県内で原則５人以上従業者が増加した法人 ※　当該新増設が，茨城県等の公共的団体が造成した工業団地等の区域内，茨城県有地及び過疎地域である場合は，５人未満であっても対象となります。 ※　従業者の範囲：雇用保険法に定める被保険者（日雇労働者及び短期雇用者等を除く） **【対象事業】** 製造業，情報通信業，情報通信技術利用業，運輸業，卸売業，学術・開発研究機関，電気・ガス・熱供給業（過疎地域に限る）,旅館業（茨城県等の公共的団体が造成した工業団地等の区域内，茨城県有地及び過疎地域に限る），大規模小売店舗（認定中心市街地及び過疎地域に限る），植物工場（不動産取得税が課税対象となる家屋内で行う事業に限る。） **【優遇措置の内容】** 法人事業税　：事務所等の新増設に伴って増加した従業者数の割合に応じて，３年間法人事業税を課税免除 不動産取得税：事務所等の新増設に係る家屋及びその敷地（家屋が建っている部分）の不動産取得税を課税免除 ※　土地については，取得の日から 1 年以内にその土地の上に家屋の建築着手があった場合で，かつその家屋が課税対象になる場合に限ります。 **【適用除外】** ・県税の滞納がある法人 ・事務所等の新増設が，県内事務所等の移転等によるもの （ただし，移転前の面積を超えるものについては対象） **【適用期間】** 平成３０年３月３１日まで **【手続き】** 法人事業税　：法人事業税の申告書提出時に課税免除申告書を併せて提出してください。 不動産取得税：不動産を取得した日から 60 日以内に，不動産取得申告（報告）書と併せて課税免除申告書を提出してください。

【問い合わせ先】

茨城県総務部税務課　賦課グループ　　TEL：029-301-2424

http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/somu/zeimu/index.html

水戸県税事務所	課税第一課	（事　業　税）	TEL：029-221-4800
	課税第二課	（不動産取得税）	TEL：029-221-4820
常陸太田県税事務所	課税第一課	（事　業　税）	TEL：0294-80-3311
	課税第二課	（不動産取得税）	TEL：0294-80-3312
	高萩支所	（事　業　税）	TEL：0293-22-2019
行方県税事務所	課税第一課	（事　業　税）	TEL：0299-72-0483
	課税第二課	（不動産取得税）	TEL：0299-72-0773
土浦県税事務所	課税第一課	（事　業　税）	TEL：029-822-7212
	課税第二課	（不動産取得税）	TEL：029-822-7216
	稲敷支所	（事　業　税）	TEL：029-892-6111
筑西県税事務所	課税第一課	（事　業　税）	TEL：0296-24-9192
	課税第二課	（不動産取得税）	TEL：0296-24-9197
	境支所	（事　業　税）	TEL：0280-87-1120

地方拠点強化税制に係る特例措置等の適用を受けたい

事業名	地方拠点強化税制 １　法人税等に係る税制上の特例措置等 ２　地方税の不均一課税
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援， 労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	地域再生法に基づき，地域再生計画（いばらき地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト）で定めた地方活力向上地域において，本社機能を有する施設（特定業務施設）を整備する事業者は，法人税等に係る税制上の特例措置等や地方税の不均一課税が適用されます。
事業概要	**【対象者】** 〇対象市町村 首都圏整備法に基づく近郊整備地帯（龍ケ崎市，常総市（水海道地区），取手市，牛久市，守谷市，坂東市，つくばみらい市，五霞町，境町，利根町）を除く県内市町村 〇対象地域 対象市町村のうち地域再生計画で定めた地方活力向上地域 移転型事業の区域（東京２３区にある本社機能の移転） 拡充型事業の区域（地方にある本社機能の移転・新増設） 〇対象事業等 本社機能（「調査・企画部門」「情報処理部門」「研究開発部門」「国際事業部門」「その他管理部門」のいずれかを有する事務所又は研究所若しくは研修所であって重要な役割を担うもの）を整備する事業者（風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業の事業者を除く） **【支援の内容】** １　法人税等に係る税制上の特例措置等 ①　特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物，附属設備及び構築物に係る特別償却又は税額控除（選択的適用）（オフィス減税） ②　特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る税額控除（雇用促進税制） ③　特定業務施設の整備に必要な資金の借入れ又は社債発行に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証 ２　地方税の不均一課税 特定業務施設の整備に係る事業税（３年間），不動産取得税の不均一課税 **【利用方法等】** 特例措置の適用を受けるには，事前に県に対し，「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定申請書を提出し，認定を受ける必要があります。 その後，認定通知書を添えて税務署への確定申告や県税事務所への不均一課税の手続き等を行うことにより，特例措置を受けることができます。 なお，各事業年度終了後には，実施状況報告書等を提出する必要があります， **【問い合わせ先】** 茨城県企画部地域計画課　計画調整・物流グループ　TEL：029－301－2732

税制上の特例措置等の適用を受けたい

事業名	茨城産業再生特区 １　法人税等に係る税制上の特例措置 ２　地方税の課税免除
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援， 労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	東日本大震災復興特別区域法に基づき，沿岸部を中心とする 13 市町村内に設定した 62 の復興産業集積区域内で，業種等の要件を満たす事業者が設備投資や被災者雇用など復興に寄与する事業を行う際には，法人税等に係る税制上の特例措置や地方税の課税免除が適用されます。
事業概要	**【対象者】** ○対象市町村（13 市町村） 水戸市，日立市，高萩市，北茨城市，ひたちなか市，鹿嶋市，潮来市，那珂市，神栖市， 鉾田市，　茨城町，大洗町，東海村 ○対象区域 復興産業集積区域（13 市町村内の 62 区域） ○集積を目指す産業分野 環境・新エネルギー分野，自動車・建設機械関連産業，基礎素材（関連）産業， 電気・機械関連産業，食品関連産業，，水産関連産業，木材関連産業，運輸・物流関連産業， 観光関連産業，商業（小売業）・サービス業 **【支援の内容】** １　法人税等に係る税制上の特例措置（復興産業集積区域内） ①特別償却（50%（機械装置)， 25%（建物・構築物）又は税額控除（15%（機械装置)，8%（建物・構築物）） ②法人税の特別控除（被災者に対する給与等支給額の 10%（指定を受けた日から５年間）） ③新規立地促進税制（5 年間無税）＊雇用等被害地域を有する市町村（北茨城市，ひたちなか市，神栖市，大洗町）内の区域に限る。 ※①から③の措置は選択適用 ④研究開発税制の特例（特別償却（５０%）及び税額控除） ２　地方税の課税免除 復興産業集積区域内における産業集積の形成等に資する事業（1①，③，④）に係る事業税，不動産取得税，固定資産税を課税免除 **【利用方法等】** 税制上の特例措置の適用を受けるには，市町村へ申請書等を提出し，市町村から「指定」を受ける必要があります。その後，各事業年度終了後に報告書を提出し，市町村から認定を受け，税務署等へ確定申告を行うことにより，税制上の特例措置を受けることができます。 **【問い合わせ先】** 茨城県立地推進室　　TEL：029-301-2036

貸金業の登録をしたい

事業名	貸金業登録業務
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援， 労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	貸金業法に基づく貸金業の登録等を行っております。
事業概要	**【対象者】** 貸金業を営もうとする方は，貸金業法に基づく登録を受けることが必要です。また，３年ごとに更新する必要があります。 成年被後見人又は被補佐人，貸金業の登録取消後５年を経過しない方等は，登録を受けられません。 **【登録する行政庁】** 営業所又は事務所が茨城県内のみにある場合は，茨城県知事の登録となります。 営業所又は事務所が２つ以上の都道府県の区域にある場合には，国の財務局長の登録となります。 **【審査】** 登録を受けるためには，法令で定める様式による申請書に，法令で定める書類を添付しなければなりません。 申請書が提出され，書類に不備等がなければ，申請書受理後２ヶ月程度で登録となります。 **【申請手続き等の内容】** 貸金業については，登録をはじめ次の手続きが必要となります。 （１）貸金業の登録　［貸金業法第３条第１項］ （２）貸金業の登録の更新　［貸金業法第３条第２項］ （３）貸金業者の変更の届出　［貸金業法第８条第１項］ （４）貸金業者の廃業等の届出　［貸金業法第 10 条第１項］ （５）貸金業者の事業報告書の提出　［貸金業法第 24 条の６の９］ （６）貸金業者の業務報告書の提出　［貸金業法第 24 条の６の 10］ **【問い合わせ先】** ○茨城県知事登録に関するもの 茨城県商工労働観光部産業政策課　金融グループ TEL：029-301-3530 ○財務局長登録に関するもの 関東財務局水戸財務事務所　理財課 TEL：029-221-3195（代）

旅行業の登録をしたい

事業名	旅行業登録業務
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	旅行業法第３条及び同法施行規則第１条に規定する第２種旅行業，第３種旅行業，地域限定旅行業及び旅行業者代理業の登録等を行っております。
事業概要	**【対象者】** 以下の「申請手続きの内容」に掲げる旅行業法に関する手続きをされる方のうち，茨城県内に主たる営業所を設置している方又は設置する予定の方。 ※第１種旅行業につきましては，関東運輸局観光部観光企画課が窓口となっております。また，県内に本店がある場合でも，主たる営業所が他の都道府県である場合は，主たる営業所の所在地の都道府県が窓口となります。 **【申請手続きの内容】** （１）第２種旅行業，第３種旅行業及び地域限定旅行業の新規登録の申請 （２）第２種旅行業，第３種旅行業及び地域限定旅行業の更新登録の申請 （３）第２種旅行業，第３種旅行業及び地域限定旅行業への変更登録の申請 （４）第２種旅行業，第３種旅行業及び地域限定旅行業の登録事項変更の届出 （５）旅行業者代理業の新規登録の申請及び登録事項変更の届出 **【利用方法等】** 申請等には，申請書のほか各種添付書類が必要です。申請をされる前に，事前にご相談ください。（お越しいただく場合には，事前に来課希望日時をご連絡ください。） **【問い合わせ先】** 茨城県商工労働観光部観光局観光物産課　管理グループ TEL：029-301-3612

中小企業組合を作りたい

事業名	中小企業組合支援
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	中小企業者が共同事業によって経営の効率化を図るため，組織化することを支援します。県では，事業協同組合をはじめとした中小企業組合の認可を行います。中小企業組合の設立・運営支援または，組合の活性化や専門家派遣などの各種事業については，中小企業組合の支援団体である茨城県中小企業団体中央会にご相談ください。
事業概要	**【対象者】** 中小企業者・中小企業組合（事業協同組合・企業組合・協業組合・商工組合等） **【支援の内容】** （１）茨城県による組合の設立認可 中小企業の組織化を支援するため，法に基づき組合の設立認可等を行っています。 （２）茨城県中小企業団体中央会による組合支援内容 ＜組合設立支援＞ 新たに中小企業組合の設立を目指す方に対して，設立までの相談・支援を行っています。また，組合設立後も随時運営相談を行っています。 ＜組合運営支援＞ ①調査，研究に関する事業 組合等へ中小企業の労務管理関連指標としての情報提供を行います。また，中小企業の経営実態把握と施策提言等を目的に研究会を行っています。 ②人材養成に関する事業 組合等の活性化や，運営の適正化を図るための研修会を開催しています。 ③組合の特定分野への支援事業 税務，法律などの専門家を派遣することにより，円滑な組合運営を支援しています。 ④情報提供，広報に関する事業 リーフレットやホームページ等を活用して中小企業組合制度や組合活動を広く周知し，各種組織の事業拡大を図っています。 ⑤組合への個別巡回による支援 中小企業組合事業の活性化に向けた提案を行い，課題を抱える組合員等企業からの要請に応じて，個別訪問を実施し，課題の抽出，取組策の提案を行っています。 **【利用方法等】** 各種相談につきましては，県中央会へご連絡ください。 ※一部講演会事業等で受益者負担が発生する場合がございますので，予めご確認下さい。 茨城県中小企業団体中央会ホームページ　http://www.ibarakiken.or.jp/ **【問い合わせ先】** ＜認可申請・届出＞ 茨城県商工労働観光部中小企業課　経営支援室 TEL：029-301-3554 ＜設立・運営相談＞ 茨城県中小企業団体中央会　TEL：029-224-8030

新たな事業活動を行う際に県の承認を受けたい

<table>
<tr><td>事業名</td><td>経営革新計画承認制度</td></tr>
<tr><td>対象分野</td><td>金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，
労働環境整備支援，その他</td></tr>
<tr><td>対象分類</td><td>融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他</td></tr>
<tr><td>事業要旨</td><td>中小企業者の方が，新製品の開発や生産，新サービスの開発や提供などの新たな取組を行うための「経営革新計画」を作成して，県から承認を受けると，低利融資や信用保証の特例などの支援策を利用することができます。</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>
【対象者】
県内に本社を有する中小企業者等（組合等の申請も可能）

【支援の内容】
（１）承認基準
次の①，②の双方を満たす計画である必要があります。
①以下の新たな取組の類型に該当するもの
・新商品の開発又は生産
・新役務の開発又は提供
・商品の新たな生産又は販売の方式の導入
・役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動
②下表の経営指標を満たすもの
<table>
<tr><td></td><td>付加価値又は一人当たりの付加価値額の伸び率</td><td>経常利益の伸び率</td></tr>
<tr><td>３年計画の場合</td><td>９％</td><td>３％</td></tr>
<tr><td>４年計画の場合</td><td>１２％</td><td>４％</td></tr>
<tr><td>５年計画の場合</td><td>１５％</td><td>５％</td></tr>
</table>
（２）主な支援策
・政府系金融機関による低利融資　　・県制度融資（新事業促進融資）
・信用保証の特例　　・特許関係料金の減免制度
※計画の承認は支援策の利用を保証するものではありません。各支援実施機関による別途審査が必要となります。

【利用方法等】
必要書類を下記へ原則「持参」し，計画の内容を説明のうえ提出してください。
http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/chusho/index.html
※詳細につきましては，下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】
茨城県商工労働観光部中小企業課　経営支援室
TEL：029-301-3560
</td></tr>
</table>

事業継続計画を策定したい

事業名	中小企業庁による中小企業事業継続計画（BCP）策定等支援
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	中小企業庁では，自然災害等の緊急時における事業運営体制や平常時の取組などを文書化した事業継続計画（ＢＣＰ）の普及推進のため，BCP に関する知識修得を希望する中小企業や，自社の特性や実状に基づいたＢＣＰ策定等を希望する中小企業に対し，策定事例や具体的策定方法をホームページ上で紹介しています。
事業概要	**【対象者】** 中小企業等 **【支援の内容】** ○ 中小企業ＢＣＰ策定運用指針に基づく支援 中小企業庁では，BCP に関する知識の修得・策定検討を希望する中小企業等に対し，中小企業 BCP 策定運用指針（中小企業庁作成）に基づく以下の支援を実施しています。 （１）事業継続能力診断 20 の設問に回答することで，BCP に関する知識の修得・策定検討を希望する中小企業等の，現時点での事業継続能力の状況を診断することができます。 （２）段階に応じた BCPの策定 企業の状況に応じ，基本コース・中級コース・上級コースの３つのコースが設定されており，作業方法に沿って作業していくことで必要に応じた BCPの策定をすることができます。 （３） BCP 策定イメージ・BCP 策定事例紹介 （２）の３つのコースで策定できる BCP のアウトプットイメージが掲載されているほか，指針を活用して実際に BCP 策定した全国の企業が事例として紹介されており，策定にあたっての参考となります。 **【利用方法等】** 中小企業庁ホームページ内，中小企業 BCP 策定運用指針にアクセスしてください。 http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html **【問い合わせ先】** 経済産業省 中小企業庁 経営安定対策室 Mail: chusho-bcp@meti.go.jp 以下の必要事項を記入の上，メールでお問い合わせください。 ＜必要事項＞ ※は必須事項 ①会社名 ※ ②業種 ※ ③住所 ※ ④URL ⑤ＢＣＰの有無 （整備済、整備中、未着手のいずれかを選択） ⑥問合せの内容 ※

事業を再生したい

事業名	茨城県中小企業再生支援協議会による支援
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	中小企業再生支援協議会では，経営上の問題を抱えている中小企業を対象に，企業再生の専門家が相談に応じ，必要により再生計画策定まで支援します。
事業概要	**【対象者】** ・財務上の問題（キャッシュフローの不足等）を抱えている中小企業者 ・事業（もしくは一部の事業）の将来性の見通しは明確であるが，関係者間の調整が必要な中小企業者 **【支援の内容】** 企業再生に関する知識と経験を持つ専門家（弁護士，公認会計士，税理士，中小企業診断士，金融機関 OB 等）が，多様性，地域性といった中小企業の特性を踏まえ，再生に向けた相談・助言から再生計画策定まで，個々の企業にあった，きめ細かな支援を行います。 **【利用方法等】** 再生の流れ （１）経営相談　（第１次段階対応） 様々な経営上の問題点を抱えている中小企業に対してその具体的な課題を抽出し，最も適した施策等のアドバイスを行ないます。 【関係機関との連携】 ・各地商工会議所，商工会 ・茨城県中小企業振興公社 ・各地中小企業支援センター ・政府系金融機関，地元金融機関 ・茨城県信用保証協会　等 ⇨ （２）再生支援　（第２次段階対応） 更に必要と判断した企業に対して ・中小企業診断士，弁護士，公認会計士，税理士，取引金融機関等の専門家による個別支援チームの立上げ ・再生計画案の作成支援 ・再生計画実施とフォローアップによる支援 **【問い合わせ先】** 茨城県中小企業再生支援協議会 TEL：029-300-2288

経営面での問題に関して相談がしたい

事業名	商工会，商工会議所による経営改善普及事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	商工会，商工会議所では，それぞれの地域の小規模事業者の経営の近代化を促進する指導機関として，地域の振興を図る事業や各種の経営相談を行っています。
事業概要	**【対象者】** 県内に事業所を有する中小企業者等 **【支援の内容】** （１）各種経営相談への対応 小規模事業者の経営に詳しい，経営支援員が，様々な経営上の相談に対応いたします。（商工会・商工会議所等の窓口での相談対応の他，経営支援員が各事業所までお伺いする巡回指導も行っています。） （相談内容(例)） ○ 金融（県制度融資，マル経融資等）・信用保証の相談，あっせん ○ 税務，経理，労務，社会保険など ○ 経営・技術の改善，知的財産権，商取引など 〔事業実施団体：県内の各商工会・商工会議所，茨城県商工会連合会〕 （２）エキスパートバンク事業 経営・営業・生産・技術・ＩＴなど多くの課題をかかえている小規模事業者のご要望に応じて，登録された専門家（エキスパート）を直接現場に派遣し，専門的・実践的な指導アドバイスをおこない問題解決をお手伝いします。 〔事業実施団体：茨城県商工会連合会，水戸商工会議所〕 （３）経営安定特別相談事業 様々な理由により経営に不安のある方や，経営難を打開し，その立て直しを図りたい方あるいは民事再生法などの倒産関係法律を活用したい方からの相談に対し，専門スタッフや弁護士などの専門家が相談に応じ，問題の解決をお手伝いします。 〔事業実施団体：県内の各商工会議所，茨城県商工会連合会〕 （４）各種経営セミナーや講演会等の開催 業種別・テーマ別など地域事業者の方々のニーズに沿った各種セミナーや講演会の他，創業や経営革新を目指す方を対象としたセミナーなど講習会などを開催しております。 〔事業実施団体：県内の各商工会・商工会議所，茨城県商工会連合会〕 **【利用方法等】** 各種相談事業等を受けたい場合は，事業を実施している県内の各商工会・商工会議所等にお気軽にご連絡ください。相談料や参加料については，基本的には無料です。 ※エキスパートバンク事業等一部の事業においては，受益者負担を頂戴する場合がございますので，あらかじめ事業実施団体にご確認ください。 **【問い合わせ先】** ○最寄りの商工会・商工会議所 ○茨城県商工会連合会　TEL：029-224-2635

事業承継に関する相談をしたい

事業名	茨城県事業引継ぎ支援センター事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援， 労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	後継者難で悩んでいる中小企業の親族内承継や従業員承継，第三者承継（M&A）などの相談に対し，専門的で適切な助言や情報提供及び事業引継ぎのマッチング支援等を行います。
事業概要	**【対象者】** 主に茨城県内の中小企業者 **【支援の内容】** １　一次対応 ・中小企業者等から事業承継に関する相談を受け、専門家が助言等を行います。 ・事業引継ぎ支援を実施するかどうかの判断材料となる情報を収集し、二次対応の必要性の判断を行います。 ２　二次対応 ・一次対応の結果、事業引継ぎを行う見込みがあり、中小企業者が事業引継ぎ支援を希望した場合、登録民間支援機関（常陽銀行・つくば銀行）への橋渡しを行います。 ３　三次対応 ・登録機関の紹介が妥当でない事業引継ぎ支援の場合、当該中小企業者が事業引継ぎを希望し、かつ、支援効果があると判断したときは、センターが事業引継ぎに必要な助言等を行いながら外部専門家を活用し，支援を行います。 **【利用方法等】** 下記問い合わせ先へご相談ください。 **【問い合わせ先】** 茨城県事業引継ぎ支援センター 〒310−0801 水戸市桜川２−１−６アイランドビル３階 301 号室（駐車場１台） TEL：029−284−1601 業務日時 月曜日～金曜日　９：00～17：15 （土曜日・日曜日・祝祭日・12/29～1/3 を除く）

消費税の引き上げや価格転嫁に関する相談をしたい

事業名	消費税転嫁対策窓口相談等事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援， 労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	商工会，商工会議所，茨城県中小企業団体中央会では，消費税率の二段階にわたる引き上げや制度変更の円滑な実施のため，相談窓口を設置し，相談に応じています。
事業概要	**【対象者】** 県内に事業所を有する中小企業，小規模企業等 **【支援の内容】** （1）講習会開催 消費税制度の改正内容について周知徹底を図るとともに，消費税の転嫁円滑化等を促進するため，講習会を開催します。 （2）相談窓口の設置 中小企業からの消費税の価格転嫁等に関する相談に対応するため，相談窓口を設置します。（県内商工会・商工会議所・茨城県中小企業団体中央会に設置） （3）専門家による出張相談 個別事業者へのきめ細かい対応，業界団体における転嫁等カルテル組成支援のため，専門家が出張し，指導・助言を行います。 （4）パンフレットの配布 消費税制度の改正内容や政府の講ずる転嫁対策などについて，中小企業向けの分かりやすいパンフレット等により周知します。 **【利用方法等】** 講習会を受講したい，各種相談をしたい場合は，最寄りの各商工会・商工会議所及び茨城県中小企業団体中央会にお気軽にご連絡ください。参加料や相談料は無料です。 **【問い合わせ先】** 〇最寄りの商工会・商工会議所 〇茨城県中小企業団体中央会 TEL：029-224-8030

取引に関するアドバイスが欲しい

事業名	下請かけこみ寺相談事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	中小企業の取引に関するさまざまな悩みに親身になって対応し，迅速な解決策を提示するなど適正な取引を行うための支援を行います。
事業概要	**【対象者】** 企業間取引に関して，さまざまな悩みを持つ中小企業 **【支援の内容】** （１）事業内容 ①各種相談の対応 中小企業の皆様からの取引に関する様々なご相談に，中小企業の取引問題に関する専門家（相談員）が親身にお話を伺い，適切なアドバイス等を行います。 ②裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ） 中小企業の皆様が抱える取引に関する紛争を迅速，簡便に解決するため，全国各地の弁護士が相談者の身近なところで調停手続（ＡＤＲ）を行います。 ③下請適正取引ガイドラインの普及啓発 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発を図るための説明会を，中小企業団体中央会と連携して開催します。 （２）相談費用 無料 （３）実施場所 茨城県水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館９階 （公財）茨城県中小企業振興公社内 （４）相談時間 （公財）茨城県中小企業振興公社の開館時間 （月曜日～金曜日，午前９時～午後５時，年末年始・祝日は閉館） **【利用方法等】** （公財）茨城県中小企業振興公社企業振興課内に設置されている「下請かけこみ寺」までお問い合わせください。 **【問い合わせ先】** 公益財団法人 茨城県中小企業振興公社　企業振興課 TEL：029-224-5317 http://www.iis-net.or.jp/ 公益財団法人 全国中小企業取引振興協議会　下請かけこみ寺本部 TEL：03-5541-6655

下請関係を改善するための支援策を知りたい

事業名	下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	製造・サービス業の下請事業者の受注が減少する等，厳しい状況にある下請中小企業・小規模事業者が連携グループを構築し，新たな成長分野に参入している取組を一層推進すべく，中小企業・小規模事業者間の有機的な連携促進等，下請中小企業・小規模事業者の自立化に向けた取組を支援します。
事業概要	**【対象者】** （１）下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業 親事業者の生産拠点が閉鎖された，又は閉鎖が予定されている地域の下請小規模事業者等 （２）下請中小企業自立化基盤構築事業 下請中小企業振興法第８条に基づく「特定下請連携事業計画」（＊）の認定を受けて事業を実施する連携参加者（大企業、協力者を除く） この事業による支援は，上記の法認定を受けた後に別途審査を行った上で決定されます。 （＊）「特定下請連携事業計画」認定制度 特定下請事業者２者以上が連携して自立的に取引先を開拓する計画を認定します。 **【支援の内容】** （１）下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業 新分野への進出等による取引先の多様化のための設備導入・展示会出展等の費用を補助 ・対象経費：機械装置等制作・購入費，試作費，実験費，産業財産権等取得費，展示会等出展費・旅費，委託費，広報費等 ・補助上限額：500 万円（補助率３分の２） ・公募期間：平成 28 年１月 25 日～平成 28 年５月 31 日 （２）下請中小企業自立化基盤構築事業 連携グループがメンバー相互の経営資源を活用して行う自立化に向けた取り組みに対し，共同受注用のシステム構築，設備導入，展示会出展等の費用を補助 ・対象経費：連携構築費（連携に必要なシステム構築費等），機械装置等制作・購入費，試作費，実験費，産業財産権等取得費，展示会等出展費・旅費，委託費，広報費等 ・補助上限額：2,000 万円（補助率３分の２） ・公募期間：平成 28 年１月 25 日～平成 28 年５月 31 日 **【利用方法等】** 公募要領等は中小企業庁のホームページをご参照ください http://www.chusho.meti.go.jp/ **【問い合わせ先】** 中小企業庁事業環境部取引課　　TEL：03-3501-1669

専門性の高い経営課題について相談したい

事業名	茨城県よろず支援拠点
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援， 労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他_
事業要旨	中小企業・小規模事業者の困難な経営課題を解決するため，中小企業支援に優れたコーディネーター及びサブコーディネーターが，専門的見地から助言等を行います。
事業概要	**【対象者】** 県内中小企業，団体，個人等 **【支援の内容】** ① 総合的・先進的アドバイスの実施 中小企業・小規模事業者からの経営相談に対して，課題を分析し，一定の解決策を提示するとともに，フォローアップを実施します。 ② 支援チーム等編成支援 中小企業・小規模事業者の課題に応じた適切な支援チームの編成を支援します。また，支援チーム編成のため複数の支援機関，公的機関，企業ＯＢ等の「支援専門家」や，大学，大企業等の事業連携の相手方等と調整を実施します。 ③ ワンストップサービス 支援機関等との接点が無く，相談先に悩む中小企業・小規模事業者の相談窓口として広く相談に応じます。 〇実施機関：（公財）茨城県中小企業振興公社 〇相談内容：売上拡大，経営改善，販路開拓，地域資源活用，ＩＴ化，事業承継，商店街活性化等，経営上のあらゆる相談に対応 〇料　　金：無料 〇相談時間：月曜日～金曜日　午前９時～午後５時 **【利用方法等】** 窓口相談（事前に，電話での申し込みいただければ，現地訪問させていただきます） **【問い合わせ先】** 公益財団法人 茨城県中小企業振興公社　新事業支援課 TEL：029-224-5339

成長や経営改善を図りたい

事業名	プロフェッショナル人材戦略拠点事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援， 労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	潜在成長力のある県内中小企業に対し，新事業展開等を積極的に促し，その実現に不可欠となるプロフェッショナル人材の活用を支援することにより，中小企業の成長を図る。
事業概要	**【対象者】** 県内中小企業 **【支援の内容】** プロフェッショナル人材戦略拠点を設置し，民間人材ビジネス事業者と連携して中小企業に必要なプロフェッショナル人材の採用を促進することにより，県内中小企業の成長や経営改善を図ります。 （1）意識喚起 地域の中小企業が持つ潜在成長力への目覚めを喚起し、「攻めの経営」への転換を促進します。 ・企業訪問、セミナーの開催等 （2）プロ人材活用への決断促進 必要なプロ人材ニーズを明確化し，プロ人材活用への決断を促進します。 （3）プロ人材ニーズの伝達とマッチング 明確化したプロ人材ニーズを踏まえ、求職者とのマッチングを支援します。 ・マネージャーは、求人情報を民間人材ビジネス事業者へ伝達 ・民間人材ビジネス事業者は、中小企業者とプロ人材とのマッチングを実施 （4）フォローアップ 経営者、プロ人材双方に対するフォローアップを実施します。 ＜参考＞プロフェッショナル人材とは ・新たな商品・サービスの開発、商品等の販売開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて企業の成長戦略を具現化していく人材 **【プロフェッショナル人材戦略拠点設置場所】** 茨城県中小企業振興公社内 **【利用方法等】** 下記の問合せ先へご相談下さい。 **【問い合わせ先】** 公益財団法人 茨城県中小企業振興公社　新事業支援課 TEL　029−224−5339 FAX　029−227−2586

経営の専門家の指導を受けたい

事業名	中小企業マネジメントエキスパート派遣事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	中小企業診断士等の経営管理の専門的知識を有するマネジメントエキスパートを派遣して，経営全般，財務管理，マーケティング等の企業経営に関する助言・指導を行います。
事業概要	**【対象者】** 県内で創業を考えている方，経営革新を行い経営の向上を目指す県内に事業所を有する中小企業の方であって，経営の向上に係る目標が明確で，専門家派遣により支援の効果が期待できると認められる方 **【支援の内容】** （１）専門家派遣の流れ 企業からの申請に基づき，(公財)茨城県中小企業振興公社の職員が事前調査を行った上で派遣日数等を決定し，専門家を企業に派遣します。 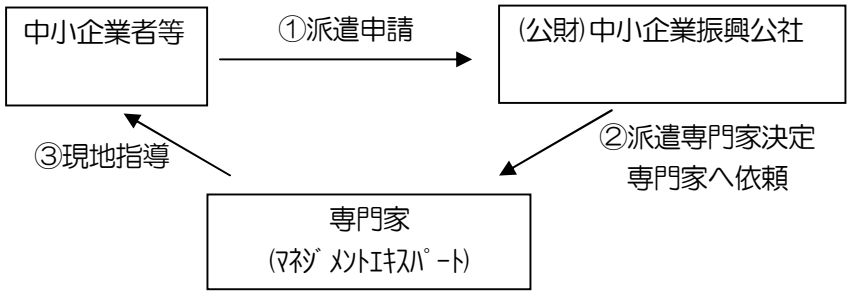 （２）派遣期間 原則６ヶ月以内の期間内で 10 日間を限度 （３）費用負担 専門家謝金および交通費の１／３ ※専門家謝金の企業負担は 9,000 円/日，交通費は（公財）茨城県中小企業振興公社の規程により算出した金額となります。 **【利用方法等】** （公財）茨城県中小企業振興公社のホームページから派遣申請書をダウンロードしていただくか，電話，FAX 等で派遣申請書を請求していただき，必要事項を記載のうえ，公社あて持参又は郵送してください。 http://www.iis-net.or.jp/venture/venture03.php **【問い合わせ先】** 公益財団法人 茨城県中小企業振興公社　新事業支援室 〒310-0801　水戸市桜川 2-2-35　茨城県産業会館９階 TEL：029-224-5339　　FAX：029-227-2586

様々な経営課題について相談したい

事業名	総合相談窓口ベンチャープラザ運営事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	創業や経営革新，資金調達，技術開発，販路開拓など，中小企業者等が抱える様々な課題の解決を図るため，経営や技術の専門家等による助言や必要な支援を行います。
事業概要	**【対象者】** 県内中小企業，団体，個人等 **【支援の内容】** ◆専門家による相談対応 起業経験者や経営・技術等の専門家を配置し，創業や新事業展開に関することから，日常的な経営課題まで様々な相談にきめ細かに対応します。 〇実施機関：公益財団法人 茨城県中小企業振興公社 〇相談内容：創業手続，法務，税務，経営，技術開発，情報技術，資金調達，デザイン，販路開拓，人材育成，ビジネスプラン，国・県等の支援施策　等 〇相 談 例：「創業の手続き等について知りたい」，「新製品を開発したので販路を開拓したい」，「ＩＴを活用して経営の改善を図りたい」等 〇料　　金：無　料 〇相談時間：月曜日～金曜日　午前９時～午後５時 **【利用方法等】** 窓口相談，電話，FAX，電子メール。（予約可） **【問い合わせ先】** 茨城県中小企業支援センター　ベンチャープラザ （公益財団法人 茨城県中小企業振興公社内） TEL：029-224-5339 http://www.iis-net.or.jp/venture/venture.php

創業する際に支援を受けたい

事業名	つくば創業プラザ運営事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	起業家や新たな事業展開を目指す中小企業等に対して，事業活動の拠点となる支援室（研究室，事務室）を提供するとともに，専門家による助言や必要な支援を行います。
事業概要	**【対象者】** ①県内において，原則，今後１年以内に創業を目指す起業家 ②県内に所在，または進出する原則設立後５年未満のベンチャー企業等 ③新事業への進出を目指し，原則今後２年以内に県内において分社化を予定している企業 ④上記①～③に該当する者の事業活動を支援する業務を行う者で知事が適当と認める者 **【支援の内容】** （１）施設概要 〇所 在 地：つくば市千現２－１－６（㈱つくば研究支援センター敷地内） 〇運営主体：㈱つくば研究支援センター（指定管理者） 〇設備内容：研究室（５０㎡）　１階　　８室 事務室（２５㎡）　２階　１６室 打合せ・会議室などの共用施設。全室バリアフリー対応。 〇利用料金：研究室（５０㎡）…１７２，８００円／月（使用料，共益費，消費税込み） 事務室（２５㎡）…　８６，４００円／月（使用料，共益費，消費税込み） 〇入居期間：原則２年以内（延長可，最長５年） （２）施設の特徴・入居企業のメリット 〇つくば地区の研究機関群中心地に位置し，交流・連携に最適 〇様々な起業家が集まるため，モチベーションの高揚や有意義な交流が可能 〇敷金無しの低廉な初期投資 〇専門家からの助言・指導やセミナー・ビジネスマッチング会の開催などの各種支援策 **【利用方法等】** 入居申込みを随時受け付けています。下記まで問い合わせください。 **【問い合わせ先】** ㈱つくば研究支援センター TEL：029-858-6013 http://www.tsukuba-tci.co.jp/

創業や新事業展開等のために研究室やオフィスを借りたい

<table>
<tr><td>事業名</td><td>施設提供（施設賃貸）事業</td></tr>
<tr><td>対象分野</td><td>金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，
労働環境整備支援，その他</td></tr>
<tr><td>対象分類</td><td>融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他</td></tr>
<tr><td>事業要旨</td><td>起業家や新たな事業展開等を目指す企業等に対して，事業活動の拠点となる施設（研究室・事務室）を提供するとともに，専門家による助言や必要な支援を行います。</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>
【対象者】
県内において，創業や新たな事業展開（研究開発等を含む）を目指す企業等

【支援の内容】
（1）施設概要
<table>
<tr><td>施 設 名</td><td>㈱つくば研究支援センター</td><td>㈱ひたちなかテクノセンター</td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td>つくば市千現2－1－6</td><td>ひたちなか市新光町38</td></tr>
<tr><td>提供施設</td><td>企業情報事務所（30㎡） 40室
企業育成室（25・50㎡） 23室
試験研究室（50㎡） 36室
大型実験室（25～360 ㎡） 7室
創業準備ルーム 24ブース
※（約3㎡・6㎡）のスペースを用意</td><td>研究開発室（50・21 ㎡） 5,098㎡
※50㎡単位で拡張可能。21 ㎡は50㎡を2分割。
スモールオフィス（20・16・14・10㎡）
※50㎡を3分割。 240㎡
創業準備オフィス 14ヶ所
※（約3㎡）のスペースを用意</td></tr>
<tr><td>利用料金</td><td>企業情報事務所・研究室等については，事業規模・利用形態等により異なりますので，直接お問い合わせください。
創業準備ルーム（月額）
3㎡16,200円・6㎡32,400円
※当初6ヶ月間（共益費・インターネットクセス料・電気料込み）</td><td>研究開発室・スモールオフィス
賃料単価（月額）3,300円／㎡
※部屋代2,100円＋共益費1,200円
創業準備オフィス（月額）13,000円
※共益費・インターネットアクセス料・電気料込み
※料金は全て消費税抜きの金額</td></tr>
<tr><td>入居期間</td><td>企業情報事務所・研究室等については，当初3年（自動更新）が基本
創業準備ルームは当初 6 ヶ月間（その後審査の上，事業支援ルームとして継続可</td><td>研究開発室：当初2年（自動更新）
スモールオフィス：当初1年（自動更新）
創業準備オフィス：当初6ヶ月
（最長10年）</td></tr>
</table>
（2）入居メリット
・インキュベーションマネージャー等による入居者への支援（助言・指導等）
・各種研修会やセミナー，ビジネスマッチング会の開催などによる支援
・コーディネーターや税理士等の専門家による支援（経営相談，技術相談等）
・研修室や会議室等の利用料金の割引（2割引）
・入居企業との交流による人的ネットワークの構築が可能

【利用方法等】
入居申込を随時受け付けています。下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】
㈱つくば研究支援センター 総務企画部
TEL：029-858-6013 http://www.tsukuba-tci.co.jp/
㈱ひたちなかテクノセンター 総務･研修部
TEL：029-264-2200 http://www.htc.co.jp
</td></tr>
</table>

今後成長が見込まれる分野に進出したい

事業名	成長産業振興プロジェクト事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	県内の産学官を結集した「いばらき成長産業振興協議会」の下に成長分野ごとの研究会を設置し，国・業界・研究機関等の成長分野に関する情報提供，大手企業等への技術提案，有望シーズの発掘や産学・異分野の連携支援などに取り組み，新たな技術開発や製品開発を促進する事で，県内中小企業の成長分野への進出を支援します。
事業概要	**【対象者】** 県内に本社・事業所・営業所等活動拠点を有する中小企業 **【支援の内容】** 「次世代自動車」「環境・新エネルギー」「健康・医療機器」「食品」「次世代技術」の５研究会ごとに，主に以下の取組を展開しています。 ⑴ いばらき成長産業振興協議会の運営 ・成長分野に関連する国，業界，研究機関等の情報提供 ・分野進出のパートナーとなる大手企業等との交流促進 ・各研究会における具体的な技術開発，製品開発の推進 ⑵ ヨーロッパにおける中小企業の海外販路開拓・拡大支援 ・ヨーロッパにおいて，糸引きの少ない納豆「豆乃香」をはじめとした，加工食品等の海外販路開拓の窓口機能を担う輸出拡大支援駐在員の配置 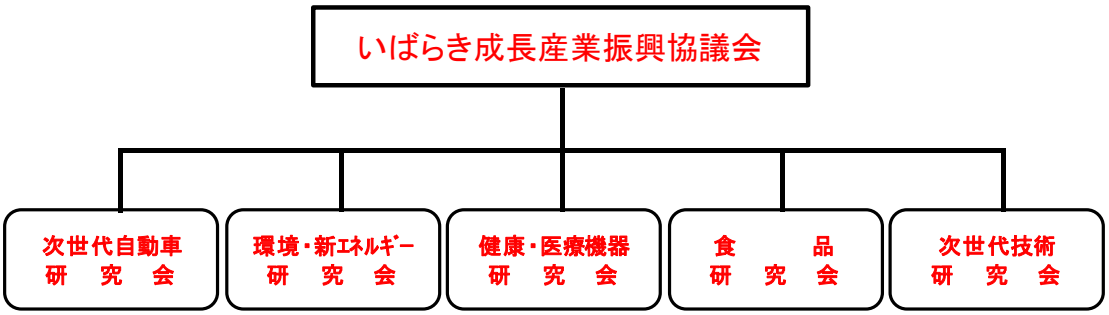 **【利用方法等】** 下記のお問い合わせ先まで入会をお申し込みください（ホームページから申込書をダウンロードできます）。入会は無料です。 **【問い合わせ先】** 株式会社 つくば研究支援センター　TEL：029-858-6000 http://www.tsukuba-tci.co.jp/senryaku/index.html 茨城県商工労働観光部産業政策課　産学連携推進室　TEL：029-301-3522

Ｊ－ＰＡＲＣを利用・活用したい

事業名	県内中性子利活用促進事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	県内中小企業の中性子利活用を促進するため，Ｊ-ＰＡＲＣの普及啓発や利用相談に応じるとともに，Ｊ-ＰＡＲＣ周辺機器整備等への参入を支援します。
事業概要	**【対象者】** 茨城県内の中小企業 **【支援の内容】** 県内中小企業による中性子利用及びＪ-ＰＡＲＣ周辺機器整備等への参入を促進するため，Ｊ-ＰＡＲＣの普及啓発や利用相談に応じるとともに，「県内中性子利用連絡協議会」を通じ，県ビームラインをはじめ中性子の利活用に向けた各種情報提供や技術展示会開催等の支援を行っております。 ＜県内中性子利用連絡協議会の支援内容＞ 県内中性子利用連絡協議会の運営 ・会報等での情報発信や利用相談による中性子利用促進 ・中性子技術講演会，成果報告会，技術展示会等の実施 ・J-PARC 周辺機器等への参入促進 ・J-PARC の利用に不慣れな中小企業に対して，課題申請から実験，解析まで一貫したサポートを実施し，分かりやすい事例を創出して中性子利用促進を図る。 ○協議会のホームページ http://www.htc.co.jp/neutron/ ＜参考：県が整備したＪ-ＰＡＲＣ中性子ビームライン＞ ○材料構造解析装置（ｉＭＡＴＥＲＩＡ） 水素・リチウムなどの軽減素を含む結晶構造などの短時間での解析が可能です。 ○生命物質構造解析装置（ｉＢＩＸ） 医薬品などの有機低分子やタンパク質中の水素原子・水和物構造の解析が可能です。 **【利用方法等】** 下記の問い合わせ先にご連絡いただき，協議会へお申込みください。入会は無料です。 **【問い合わせ先】** いばらき量子ビーム研究センター（茨城県事務室）　TEL：029-352-3301 茨城県商工労働観光部産業政策課　産学連携推進室　TEL：029-301-3522

クリエイターを活用して自社製品・サービスのブランド力をアップしたい

事業名	コンテンツ産業創造プロジェクト事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	クリエイターの育成やクリエイターのビジネス展開を支援し，コンテンツ産業の振興を図ります。
事業概要	**【対象者】** ・県内クリエイター ・県内クリエイターを活用し自社製品・サービスの高付加価値化，販路拡大，ブランディング等を図ろうとする県内中小企業　ほか **【支援の内容】** ■「コンテンツ活用ブランド力 UP 補助金」 （1）補助対象事業 県内中小企業者が，新規商品やサービス等の開発，既存商品やサービス等の高付加価値化，販路の拡大，業務効率化等を図るために，県内クリエイター等と連携し，新たなコンテンツを制作する場合，その費用の一部を補助する。 【コンテンツの活用事例】 パッケージデザインの制作，販促グッズの制作，キャラクター制作，顧客とのコミュニケーションツール（アプリ等）開発，プロモーション動画作成，ＷＥＢ（オンラインショップ等）の構築等 （2）補助対象者 茨城県内に本社を有する中小企業。 （3）補助額及び補助率 補助対象経費の２分の１以内で補助上限を 100 万円とする （4）採択数 ５件程度 （5）審査 補助事業者の決定については，外部有識者等で構成する審査会が審査する。 ■「いばらきクリエイターズネットワーク」 ネットワークに加入すると，コンテンツビジネスに関するセミナー等の情報提供，クリエイターズハウス（つくば市）の会議室等の利用，「いばらきコンテンツコレクション」への出展等の特典があります。 **【利用方法等】** 〇ブランド力ＵＰ補助金については，公募開始時に交付要綱，公募要項等を当事業のホームページに掲載します。 〇いばらきクリエイターズネットワークについては当事業のホームページをご覧ください。 **【問い合わせ先】** （有）つくばインキュベーションラボ　　TEL：029-860-5188 茨城県商工労働観光部産業政策課　コンテンツ産業グループ　TEL：029-301-3523

クリエイティブ企業等が県北地域に進出する際に支援を受けたい

事業名	クリエイティブ企業等進出支援事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	県北地域へのクリエイティブ企業等の進出を促進するため，事業所の開設・運営に係る経費の一部を支援します。
事業概要	**【対象地域】** 県北地域の６市町（日立市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，常陸大宮市，大子町） **【対象者】** クリエイティブ事業を営む法人及び個人※（クリエイティブ企業等） ※ 個人は，クリエイティブ事業に従事している者も含む。 ＜クリエイティブ事業＞ コンテンツ（映像（映画・アニメ），音楽，ゲーム等），出版，広告，ソフトウェア，デザイン，アート，ファッション，工芸　等 **【支援の内容】** （１）補助対象事業 県北地域に進出するクリエイティブ企業等が行う事業所開設・運営事業 （２）補助対象経費 事業所等の開設・運営に要する経費（情報通信機器及び事務用品等購入経費，オフィス賃借料，通信回線使用料，事務機器リース料等（いずれも事業開始から１年間分）） （３）補助率 １／２以内 （４）補助限度額 １，０００千円 （５）補助要件 原則として申請時に県北地域外において，クリエイティブ事業を営んでいる法人又は個人であり，進出後，事業活動を継続して２年以上行うこと。 **【利用方法等】** 県北振興課へ申請してください。なお，申請する前に，必ず下記の問い合わせ先にご連絡願います。 **【問い合わせ先】** 茨城県企画部県北振興課　TEL：029-301-2725 http://kenpoku-creative.com/　（「茨城県北　クリエイティブ）で検索）

地域資源の活用や地域課題解決につながる事業を展開したい

事業名	県北地域ビジネス創出支援事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	地域資源の活用や課題解決につながるビジネスプラン作成講座等やビジネスプランコンペティションを開催するとともに，メンターによるプラン実現に向けた支援を行うことで，県北地域における新たなビジネスの創出を支援します。
事業概要	**【対象者】** 県内・外の個人，民間企業，NPO 法人等（※新規起業者を含む。） **【支援の内容】** （1）ビジネスプラン作成講座 ビジネスプランの立案をサポートする講座を開設 （2）個別相談 金融・経営等の専門家との個別相談等により，ビジネスプランのブラッシュアップを支援 （3）ビジネスプランコンペティション 県内外から広くビジネスプランを募集し，優秀者を決定 （H27 実績：賞金総額 800 万，最高賞金 200 万） （4）受賞プランの事業化支援 （3）で優秀賞を受賞したプランには，金融・経営等の専門家（メンター）を派遣し，事業化に向けた進捗管理や具体的なアドバイスを実施 **【利用方法等】** 県北振興課にお問い合わせください。 ※なお，ホームページに募集要項等を掲示します。 **【問い合わせ先】** 茨城県企画部県北振興課 TEL：029-301-2725 http://www.satoyama-life.pref.ibaraki.jp/kenpoku-biz/

ベトナムでの販路を開拓したい

事業名	北関東三県海外展開プロモーション事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援， 労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	県北地域へのクリエイティブ企業等の進出を促進するため，事業所の開設・運営に係る経費の一部を支援します。
事業概要	**【対象者】** 中小企業，団体，個人 **【支援の内容】** 茨城県，群馬県，栃木県で連携し，ベトナムの大型商業施設内に，北関東三県の観光ＰＲを兼ねたアンテナショップを設置するとともに，輸出拡大支援員を活用したバイヤー・レストラン等向けの販路開拓やバイヤー招へい等を実施することで，県内企業の輸出拡大を支援いたします。 （1）アンテナショップ概要 ベトナムのアンテナショップにおいて，消費者に本県産品をアピールし，輸出拡大を促進します。 ・面　　積：約４０㎡ ・事業期間：６月～２月（予定） ・商　　品：９０品程度（各県３０品程度） ※北関東三県内で製造され自社製品として販売される加工食品、飲料、酒類等で賞味期限が3～6か月以上あるもの及び伝統工芸品　等 （2）ベトナムにおけるバイヤー・レストラン等への販路開拓事業 現地に配置した輸出拡大支援員による，バイヤーやレストラン等の開拓とマッチングを実施します。 （3）バイヤー等の日本への招へい事業 （2）の販路開拓事業等により販路開拓が見込めるバイヤーを三県に招へいし，商談会や生産地視察を行い，販路の開拓を推進します。 （4）ベトナムにおける観光プロモーション事業 アンテナショップにおいて一般消費者向けに観光プロモーション事業を実施し，三県への誘客を促進します。 **【利用方法等】** 募集時期等の詳細はお問い合わせください。 **【問い合わせ先】** 茨城県商工労働観光部産業政策課　経済交流支援室 TEL：029-301-3529　　FAX：029-301-3539

海外での販路を開拓したい

事業名	いばらき中小企業海外展開プロモート事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	中小企業の海外販路開拓のため，展示会などにおける商談支援に加え，専門家による海外バイヤー等へのフォローアップを充実させ，取引マッチングの促進を図り，販売先の確保を支援します。
事業概要	**【対象者】** 県内中小企業，団体，個人等 **【支援の内容】** 輸出拡大支援員を中国，東南アジアへ派遣し，県内中小企業と一緒に本県産品や技術の売込みを行い，中小企業の輸出拡大を支援します。 （1）人員体制 ・輸出拡大支援員（商社 OB 等）2 名配置 （2）平成 28 年度参加予定の展示商談会 ・食品系：シンガポール（Oishii Japan2016，10 月） 等 ・工業系：中国（ものづくり商談会@上海，9月） タイ（ものづくり商談会@バンコク 6月） （3）支援内容 ・輸出拡大支援員が採択企業の方針づくりを支援するとともに，海外において販路開拓を支援します。 ・輸出拡大支援員が海外バイヤー等に対するフォローアップを行い，取引成立までを支援します。 ・対象国の展示会（各国 1 ヶ所以上）で一定の出展枠を確保し提供します。 ・県内の有望な産品や技術の掘り起しを実施します。 ・県内企業の海外展開に関する相談にも対応します。 （4）その他 ・対象国の展示会（各国 1 ヶ所以上）で一定の出展枠を確保し提供します。 ・県内の有望な産品や技術の掘り起しを実施します。 ・県内企業の海外展開に関する相談にも対応します。 **【利用方法等】** 募集時期等の詳細はお問い合わせください。 **【問い合わせ先】** 公益財団法人 茨城県中小企業振興公社 海外支援情報課 TEL：029-224-5412 FAX：029-227-2586 http://www.iis-net.or.jp/

海外進出等に際してジェトロ等の支援を受けたい

事業名	中小企業海外進出支援事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援， 労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	ジェトロ茨城貿易情報センターやいばらき海外進出サポート協議会を活用して，中小企業等の海外進出等の支援を実施します。
事業概要	**【対象者】** 県内中小企業，団体，個人等 **【支援の内容】** （1）ジェトロ茨城貿易情報センターによる支援 ・ジェトロ職員や貿易アドバイザーによる貿易投資相談 ・海外展開に係るセミナーや研修会 ・海外バイヤー招聘・商談会開催，海外ミッション派遣　等 などの支援メニューを受けることができます。 （2）いばらき海外進出サポート協議会による支援 既に海外に進出している県内企業（サポーター）より，企業目線でのアドバイスや現地工場の視察などの支援を受けることができます。 （3）東南アジアにおける中小企業支援 シンガポールに派遣した職員から下記の支援を受けることができます。 ・東南アジアに係る各種情報の提供 ・東南アジア進出企業に対する情報提供　等 **【利用方法・問い合わせ先等】** （1）ジェトロ茨城貿易情報センターによる支援 ジェトロ茨城貿易情報センター（水戸市柵町 1-3-1　茨城県水戸合同庁舎 4 階） TEL：029-300-2337　　FAX：029-233-3778 E-mail：IBR@jetro.go.jp （2）いばらき海外進出サポート協議会による支援 下記事務局あて事前にご相談ください。 茨城県商工労働観光部産業政策課　経済交流支援室 TEL：029-301-3529　　FAX：029-301-3539 （3）東南アジアにおける中小企業支援 下記あてにご相談ください。 茨城県商工労働観光部産業政策課　経済交流支援室 TEL：029-301-3529　　FAX：029-301-3539

中国で事業を実施する際に支援が欲しい

事業名	茨城県上海事務所による支援
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	中国での事業を実施している又は検討している企業の方々を支援します。 上海市政府や現地コンサルタント企業等のネットワークを活用して，企業活動に必要な現地情報の提供，現地視察の調整等を実施します。
事業概要	**【対象者】** 県内に本社または支社，工場等を持つ事業者 **【支援の内容】** （1）情報提供 依頼に応じて，中国の商慣習，法制度，市場の動向等に関する情報を調査しますので，ご相談ください。 また，ホームページでも中国情報を掲載しておりますのでご覧下さい。 http://www.shanghai.pref.ibaraki.jp/ （2）現地視察の調整 現地の業界団体や企業，展示会，マーケット等への視察・面談のアレンジ・アテンドサービスを実施しています。また，必要に応じて通訳を紹介することもできます。 （3）中国でのＰＲ，宣伝活動の支援 県内企業の製品等のＰＲに関して，各種イベントへの出展サポートや中国のソーシャルネットワークサービス（微博（ウェイボー），微信（ウェイシン））による中国人へのＰＲ配信などを行い，中国でのセールス活動を支援します。 （4）法律相談 上海事務所で契約している弁護士による法律相談が受けられます。 （日本語で相談が受けられます。） **【利用方法等】** 茨城県国際課または茨城県上海事務所にご連絡下さい。 **【問い合わせ先】** 茨城県国際課 TEL：029-301-2862，FAX：029-301-1375 E-mail：kokuko2@pref.ibaraki.lg.jp 茨城県上海事務所（日本語対応可能） TEL：+86-21-6275-3338，FAX：+86-21-6275-0774 E-mail：ibaraki@ibaraki.org.cn

受発注情報が知りたい，取引先を増やしたい

事業名	ものづくり産業マッチング支援事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	営業や資材調達の経験を持つ大手企業等のOBをビジネスコーディネーターとして(公財)茨城県中小企業振興公社（以下振興公社）で雇用し，県内外の大手企業等への本県中小企業の製品等の売り込みやマッチングにより，中小企業の販路開拓を支援します。
事業概要	**【対象者】** 優れた製品や技術を有し，取引の拡大や新規開拓を考えている県内の中小企業が対象です。 **【支援の内容】** （１）発注案件の獲得や情報収集 振興公社のビジネスコーディネーターは，県内企業に加え，首都圏や栃木・群馬など年間延べ５００社以上の発注企業を訪問し，発注案件の獲得や情報収集を行っています。 （２）取引のあっ旋 ① 獲得した発注案件は，振興公社の職員が県内企業を訪問して得た情報や，振興公社がホームページ上に整備している「企業データベース」に登録されている 1,900 社以上の企業情報を活用して，受注に最適な設備や技術を持つ県内の中小企業とのマッチングを行います。 ② マッチングした案件は，成約に至るまで継続してフォローを行います。 （３）情報提供 ① ビジネスコーディネーターが得た情報は，ビジネス情報交換会（次頁の（４）を御確認ください）などの機会に県内の中小企業に提供しています。 ② 振興公社に登録している企業に対して，発注企業から寄せられた発注案件を FAX で紹介しています。 **【利用方法等】** 下記へお問い合わせください。 **【問い合わせ先】** 公益財団法人 茨城県中小企業振興公社　企業振興課 TEL：029-224-5317　　http://www.iis-net.or.jp/ 茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報グループ TEL：029-301-3579

商談会を活用して取引先を増やしたい

事業名	ものづくり産業マッチング支援事業（商談会等の開催）
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	県内中小企業の受注機会の拡大と新規取引先の開拓支援のため，他県の産業支援機関と連携した広域商談会や，県内外の大手企業に対して自社の持つ技術・工法・製品等を提案する提案型商談会などを開催します。
事業概要	**【対象者】** 優れた製品や技術を有し，取引の拡大や新規開拓を考えている県内の中小企業が対象です。 **【支援の内容】** （１）展示会への出展 東京や名古屋の大規模展示会に茨城県ブースを設け，これを利用して出展しようとする中小企業の出展費用などを補助します。これまで取引のなかった発注企業との商談や，出展企業同士の商談など様々な取引の機会が生まれております。 【出展予定の展示会】 〇第７回　医療機器　開発・製造展（平成２８年　６月２２日～２４日） 〇メッセナゴヤ２０１６　（平成２８年１０月２６日～２９日） 〇第７回　微細加工ＥＸＰＯ　（平成２９年　１月１８日～２０日） （２）関東５県ビジネスマッチング商談会の開催 平成 28 年8月 30 日に東京ビッグサイトで茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉の５県の産業支援機関が連携して商談会を開催します。首都圏から 100 社を超える発注企業が参加し，５県の中小企業と１日で 1,500 件以上の商談が行われます。 （３）提案型商談会の開催 ①提案型展示商談会 平成 28 年度９月１日に栃木県宇都宮市で，茨城，栃木，群馬の３県が合同で，日産自動車㈱と各県の中小企業との展示商談会を行います。同社の調達関係者やサプライヤーと直接商談できる機会となります。 ②提案型商談会 県内中小企業が数社で大手企業等に対して直接自社の製品や技術を提案する商談の機会を提供します。年間６回程度開催予定です。 （４）ビジネス情報交換会の開催 ビジネスコーディネーターが収集した発注企業動向などの情報提供や，中小企業同士の情報交換・商談を行う情報交換会を開催します。振興公社では，専門家やコーディネーターに直接，経営や技術などのご相談ができる窓口も設けています。 **【利用方法等】** 展示・商談会は，下記にお問い合わせいただくか，ホームページでご確認ください。 **【問い合わせ先】** 公益財団法人 茨城県中小企業振興公社　企業振興課 TEL：029-224-5317　http://www.iis-net.or.jp/ 茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報グループ TEL：029-301-3579

新商品開発や販路開拓等に対する補助を受けたい

事業名	いばらき産業大県創造基金事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	中小企業等が行う地域資源の活用による新商品開発や，大学等との連携による新製品・新技術の開発，新たなサービス産業の創出等に対し支援を行います。
事業概要	◆いばらき地域資源活用プログラム 【対象者】 〇県内に主たる事務所，事業所を有し，本県の地域産業資源等を活用し，新事業の創出に取り組む中小企業者及びそれらを含むグループ等 【支援の内容】 （１）助成対象事業 ①地域資源育成支援事業 地域産業資源等を活用した新事業，新商品開発の取組を助成します。 ②地域資源活用等創業支援事業 地域産業資源等を活用し，本県で創業しようとする取組を助成します。 ③地域資源販路開拓支援事業 地域資源を活用した新事業，新商品の販路開拓のために行う展示会等への出展に対して助成します。 （２）助成対象経費 助成事業の実施に要する経費のうち，助成の対象として(公財)茨城県中小企業振興公社が認める経費 ※詳細は公募案内（中小企業振興公社ホームページで随時公表）をご覧下さい。 （３）助成限度額 ①地域資源育成支援事業：５００万円 ②地域資源活用等創業支援事業：１００万円 ③地域資源販路開拓支援事業：１００万円 （４）助成率　　２／３以内 （５）助成期間　　２年間以内 ◆いばらきものづくり応援プログラム 【対象者】 〇県内に主たる事業所を有し，製造業及びこれに密接に関連する中小企業者及びそれらを含む組合・グループ等 〇上記以外の者で理事長が特に必要と認める者 【支援の内容】 （１）助成対象事業 ①産学官研究開発助成事業 大学・試験研究機関等との連携による新技術・新製品開発等の取組を助成します。 ②ものづくり販路開拓支援事業

自社製品等の販路開拓を行う目的で，市場調査，見本市等への出展，広報活動，国際認証取得等を行う取組を助成します。

（2）助成対象経費

助成事業の実施に要する経費のうち，助成の対象として(公財)茨城県中小企業振興公社が認める経費

※詳細は公募案内（中小企業振興公社ホームページで随時公表）をご覧下さい。

（3）助成限度額

①産学官研究開発助成事業：５００万円

②ものづくり販路開拓支援事業：１００万円

（4）助成率　　２／３以内

（5）助成期間　　２年間以内

◆いばらきサービス産業新時代対応プログラム

【対象者】

〇県内に主たる事務所，事業所を有する中小企業者，ＮＰＯ法人及びそれらを含む組合・グループ等

【支援の内容】

（1）助成対象事業

①サービス産業新時代対応支援事業

社会や地域の課題を解決するサービス（ソーシャルビジネス）や市場拡大が期待されるサービスなど，時代のニーズに対応したサービスの事業化に対して助成します。

②サービス産業販路開拓支援事業

時代のニーズに対応したサービスの販路開拓のために行う展示会等への出展に対して助成します。

（2）助成対象経費

助成事業の実施に要する経費のうち，助成の対象として(公財)茨城県中小企業振興公社が認める経費

※詳細は公募案内（中小企業振興公社ホームページで随時公表）をご覧下さい。

（3）助成限度額

①サービス産業新時代対応支援事業：３００万円

②サービス産業販路開拓支援事業：１００万円

（4）助成率　　２／３以内

（5）助成期間　　２年間以内

■全プログラム共通

【利用方法等】

助成金交付申請書により，下記「応募先」にご持参いただくか，郵送により応募してください。なお，申請する前に，必ず下記「問い合わせ先」にご連絡願います。

【問い合わせ先】

公益財団法人 茨城県中小企業振興公社　資金助成室

TEL：029-224-5318

http://www.iis-net.or.jp/service/service30.php

今後の成長分野である医療・介護分野における機器開発を行いたい

事業名	グローバルニッチトップ企業育成促進事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	医療・介護等分野で機器の開発・普及に取り組む企業を対象に，ニーズ・シーズ発掘から製品化・各現場への導入促進，販路開拓等まで一貫して支援します。
事業概要	**※　本事業は国の地方創生推進交付金の交付決定を受けてから開始する事業であり，今後，内容が変わる可能性があります。**

【対象者】

① 茨城県内に主たる事業所を有する中小企業（※）

※中小企業とは，以下の表中，資本金と従業員のいずれかの基準を満たす企業のことです。

主たる事業として営んでいる業種	資本金	従業員数
製造業，建設業，運輸業	3億円以下	300 人以下
卸売業	1億円以下	100 人以下
サービス業（以下の業種を除く）	5,000 万円以下	100 人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス	3億円以下	300 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下

② ①に掲げる複数の中小企業による共同開発体

③ ①に掲げる中小企業と大学又は公的研究機関による共同開発体

【支援の内容】

① グローバルニッチトップ企業育成推進会議において選定した開発テーマに係る製品開発に対し，次に掲げる区分に応じて，右の額を上限に開発を委託します。

技術開発	500 万円
試作開発	2,000 万円
臨床・実証試験	2,000 万円

② 機器開発全体を統括するマネージャーが，開発に対する助言や関係機関との連携・販路開拓など，各種支援を行います。

【利用方法等】

開発テーマの募集期間中に応募いただき，グローバルニッチトップ企業育成推進会議で審査の上，委託企業を決定します。

【問い合わせ先】

茨城県商工労働観光部産業政策課　産学連携推進室　TEL：029-301-3522

ロボットやＩｏＴ等の次世代技術を活用した
技術開発・新製品開発を行いたい

事業名	次世代技術実用化産学連携事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援， 労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	本県ものづくり産業の競争力を強化するため，研究機関等の持つロボットや IoT などの次世代技術を活用した中小企業の革新的な技術開発・新製品開発を支援する。
事業概要	**【対象者】**　県内の中小企業者 **【支援の内容】** （１）事業概要 ・研究機関等と共同研究を行う県内中小企業に対し，ロボットや IoT など次世代技術を活用した新製品開発・実用化等に要する経費を補助します。 ・工業技術センターが全体の進捗管理と実用化のサポートを行います。 （２）補助要件

補助対象	県内の中小企業者
補助額	上限 20,000 千円
補助率	10/10
補助件数	２件程度
補助期間	原則１年
その他の要件	○中小企業と研究機関等との共同研究であること。 ○企業から研究機関等への委託は補助額の 1/2 を上限とすること。 ○補助案件は，工業技術センターが全体の進捗管理と実用化のサポートを行うこと。 ○概ね３年以内に実用化が見込まれること。

（３）事業スキーム

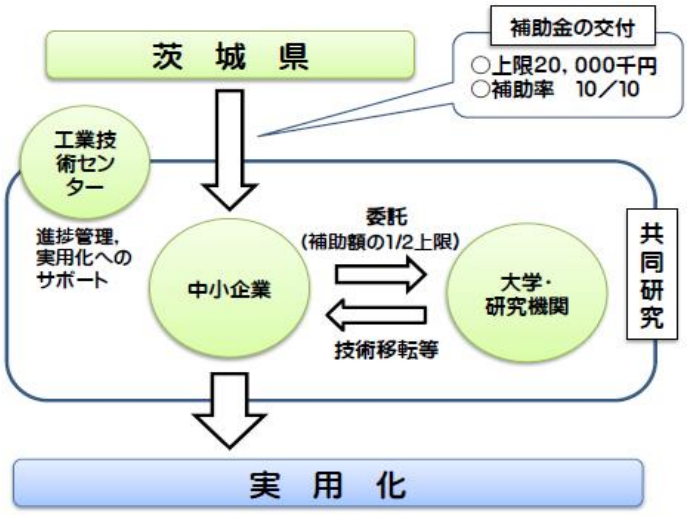

【利用方法等】

下記へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報グループ

TEL：029−301−3579　　ＦＡＸ：029−301−3599

ロボットを活用した事業を実施したい

事業名	いばらきロボット実証試験・実用化支援事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援， 労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	研究開発中のロボット等に実証フィールドを提供，紹介するなど，社会実装に向けた実証を推進することにより，本県のロボット産業の育成，振興を図ります。
事業概要	**【対象者】** 研究開発中のロボット及びロボットに関連する技術・製品，ロボットを使用したサービス事業の実証を希望する国内に研究・活動拠点を有する法人等 **【支援の内容】** ①実証試験場所・モニターの調整 実施者の希望する試験を実施することができるよう，実施場所やモニター（試用者）を調整します。 ②安全対策 実証試験を行う際の安全対策のために必要な助言や損害保険の加入手続き等の支援を行います。 ③ＰＲ活動支援 実証試験成果発表会の開催等により，ロボット等のＰＲを支援します。 ④実証試験費補助 茨城県内で行う実証試験に必要な費用を補助します。 補助率 10/10，上限 200 万円 ⑤改良費補助 茨城県内で実証試験を行うことを条件に必要な改良費を補助します。 補助率 10/10，上限 1,000 万円 **【利用方法等】** 下記まで申請書を提出してください。審査のうえ，実施者を決定し，実証試験実施を支援します。 ※詳しくは，ホームページに募集要項を掲示します。 **【問い合わせ先】** 茨城県企画部科学技術振興課　研究開発推進グループ TEL　029-301-2532 http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/kikaku/kagaku/index.html

産学官連携による新しいサービス開発に取り組むための補助を受けたい

事業名	商業・サービス競争力強化連携支援事業
対象分野	金融支援，経営支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	産学官・異業種分野の事業者との連携を通じて行う新しいサービス開発の取組に対して，必要経費を補助します。
事業概要	**【対象者】** 「新事業活動促進法」に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受け，下記のいずれかを満たす場合，対象となります。 （1）「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」に沿って行う新しいサービスモデルの開発であること （2）産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度（※1）」又は「グレーゾーン解消制度（※2）」を活用する取組であること （※1）企業実証特例制度：企業自らが，規制を求める安全性等を確保する措置を講ずることを前提に，企業単位で規制の特例措置を適用する制度。 （※2）グレーゾーン解消制度：企業が，現行の規制の適用範囲が不明確な分野においても，安心して新分野進出等の取組を行えるよう，具体的な事業計画に即して，あらかじめ，規制の適用の有無を確認できる制度。 **【支援の内容】** 上記の要件を満たす中小企業者等が行う新しいサービス開発に係る取組について，最大２年間継続してを支援します。 〇補助上限額：初年度３，０００万円（補助率２／３） ※２年目は，初年度と同額を上限として補助。 〇対象経費　：機械装置費，人件費，マーケティング調査費　等 ※詳細は，募集要項等をご参照ください（４月中に公表予定）。 **【利用方法等】** 下記までお問い合わせください。 **【問い合わせ先】** ・支援内容の詳細ついて 関東経済産業局　新規事業課　　TEL：048-600-0394 中小企業庁　技術・経営革新課　TEL：03-3501-1816 ・「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」について 経済産業省 商務情報政策局 サービス政策課　TEL：03-3580-3922 ・産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」「グレーゾーン解消制度」について 経済産業省 経済産業政策局 産業構造課　TEL：03-3501-1628

試作開発や設備投資等に関する助成を受けたい

事業名	ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため，認定支援機関と連携して，革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援します。
事業概要	**【補助対象者】** 日本国内に本社及び開発拠点を有する中小企業者 **【補助対象事業】** 本事業では，【革新的サービス】，【ものづくり技術】の２つの類型があります。それぞれについて「１．一般型」，「２．小規模型」，「３．高度生産性向上型」があります。

	① 革新的サービス	② ものづくり技術
⑴ 一般型	・補助上限額：1,000 万円 ・補助率：２／３ ・設備投資が必要 ・補助対象経費：機械装置費，技術導入費，運搬費，専門家経費	
⑵ 小規模型	・補助上限額：500 万円 ・補助率：２／３ ・設備投資可能（必須ではない） ・補助対象経費：機械装置費，原材料費，技術導入費，外注加工費，委託費，知的財産権等関連経費，運搬費，専門家経費，クラウド利用費	
⑶ 高度生産性向上型	・補助上限額：3,000万円 ・補助率：２／３ ・設備投資が必要 ・補助対象経費：機械装置費，技術導入費，運搬費，専門家経費	

※「一般型」「高度生産性向上型」については設備投資が必要です。また，「機械装置費」以外の経費については，総額で５００万円（税抜き）までが補助上限となります。

【補助対象要件】 それぞれ以下の要件を満たし，どのように他者と差別化し競争力を強化するかを明記した事業計画を作り，その実効性について認定支援機関により確認されていることが必要です。

⑴ 革新的 サービス	「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービス創出・サービス提供プロセスの改善であり，3～5年計画で，「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。	（高度生産性向上型のみ） 「IoT 等を用いた設備投資」を行い生産性を向上させ，「投資利益率」5%を達成する計画であること。 ※投資利益率＝「営業利益＋減価償却費」の増加額/設備投資額 増加額：設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額 設備投資額：設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価格の合計額
⑵ ものづくり 技術	「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した画期的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い，生産性を向上させる計画（3～5年計画で「付加価値額」及び「経常利益」の増大を達成する計画）であること。	

【利用方法等】

公募要領をご確認下さい。（茨城県中小企業団体中央会のHPに掲載）

http://www.ibarakiken.or.jp/

【問い合わせ先】

〇茨城県中小企業団体中央会（茨城県地域事務局）

TEL：029-300-1350

〇認定支援機関

茨城県内では，金融機関，産業支援機関（茨城県中小企業振興公社，つくば研究支援センター，ひたちなかテクノセンター），茨城県中小企業団体中央会，いくつかの会計事務所・法律事務所・税理士事務所等が認定支援機関になっています。詳細は，

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm

でご確認ください。

〇茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報グループ（主に製造業に関すること）

TEL：029-301-3579

〇茨城県商工労働観光部中小企業課　経営支援室（主に商業・サービス業に関すること）

TEL：029-301-3560

省エネルギー・新エネルギーに関連した事業を行いたい

事業名	省エネ･新エネ関連設備等の導入に対する支援
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援， 労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	高効率な省エネルギー設備や，新エネルギー利用設備を導入する際等，中小企業の環境・エネルギーへの取組に対して，各種支援を受けることができます。
事業概要	**【対象者】** 中小企業者等 **【支援の内容】** **（1）省エネ・節電に対する設備導入支援・省エネ対策促進** ○中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金 ①設備導入補助：既存設備を省エネルギー効果が高い補助対象設備に更新する場合，その費用の一部（1／3以内）を補助します。 ②ＦＥＭＳ導入補助：工場において，更なる省エネルギー効果が得られるＦＥＭＳの新設，または既設のＦＥＭＳの更新・増設を行う場合，その費用の一部（1／3以内）を補助します。 【窓口】一般社団法人環境共創イニシアチブ（ＳＩＩ） TEL0570-783-755 ○エネルギー使用合理化等事業者支援補助金 工場・事業場における高効率設備・システムへの入替や製造プロセスの改善等の改修により省エネや電力ピーク対策を行う際に必要となる費用の一部（1／3以内）を補助します。 ○省エネルギー対策導入促進事業費補助金 中堅・中小事業者等に対し，省エネ・節電診断事業等を無料で実施します。また，省エネ運転調整等のチューニング診断や省エネ設備投資の無料相談や診断後のフォローアップを強化することで，より円滑に省エネ・節電の取り組みが進むよう支援します。 **（2）再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金** 再生可能エネルギー熱（太陽熱，地中熱，温度差エネルギー利用，バイオマス熱，雪氷熱等）利用設備の導入に対して，その費用の一部（1／3以内）を補助します。 **（3） グリーン投資減税** 青色申告書を提出する企業が，省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備を導入し，かつ1年以内に事業の用に供した場合，取得価額の30%の特別償却又は（中小企業者等に限り）取得価額の7%の税額控除のいずれかの税制優遇が可能。 **【利用方法等】** 下記に問い合わせください。 **【問い合わせ先】** （1）省エネ・節電に資する設備導入支援・省エネ対策導入促進 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 TEL：03-3501-9726 （2）再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金 資源エネルギー庁 新エネルギー対策課 TEL：03-3501-4031 （3）グリーン投資減税 資源エネルギー庁 総合政策課 TEL：03-3501-2304

企業立地のための補助を受けたい

事業名	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域（青森県，岩手県，宮城県，福島県，茨城県）及び原子力災害により甚大な被害を受けた避難指示区域等であって避難指定が解除された地域をはじめとする福島県の産業復興を加速するため，企業立地補助金制度を創設し，雇用の創出を通じて地域経済の活性化を図ります。
事業概要	**【対象者】** 以下の対象地域内において，以下の対象施設を新増設しようとする民間事業者 **【対象地域】** 北茨城市，高萩市，日立市，東海村，ひたちなか市，水戸市，大洗町，鉾田市，鹿嶋市，神栖市（１０市町） **【対象施設】** ・工場（製造業の用に供される施設） ・物流施設（自ら使用するために建設する倉庫，配送センター又は流通に伴う簡単な加工を行う事業場） ・試験研究施設（製造業者が高度な技術を製品開発に利用するための試験又は研究を行う施設） ・コールセンター，データセンターの用に供される施設 ・東日本大震災復興特別区域法に規定する復興推進計画に基づく施設であり，立地する県の知事が特に認める施設であって，基金管理法人が認めるもの **【対象経費】** 用地の取得（賃借料は除く），建屋建設から生産設備の設置までの初期の工場立地経費 （事業の用に供する投下固定資産額が５千万円以上の投資案件が対象） **【交付要件】** ・投下固定資産額に応じた一定の新規地元雇用創出が要件（投資額５千万円～，雇用者数３名～） ・当該補助事業に係る投資計画について，平成２５年１月２９日（２５年度予算案閣議決定日）より前に対外発表した事業は，補助対象外。 **【補助率】** ・北茨城市（大企業１／３以内，中小企業１／２以内） ※外部審査委員会の評価が特に高い案件は５０億円，その他は３０億円が上限。 ・その他の対象市町（大企業１／５以内，中小企業１／４以内） ※３０億円が上限。 ＊上記補助率は，企業立地支援の必要性，立地内容等の点から審査した結果，最大で補助される割合です。 **【問い合わせ先】** 茨城県立地推進室 TEL：029-301-2036

地場産業に対する支援を受けたい

事業名	地場産業等総合支援事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	県内地場産業の振興を図るため，地場産地組合等が実施する新商品開発や販路開拓等の取組に対して助成します。
事業概要	**【対象者】** 県内の地場産地組合等（組合・グループ・中小企業者） **【支援の内容】** （１）伝統的工芸品産業 ①対象事業 振興事業（後継者の確保・育成，技術・技法の記録収集・保存，原材料の確保，需要の開拓，意匠の開発） ②活性化事業 従事者の研修，技術又は技法の改善その他品質の改善，原材料の研究，需要の開拓，原材料の共同購入，製品の共同販売その他事業の共同化　等 ③補助率　1／2 （２）地場産業 ①対象事業 ・地場産品販路開拓等支援事業 市場調査，商品又は役務の改良(研究開発，試作，評価等を含む)，展示会等の開催又は展示会出展等の顧客獲得に係る事業 ・地場産業人材育成等支援事業 地域人材定着の促進，人材確保・養成を目的とした講習会の開催，研修等の事業 ②補助率　1／2 **【利用方法等】** ホームページにおいて事業者を公募します。（５月中旬予定） http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/sangi/index.html **【問い合わせ先】** 茨城県商工労働観光部産業技術課　地場産業グループ TEL：029-301-3584　　FAX：029-301-3599

デザイナー等の専門家を活用した地場産品の商品開発や販売促進支援を受けたい

事業名	地場産業ブランディング推進事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	伝統的工芸品を中心とする地場産業事業者等を対象に，デザイナー等の専門家による支援を行うことにより，商品の企画から試作品開発，試験販売や販売促進まで一貫した支援を行う。また，ホテル等との連携による商品販売など新たな販路拡大支援を進め，本県地場産業のブランド力向上を図る。
事業概要	**【対象者】** 地場産地組合，地場産業事業者等 **【支援の内容】** （１）デザイナー等と連携した商品開発支援 地場産業事業者等がデザイナーやマーケティング，バイヤー等の専門家と連携して行う新商品の開発を支援する。 （２）試験販売や販売促進支援 下記商品について，コンビニ・セレクトショップ等の小売店での販売や，展示会・商談会への出展により，試験販売や販売促進を支援する。 ・（１）の試作品の試験販売 ・（１）の開発商品や，いばらきデザインセレクション選定品等の販売促進 （３）ホテルが目利き・販路拡大支援 伝統的工芸品についてホテルが目利きした商品を当該ホテルで委託販売することを支援するとともに，販売状況データについて，産地組合等が行う商品開発や販売戦略への活用のため，回収し提供する。 **【利用方法等】** 公募予定 **【問い合わせ先】** 茨城県商工労働観光部産業技術課　地場産業グループ TEL：０２９－３０１－３５８４

デザイン開発力を向上したい

事業名	いばらきデザインカレベルアップ事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	中小企業等のデザイン開発力の向上を図るため，デザイン性の優れた製品等を「いばらきデザインセレクション」として選定・表彰し，デザインフェア等の展示を通して製品のＰＲを実施するとともに，デザイン相談を通じて中小企業の商品企画開発についてデザインカを活用した支援をしております。
事業概要	**【対象者】** 県内の中小企業，団体，個人事業者，デザイナー等 **【支援の内容】**＜H２８年度予定＞ （１）いばらきデザインセレクション２０１６ 県内の優れたデザインを選定し、県内外にＰＲすることで、茨城県の産業および地域イメージを高めると共に、県内中小企業のデザイン開発力向上を図る。 ・審査委員：蓮見孝筑波大学名誉教授，札幌市立大学理事長・学長（審査委員長）他７名 ・スケジュール 説明会の実施５月頃 応募期間 5～7 月頃 １次審査７月予定　２次審査８月予定　表彰式 11 月予定 （１） いばらきデザインフェア２０１６ いばらきデザインセレクションに選定品を広く広報・ＰＲするための展示会を行う ＜県内展＞茨城県陶芸美術館　１／26～２／５予定 （３）デザイン相談事業 ・デザインコーディネータによる商品企画開発等の助言や相談 ・出張デザイン相談 ・デザイン開発機器及び施設の開放 **【利用方法等】** 下記ホームページにより事業紹介及び募集等を実施します（５月以降予定）。 http://idesign-c.jp/ **【問い合わせ先】** 茨城県デザインセンター（ひたちなかテクノセンター内） ひたちなか市新光町 38 TEL：029-264-2205 http://idesign-c.jp/

郷土工芸品の指定を受けたい

事業名	郷土工芸品育成支援事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	「茨城県郷土工芸品指定要領」に基づき，郷土工芸品の指定を行うとともに，郷土工芸品展の開催等，郷土工芸品の認知度向上，愛用促進，新規販路の開拓等を目的とした事業を実施しております。
事業概要	**【対象者】** 郷土工芸品製造業者（指定は，「工芸品」に対するもの） **【支援の内容】** （１）郷土工芸品指定事業 郷土の風土や生活の営みの中で受け継がれてきた工芸品を，「茨城県郷土工芸品指定要領」に基づき，「茨城県郷土工芸品」として指定します。 （４１品目：平成２８年４月１日現在） ◯指定要件 次の①～③の要件を備えるもので，かつ④又は⑤の要件を満たすことが必要。 ①主として，日常生活の用に供されるもの ②製造工程の主要部分が手工業的であること ③一定の期間，県内において製造されているもので，将来にわたり製造の継続が見込まれること　※「一定の期間」とは，５年以上の継続を意味する。 ④伝統的な技術又は技法に基づき，かつ伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ，製造されるものであること　※「伝統的」とは，本県が必ずしも発祥地である必要はないが，概ね１００年以上の歴史を持つことを意味する。 ⑤郷土の風土，くらし及び資源等を題材又は素材とし，優れた技術又は技法により製造され，品格をそなえたもの （２）郷土工芸品展の開催 郷土工芸品の制作実演，販売等を実施する「茨城県郷土工芸品展」を年一回程度開催。 （３）郷土工芸品の広報事業 〇茨城県の観光情報ポータルサイト「観光いばらき」において紹介 〇県庁舎２階県産品紹介コーナー・各種イベント等を活用したPR活動 **【利用方法等】** 上記「（１）郷土工芸品指定事業」に記載したとおり，「茨城県郷土工芸品」としての指定を受ける必要があります。詳しくは下記にお問い合わせください。 **【問い合わせ先】** 茨城県商工労働観光部観光局観光物産課　宣伝誘客グループ TEL：029-301-3622

技術開発に関する相談をしたい

<table>
<tr><td>事業名</td><td>工業技術センターによる技術相談，研究開発，受託研究</td></tr>
<tr><td>対象分野</td><td>金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他</td></tr>
<tr><td>対象分類</td><td>融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他</td></tr>
<tr><td>事業要旨</td><td>①技術相談…将来に向けた技術開発や生産活動における技術課題，また競争的資金の獲得や産学官連携等について，ご相談をお受けします。
②研究開発…県内産業発展に貢献できるよう，今後成長が見込まれる分野等について研究開発を行っております。
③受託研究…新製品・新技術などの研究開発や評価試験などを，有料でお手伝いします。</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>
【対象者】
県内の中小企業，団体，大学・研究機関等（制限はありません）

【支援の内容】
①技術相談
あらゆるご相談を，電話・来所・メール等でお受けいたします。
②研究開発
以下の研究テーマをはじめ，様々な分野の研究開発を行っております。
<table>
<tr><th>分野</th><th>研　究　概　要</th></tr>
<tr><td>材料と加工技術</td><td>低コスト且つ高品質・高強度な鍛造技術に関する研究</td></tr>
<tr><td>省エネ・小型軽量化技術</td><td>炭素繊維強化樹脂の加工性向上に関する研究</td></tr>
<tr><td>再資源化・再利用，評価技術</td><td>プラスチック再利用加工成形技術の研究</td></tr>
<tr><td>食品の製造・評価技術</td><td>食品の香気成分を制御する技術の研究</td></tr>
</table>
③受託研究
・研究分野　機械，金属，電子，情報，化学，食品，繊維，笠間焼，デザインなど，各種の研究テーマに対応します。
・応募期間　随時受付します。
・研究費用　経費等は申請者の負担とさせて頂きます。
・成果等公表　研究内容の非公表が可能です。

【利用方法等】
茨城県工業技術センターへお問い合わせください。

【問い合わせ先】
茨城県工業技術センター　産業連携室
TEL：029-293-7213　FAX：029-293-8029
http://www.kougise.pref.ibaraki.jp/

茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報グループ
TEL：029-301-3579　FAX：029-301-3599
</td></tr>
</table>

試験機器等の設備を使用したい・試験を依頼したい

<table>
<tr><td>事業名</td><td>工業技術センターによる設備使用，依頼試験</td></tr>
<tr><td>対象分野</td><td>金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他</td></tr>
<tr><td>対象分類</td><td>融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他</td></tr>
<tr><td>事業要旨</td><td>①設備使用…工業技術センターの試験分析機器を企業向けに開放しています。
②依頼試験…企業からの依頼により，材料や製品などの試験・分析を行います。また，試験成績書の発行や試験結果に対する技術的なアドバイスなども行います。</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>
【対象者】
県内の中小企業，団体，大学・研究機関等（制限はありません）

【支援の内容】
①設備使用の主な機器設備
<table>
<tr><th></th><th>主要設備・機器</th><th>内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">工業関連</td><td>材料試験・観察機器</td><td>材料の引張・圧縮・曲げ試験，組織観察，輪郭形状測定など</td></tr>
<tr><td>分析機器</td><td>材料の元素組成分析，炭素・硫黄等の定量分析など</td></tr>
<tr><td>食品関連</td><td>食品加工・試験機器</td><td>高温高圧滅菌，真空凍結乾燥など</td></tr>
<tr><td rowspan="2">繊維・プラスチック関連</td><td>材料加工・試験機器</td><td>射出・プレス成形，熱変形試験など</td></tr>
<tr><td>繊維加工機器</td><td>織機，合糸・撚糸加工など</td></tr>
<tr><td>窯業関連</td><td>加工・試験機器</td><td>焼成，真空土練，混練など</td></tr>
</table>
②依頼試験の主な試験項目
<table>
<tr><th></th><th>主要項目</th><th>内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">工業関連</td><td>精密測定・材料試験</td><td>寸法・角度・表面粗さ・膜厚・硬度など</td></tr>
<tr><td>電気試験・解析支援</td><td>電磁波測定，耐電圧試験，CAE など</td></tr>
<tr><td>環境試験</td><td>耐候・耐光，塩水噴霧試験など</td></tr>
<tr><td>食品関連</td><td>分析・試験</td><td>細菌検査，成分分析，保存試験など</td></tr>
<tr><td rowspan="2">繊維・プラスチック関連</td><td>分析・試験</td><td>材質分析，強度試験，耐光試験など</td></tr>
<tr><td>試作・加工</td><td>製織・染色，設計図案作成など</td></tr>
<tr><td>窯業関連</td><td>窯業試験</td><td>釉調や発色等の確認試験など</td></tr>
</table>
【利用方法等】
茨城県工業技術センターへお問い合わせください（項目にない試験等のご相談もお受けいたします）。

【問い合わせ先】
茨城県工業技術センター　産業連携室
TEL：029-293-7213　　FAX：029-293-8029
http://www.kougise.pref.ibaraki.jp/
茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報グループ
TEL：029-301-3579　　FAX：029-301-3599
</td></tr>
</table>

工業製品の放射線量を測定したい

事業名	工業技術センターによる工業製品の放射線量測定
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	工業技術センターでは，県内中小企業の工業製品の放射線量測定を実施しております。
事業概要	**【測定対象】** 工業製品（1m×1m×1m　概ね 30ｋｇ以内に限定） ※1 社あたり５試料まで（食品，液体は不可） ※申込者（企業）が検査対象物を透明なビニールで梱包した状態で工業技術センターにお持ち込みください。 **【実施場所】** 茨城県工業技術センター　（東茨城郡茨城町長岡 3781-1） **【実施日】** 土日，休日を除く毎日 **【測定料金】** 無料 **【測定方法】** ・使用測定機：アロカ社製　GM サーベイメータ　TGS-133（測定単位：cpm） ※放射線量の測定単位（cpm）について，放射線測定機に１分間に入ってきた放射線の数を計測しています。 ・試料の大きさや形状に応じて，１試料あたり数か所の放射線を測定します。 ・１か所あたり 10 回の測定を行い，平均値を測定結果とします。 ・測定試料写真を添付します。 ・測定終了後１時間程度で「放射線測定結果報告書」を発行します。 **【利用申込方法】** 事前に電話連絡をいただき，当センター担当と相談後「放射線量測定依頼書」（下記ＨＰ参照）に必要事項を記入の上，FAX 又は電子メールにてご提出ください。 なお，指定された測定日当日には上記依頼書(社印要)を試料とともにご提出ください。 （放射線量測定依頼書ダウンロード） http://www.kougise.pref.ibaraki.jp/download/hosyasen3.doc **【申込・問い合わせ先】** 茨城県工業技術センター　産業連携室 TEL：029-293-7213　　FAX：029-293-8029 http://www.kougise.pref.ibaraki.jp/ 茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報グループ TEL：029-301-3579　　FAX：029-301-3599

ＩｏＴに関する相談，実証試験，人材育成等を行いたい

事業名	中小企業ＩｏＴ等自動化技術導入促進事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	中小企業におけるＩｏＴを活用した工場のスマート化(ロボットの導入や生産ラインのネットワーク化）による生産性の向上や，ＩｏＴを活用した新製品・新サービスの創出による競争力強化を支援します。
事業概要	**【対象者】** 県内の中小企業者 **【支援の内容】** （１）IoT の導入支援 ①IoT 促進マネージャーによる相談対応 ・ＩｏＴの導入や活用に関する相談に対応します。 ②専門家の派遣 ・ＩｏＴに対応した生産ラインの設計や，ＩｏＴを活用した新ビジネスや新サービスの創出など，ＩｏＴに関する中小企業の課題の解決のため，専門家を派遣します。 ③模擬スマート工場での実証支援 ・茨城県工業技術センター内にスマート工場を模した生産ライン（加工工程，組立工程，検査工程）を整備し，中小企業にＩｏＴ活用の実証試験の場を提供します。 （２）中小企業の技術者育成支援 ・中小企業向けのロボットプログラムとネットワークの基礎研修を実施します。また，県工業技術センターに整備する模擬スマート工場を活用して，実習形式の研修を実施します。 ①ロボットプログラム研修 ・定員：２０名 ・民間研修（１ヶ月）及び県工業技術技術センター模擬スマート工場での実習（２～４ヶ月） ②ネットワーク研修 ・定員：２０名 ・民間研修（１ヶ月）及び県工業技術技術センター模擬スマート工場での実習（１～３ヶ月） **【利用方法等】** 下記へお問い合わせください。 **【問い合わせ先】** 茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報グループ TEL：029−301−3579　　ＦＡＸ：029−301−3599 茨城県工業技術センター　産業連携室 TEL：029−293−7213　　ＦＡＸ：029−293−8029

技術の専門家の指導を受けたい

事業名	中小企業テクノエキスパート派遣事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	中小企業が抱える技術的な課題（加工技術や生産効率などの向上，新製品・新技術の開発，ＩＳＯなどの規格取得など）の解決のため，企業からの依頼に基づき，課題解決に最適な技術の専門家「テクノエキスパート」を企業の生産現場に派遣し技術支援を行います。
事業概要	**【対象者】** 県内で創業を考えている方や県内に事業所を有する中小企業のうち，目標や課題が明確で，派遣の効果が期待できると認められるものが対象です。 **【支援の内容】** （１）テクノエキスパート派遣の主な流れ ①中小企業からのテクノエキスパート派遣依頼 （(公財）茨城県中小企業振興公社（以下振興公社）に派遣申請書を提出ください） ②中小企業の現地調査 （申請に基づき，振興公社が課題や支援方法等を調査します） ③派遣するテクノエキスパートの選任 （振興公社が課題解決に最適なテクノエキスパートを選任します） ④中小企業の現場でテクノエキスパートによる指導・助言の実施 （テクノエキスパートが中小企業で指導・助言等を行います） ⑤成果の確認 （テクノエキスパートが支援の成果を報告書にまとめます） ⑥中小企業へのアンケートの実施 （次年度に振興公社が事業効果のアンケートを行います） （２）派遣期間 原則として１０日以内（５日目に派遣日数の延長の必要性を判断いたします） （３）費用負担 約１万円程度（テクノエキスパートの謝金と交通費の１／３） ※事前打合せの費用は無料です。 **【利用方法等】** （公財）茨城県中小企業振興公社のホームページから派遣申請書をダウンロードするか，電話，FAX 等で派遣申請書を請求し，必要事項を記載の上，公社あてお送り下さい。 **【問い合わせ先】** 公益財団法人 茨城県中小企業振興公社　新事業支援課 〒310-0801　水戸市桜川 2-2-35　茨城県産業会館９階 TEL：029-224-5339　　FAX：029-227-2586 http://www.iis-net.or.jp/venture/venture03.php 茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報グループ TEL：029-301-3579　　FAX：029-301-3599

知的財産に関する相談をしたい

事業名	知的所有権センター運営事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	県内で唯一の知的財産に係る総合相談窓口として，中小企業等が抱える特許等の知的財産に関する悩みや課題を秘密厳守で相談に応じます。（相談無料）
事業概要	**【対象者】** 県内の中小企業，団体，大学・研究機関等（制限はありません） **【支援の内容】** （１）知的財産権制度の概要説明 特許等の産業財産権制度，営業秘密（ノウハウ）等の不正競争防止法など，知的財産権制度に関する制度概要やそれらの違いなどについて説明します。 （２）特許出願などの手続支援（電子出願支援を含む） 特許等の産業財産制度に係る出願や登録，中間手続などの手続方法や電子出願ソフトを利用した電子出願に係る手続方法，同ソフトの操作方法の説明及び電子出願支援用端末機器を利用した実際の電子出願を支援します。 （３）特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の検索指導 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を活用して，既に特許出願されている，または特許になっている（権利化されている）内容等の検索・操作方法を支援します。 （４）特許明細書骨子構築支援（添削アドバイス等） 特許権に不慣れな中小企業等に対して，特許明細書の作成方法や作成した明細書に対する添削等のアドバイスを行います。 （５）ライセンス契約，技術移転等支援 大学・公設試や企業等が保有する特許等に係るライセンスや権利譲渡が可能な技術の発掘等による仲介支援，契約書ひな形の提供，注意事項等の説明など必要な情報提供を行います。 （６）知的財産戦略策定支援 中小企業等における経営上の課題（自社の製造・市場開拓・販売能力の検討）と結びついた知的財産の戦略的な活用方法（知的財産保護やノウハウ管理の選択等）の策定を支援します。 **【利用方法等】** 下記までお問い合わせください。 **【問い合わせ先】** 公益財団法人 茨城県中小企業振興公社　知的所有権センター TEL：029-224-5339　　FAX：029-224-8840 http://www.iis-net.or.jp/ 茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報グループ TEL：029-301-3579　　FAX：029-301-3599

いばらきブロードバンドネットワークを利用したい

事業名	ＩＴサポートセンター事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	いばらきブロードバンドネットワーク（ＩＢＢＮ）（超高速・大容量）の通信ネットワークの接続・利用に関する相談に応じます。
事業概要	**【対象者】** 産業利用拠点である㈱ひたちなかテクノセンターに入居中の企業 **【支援の内容】** 接続を希望する入居企業には，通信事業者と連携し，利用方法を提案します。 **【利用方法等】** 利用申請書の提出が必要です。 詳しくは茨城県商工労働観光部産業技術課へお問い合わせください。 **【問い合わせ先】** 茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報グループ TEL：029-301-3579　　FAX：029-301-3599 E-mail：gijutsu@pref.ibaraki.lg.jp

つくば地区の研究機関の研究情報が欲しい

事業名	いばらきサロン活動強化事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	産学連携のワンストップサービスの相談窓口として，つくばの研究成果を県内企業へ橋渡しします。つくばのシーズから中小企業が必要とする有用な技術を実用化に繋げるため，技術相談や研究情報等の提供，研究者と中小企業のネットワーク構築の支援を行っています。
事業概要	**【対象者】** 県内の中小企業，団体，大学・研究機関等（制限はありません） **【支援の内容】** （１）新製品・新技術の開発支援 ・大学・研究機関との共同研究や競争的資金獲得の支援 ・工業技術センターによる技術相談 （２）情報提供 つくば地区の研究・技術情報収集・提供(企業訪問，研究機関等訪問，情報提供) （３）異業種交流と共同研究開発の支援 つくば産業フォーラムの運営 **【利用方法等】** 茨城県商工労働観光部いばらきサロンへお問い合わせ・お越しください。 **【問い合わせ先】** 茨城県商工労働観光部いばらきサロン つくば市千現 2-1-6 ㈱つくば研究支援センターA 棟１階 TEL：029-858-6015　FAX：029-858-6017 http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sansei/shosei/ibarakisarongaiyou.html 茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報グループ TEL：029-301-3579　FAX：029-301-3599

日立地区において大学と連携した活動を行いたい

事業名	ひたちものづくり協議会（ひたちものづくりサロン）
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他（人材定着）
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	ひたちものづくり協議会の統括下にある実活動主体として、茨城県内、更には県外をも含めた産学官金各界関係者の「出会いと相互連携の場」として地域活性化を目指し、会員相互の緊密な親睦と連携を通じて、地域経済の発展に寄与する活動を行う。
事業概要	**【対象者】** 日立地区を中心とした県内外企業（ひたちものづくりサロン会員が主対象） **【支援の内容】** （1） ひたちものづくりフォーラムへの参加　10 月頃 基調講演や，茨城大学等と地域企業との連携活動を行います。 （2） ひたちものづくりサロン活動 FM ひたち ぴたっとラジオ放送 （3）工学部研究室見学交流会 茨城大学工学部の研究室を公開し，現在取り組んでいる研究などを紹介して大学と企業の相互連携のきっかけを提供します。 （4）人材育成事業 ・基礎理論講座の開催 学理に基づく材料、応力解析と加工技術の高度技術者養成講座。 （5）広報活動 ・メルマガ，ＨＰによる情報発信 **【利用方法等】** ひたちものづくりサロンへ入会した会員等へメールマガジンにより活動に関する広報を行っており，その都度申込みを受け付けております。詳細はものづくりサロン事務局へお問い合わせください。 **【問い合わせ先】** ひたちものづくりサロン事務局（茨城大学社会連携センター日立分室内） 日立市中成沢町 4-12-1 TEL：0294-38-7451　　FAX：0294-38-5240 http://hms.rd.ibaraki.ac.jp/ 茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報グループ TEL：029-301-3579　　FAX：029-301-3599

ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発を行いたい

事業名	戦略的基盤技術高度化支援事業（サポーティング・インダストリー）
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	中小企業・小規模事業者が大学，公設試等の研究機関等と連携して行う，製品化につながる可能性の高い研究・開発及び販路開拓への取組を一貫して支援します。
事業概要	**【対象者】** 「中小ものづくり高度化法」の計画認定を受けた中小企業・小規模事業者を含む共同体 **【対象分野】（特定ものづくり基盤技術（１２分野））** ①デザイン開発技術 ②情報処理技術 ③精密加工技術 ④製造環境技術 ⑤接合・実装技術 ⑥立体造形技術 ⑦表面処理技術 ⑧機械制御技術 ⑨複合・新機能材料技術 ⑩材料製造プロセス技術 ⑪バイオ技術 ⑫測定計測技術 **【支援の内容】** ・補助上限額：初年度4,500万円 ・2年目は初年度の2/3，3年目は1/2を上限として補助 ①大学，公設試等による設備投資及び研究・開発等に要する経費を支援 （補助率：定額　1,500万円を上限） ②中小企業・小規模事業者が行う研究・開発や販路開拓を支援 （補助率：2/3） **【問い合わせ先】** 関東経済産業局産業部製造産業課　サポーティングインダストリー担当 TEL：048-600-0307 茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報グループ TEL：029-301-3579

エネルギーの専門家の指導を受けたい

事業名	中小規模事業所省エネルギー対策支援事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	中小規模事業者の方が，省エネルギー対策を行う際に，要請に応じて無料で専門のアドバイザーによる省エネルギー診断を行い，事業所に適した省エネルギー対策の提案を受けることができます。
事業概要	**【対象者】** 県内にある年間エネルギー使用量が原油換算 1,500kL 未満の工場，事業所で，省エネ対策に取り組もうとしている事業者 **【支援の内容】** エネルギーの専門家が無料で診断，改善提案を行います。 （主な改善提案の内容） ・電気使用量の低減方法 ・燃料使用量の低減方法 ・空調設備の効率改善方法 ・ボイラーの使用効率改善方法 ・照明の節電方法　等 **【利用方法等】** 事前申込みが必要です。詳細は環境政策課地球温暖化対策室へお問い合わせください。 http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chikyu/shoene.html **【問い合わせ先】** 茨城県生活環境部環境政策課　地球温暖化対策室 TEL：029-301-2939　　FAX：029-240-1270 E-mail：ibaonse@kankyokanri.or.jp

商店街を活性化したい

<table>
<tr><td>事業名</td><td>商店街活性化コンペ事業</td></tr>
<tr><td>対象分野</td><td>金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，
労働環境整備支援，その他</td></tr>
<tr><td>対象分類</td><td>融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他</td></tr>
<tr><td>事業要旨</td><td>地域ならではの商店街活性化プランを公募し，公開プレゼンテーション審査を経て選定された優秀なプランを補助します。</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>
【対象者】
県内に活動の拠点を有する団体，グループ等
［例］商店会，商店街振興組合，事業協同組合，NPO 法人，まちづくり会社，実行委員会
商工会，商工会議所，前記団体の青年部・女性部・有志グループ

【支援の内容】
［募集事業］
県内の商店街等を実施場所とし，当該商店街等において活性化の気運が拡がり，来街者の増加などの一定の効果が期待できる事業
［補助金額等］
<table>
<tr><th>区分</th><th>選定数</th><th>補助限度額</th></tr>
<tr><td>最優秀プラン</td><td>１事業</td><td>１５０万円を限度に補助</td></tr>
<tr><td>優　秀プラン</td><td>３事業以内</td><td>１００万円を限度に補助</td></tr>
</table>
［選定方法］
・第一次審査（書類審査）
・第二次審査（公開プレゼンテーション審査）

【利用方法等】
①募集期間中に，茨城県商工労働観光部中小企業課まで応募申請書を提出。
②県中小企業課において，第一次審査及び第二次審査を実施し，事業選定等委員会の意見に基づき事業を決定。
③選定された事業者は，補助金交付要項に基づき，補助金交付申請書を中小企業課に提出し，交付決定後，事業を開始。
④事業終了後，県中小企業課から事業者に補助金を交付。

※事業の募集にあたっては，県中小企業課ＨＰに掲載するとともに,市町村,商工会・商工会議所等を通じて広報いたします。
http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/chusho/index.html

【問い合わせ先】
茨城県商工労働観光部中小企業課　商業グループ
TEL：029-301-3550
</td></tr>
</table>

市町村と連携して商店街を活性化したい

<table>
<tr><td>事業名</td><td>魅力ある商店街づくり支援事業</td></tr>
<tr><td>対象分野</td><td>金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，
労働環境整備支援，その他</td></tr>
<tr><td>対象分類</td><td>融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他</td></tr>
<tr><td>事業要旨</td><td>地域資源や消費者ニーズ等を踏まえた商店街活性化プランの策定及びプランに基づく自立的な活性化事業について，市町村とともに継続的に支援します。</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>
【対象者】
市町村（商店街振興組合，商工会・商工会議所，任意の商店街団体等への間接補助）

【支援の内容】
（１年目）
専門家による継続的な指導を受けながら，市町村や商店街関係者・商工団体・地域住民等が協議して策定する「商店街活性化プラン」について，策定に必要な経費を支援します。

（２，３年目）
策定された「商店街活性化プラン」のうち，魅力的な商店街づくりにつながる有効なプランを選定し，事業実施について，最大２年間支援します。
<table>
<tr><td>補助率</td><td colspan="2">４０%以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">補助限度額</td><td>１　年目</td><td>５０万円／年</td></tr>
<tr><td>２・３年目</td><td>１２０万円／年</td></tr>
</table>
【利用方法等】
①募集期間中に，市町村と商店街団体等が協議して応募申請書を作成し，茨城県商工労働観光部中小企業課あてに提出。
②県中小企業課において審査を行い，事業選定等委員会の意見に基づき事業を決定。
③選定された事業者は，補助金交付要項に基づき，補助金交付申請書を県中小企業課に提出し，交付決定後，事業を開始。
④事業終了後，県中小企業課より，事業者に補助金を交付。

※事業の募集にあたっては，県中小企業課ＨＰに掲載するとともに，市町村，商工会・商工会議所等を通じて広報いたします。
http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/chusho/index.html

【問い合わせ先】
茨城県商工労働観光部中小企業課　商業グループ
TEL：029-301-3550
</td></tr>
</table>

商店街活性化のための事業に対する支援を受けたい

事業名	地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援， 労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	商店街組織等が行う「少子・高齢化」「地域交流」「新陳代謝」「構造改善」「外国人対応」「地域資源活用」の分野に係る公共性の高い取組を支援します。
事業概要	**【対象者】** 商店街組織（商店街振興組合等）と民間事業者（まちづくり会社等）の連携体，又は商店街組織　※任意の商店街組織も可 **【支援の内容】** （1）自立促進調査分析事業 商店街等において，商店街等の中長期的発展及び商店街等の自立化を図る新たな取組を行うに当たり，その取組内容が,地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえたものであり，当該商店街において自立的に継続して取り組む事業として施設やサービスの利用者数,採算性等を確認するために必要な調査・分析事業。 （2）自立促進支援事業 商店街等において，歩行者通行量の増加，売上増加等に効果のある事業であって，自立促進調査分析事業の結果（同等程度のニーズ調査，マーケティング調査等を独自に実施している場合は，当該調査結果を含む。）等の一定の根拠やデータを踏まえて行う，地域住民等のニーズや当該商店街等を取り巻く外部環境の変化に適合した新たな取組により，商店街等の中長期的な発展及び商店街等の自立化を促進し，商店街等が有する地域コミュニティ機能，買物機能の維持・強化を図る事業。 （例） ① 少子・高齢化…子育て支援，福祉施設の設置　買物弱者向けサービスの提供　等 ② 地域交流…まちなか交流スペースの設置　コミュニティカフェの設置　等 ③ 新陳代謝…インキュベーション施設の設置　空き店舗への店舗誘致　等 ④ 構造改善…地方自治体等と連携した共通ポイントカードシステムの導入　等 ⑤ 外国人対応…Wi-Fi の設置　免税対応機器等の導入　等 ⑥ 地域資源活用…アンテナショップの設置　オリジナル商品の開発　等 〇補助率等　2／3 以内 上限額 500 万円（(1)事業），2 億円（(2)事業），下限額 100 万円 **【利用方法等】** ①経済産業局に必要な要望書類を提出してください。 ※申請にあたっては，地方公共団体からの支援計画書が必要となります。 ②審査委員会の審査を経て，採択案件を選定します。 ③採択となった事業者は，補助金交付申請書を経済産業局に提出し，交付決定を受けます。 ④原則，事業終了後に経済産業局から補助金が交付されます。 **【問い合わせ先】** 関東経済産業局流通・サービス産業課　商業振興室　　TEL：048-600-0318

中心市街地の魅力を高めるための支援を受けたい

事業名	地域・まちなか商業活性化支援事業（中心市街地再興戦略事業）
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた市町村等において，民間事業者が実施する中心市街地の活性化に向けた取組を支援します。
事業概要	**【対象者】** 〇民間事業者 ・地方公共団体を除く企業又は団体であって，法人格を有し定款等により代表者，活動内容，財産管理方法等について確認できるもの。 **【支援の内容】** 中心市街地の活性化に資する調査，先導的・実証的な商業施設等の整備及び専門人材の招聘に対し，重点的支援を行うことにより，まちなかの商機能の活性化・維持を図り，市町村が目指す「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」の推進します。 〇補助対象事業 （１）調査事業 中心市街地活性化に向け，地域の個性や生活者のニーズを把握し，まちの魅力を真に高める方策を探るために行う調査・分析事業に対して支援します。 （２）先導的・実証的事業 調査事業の結果を踏まえ，地域の人々が連携して実施する，先進的な商業に関する中核施設の整備（ハード事業）に対して支援します。 ※中心市街地活性化法に基づく内閣総理大臣の基本計画の認定が必要です。 （３）専門人材活用支援事業 まちづくり事業に専門的な知見を有する人材の招聘等に対し支援します。 〇補助率　２／３以内 ※事業内容や実施主体などの条件により，補助率や補助上限が変わります。 **【利用方法等】** ①経済産業局に公募申請書を提出してください。 ②審査委員会の審査を経て，採択案件を決定します。 ③経済産業局へ補助金交付申請書を提出してください。 ④経済産業局から補助金を交付します。 **【問い合わせ先】** 関東経済産業局流通・サービス産業課 商業振興室 TEL：048-600-0318

魅力ある個店づくり・商店街づくりに向けたスキルアップをしたい

事業名	いばらき商人（あきんど）塾事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援， 労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	中小商業者が魅力ある個店づくりに取組むための実践的知識を修得する研修，及び商店街リーダーが商店街活性化手法等を修得する研修を実施します。
事業概要	**【対象者】** 〇あきんど育成コース 商店主，後継者　等 〇商店街コンダクター育成コース 商店主，まちづくり団体関係者等 **【支援の内容】** 〇あきんど育成コース（商業者向け研修） 研修内容 ｶﾘｷｭﾗﾑ：顧客満足度向上，集客力・販売力強化，効率的店舗経営等の手法，好事例の研究 等 ※専門家を講師にワークショップ方式等で実施 ※希望者に対し講師による臨店指導を実施 回 数 等：県内３地区において各５回 ※終業後に参加できるよう夜間に開催 定　　員：１０名程度 〇商店街コンダクター育成コース（商店街リーダー向け研修） 研修内容 ｶﾘｷｭﾗﾑ:リーダーのあり方，地域住民との連携策，地域課題への対応策，好事例の研究等 ※専門家を講師にワークショップ方式等で実施 回 数 等：県内３地区において各５回 ※終業後に参加できるよう夜間に開催 定　　員：10 名程度 ※その他，両コース受講生を対象に先進地視察を実施 **【利用方法等】** 詳細については，下記までお問い合わせください。 **【問い合わせ先】** 茨城県中小企業団体中央会　団体支援課 TEL:029－224－8030 茨城県商工労働観光部中小企業課　商業グループ TEL:029－301－3550

外国人観光客受入に際して支援を受けたい

事業名	外国人観光客誘客促進事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	外国人観光客誘客を行う宿泊施設や商業施設など観光事業者の方が，自らの施設を旅行商品に組み込んでもらうための海外旅行会社との商談会への参加機会を提供するとともに，パンフレットや施設内案内板等の外国語表記翻訳支援などを行います。
事業概要	**【対象者】** 県内の観光事業者（宿泊施設，商業施設，観光施設，交通事業者など） **【支援の内容】** （１）商談会への参加案内 （２）旅行会社との商談機会（通訳含む。）の確保 （３）旅行会社へのフォローアップ （４）旅行会社への施設情報の提供 （５）施設パンフレットやメニュー，施設内案内板等の外国語表記翻訳支援（英語，中国語（繁体字・簡体字），韓国語，タイ語，ベトナム語） （６）外国人観光客向け無料 Wi-Fi 提供環境整備支援 （７）旅行会社への免税店マップの提供 （８）外国人観光客受入に関しての研修実施支援（外国語研修の実施等）　など **【問い合わせ先】** 茨城県商工労働観光部観光局国際観光課 TEL：029-301-3616

創業の際に必要となる知識を学びたい

事業名	いばらき創業塾開催事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	県内において創業を目指す者又は創業間もない者を対象に，起業活動に必要な知識の習得を図る研修会を開催するとともに，ビジネスプラン発表会を実施します。
事業概要	**【対象者】** 県内で創業を目指す者または創業間もない中小企業等 **【支援の内容】** ◆いばらき創業塾の開催 〇実施機関：（公財）茨城県中小企業振興公社 〇講座内容：会社設立の基礎知識，営業の基礎，会計と税務，資金調達，起業家体験談，事業計画作成演習，事業計画発表会　等 〇開催回数：年間５回程度 〇開催場所：水戸市等 〇募集定員：各講座 30 名程度 〇受 講 料：無料 **【利用方法等】** 開催形態について詳細が決定次第，ホームページ等に掲載します。 詳細は下記まで問い合わせください。 **【問い合わせ先】** 公益財団法人 茨城県中小企業振興公社 新事業支援課 TEL：029-224-5339 http://www.iis-net.or.jp/

経営に関する基礎知識を学びたい

事業名	小規模事業者等経営力向上促進事業（いばらき経営向上塾）
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	県内において，小規模企業や中小企業の経営者，後継者や創業予定者等が経営に関する基礎的知識を体系的に修得できる研修を，参加しやすい夜に開催します。
事業概要	**【対象者】** 県内で事業を実施している小規模企業や中小企業の経営者や後継者及び創業予定者等 **【支援の内容】** 〇経営に関する基礎研修を通年で開催 ・講座内容：財務分析，経営戦略，利益・資金計画，マーケティング，情報化演習，公開講座　など ・開催回数：年間１５回 ・開催場所：県南地域（平成２８年度） ・募集定員：７０～１００名程度 ・受講料他：使用するテキスト，交通費などの実費負担 〇公開講座及び交流会の開催 ・講座最終回には，研修受講者のほか，一般の方も参加出来る公開講座を開催 ・公開講座終了後に研修受講者と公開講座参加者等による交流会を開催 先輩経営者や受講者間で交流をもつことにより，互いに切磋琢磨できる人的ネットワークをつくることが出来ます。 **【利用方法等】** 〇研修の詳細については，下記までお問合せください。 **【注意事項】** 〇募集は例年５月頃となります。 **【問い合わせ先】** 茨城県商工労働観光部中小企業課　経営支援室 TEL：０２９－３０１－３５５４

ＩＴに関する研修を受けたい

<table>
<tr><td>事業名</td><td>中小企業ＩＴ化促進による経営改善等支援事業</td></tr>
<tr><td>対象分野</td><td>金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他</td></tr>
<tr><td>対象分類</td><td>融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他</td></tr>
<tr><td>事業要旨</td><td>ＩＣＴを活用して経営改善，競争力強化を図る中小企業に対して，ＩＣＴ活用に関する研修を開催します。</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>
【対象者】県内の中小企業の従業員等

【支援の内容】（開講を予定している講座）
（１）ＩＴユーザ向け研修
<table>
<tr><th>講座名（予定）</th><th>内容（予定）</th></tr>
<tr><td>Excel VBA 基礎講座</td><td>マクロ機能を活用したデータ入力処理，データ検索処理等を学び，データベース作成等のための基礎知識を習得する</td></tr>
<tr><td>Excel VBA 応用講座</td><td>マクロ機能の基礎的な知識を持つ者を対象に，より複雑なデータベースの構築等を学ぶ</td></tr>
<tr><td>サイバーセキュリティ対策講座（基礎編）</td><td>ネットワークの基礎知識や，暗号技術，ウィルス対策等，コンピュータやネットワークの利用者が知っているべきセキュリティの基礎を学ぶ</td></tr>
<tr><td>サイバーセキュリティ対策講座（不正アクセス対策編）</td><td>不正アクセスの攻撃の種類や仕組みを理解するとともに，その対策方法及び被害に遭った場合の対象方法等について学ぶ</td></tr>
<tr><td>WEB サイト SEO 対策講座</td><td>WEB サイトの分析方法等を学び，WEB サイトの改善に繋げる効果的な手法を習得する</td></tr>
<tr><td>ＷＥＢサイト管理者育成講座</td><td>ホームページ作成だけでなく，日々の更新作業や管理まで一貫して管理できる人材を育成する</td></tr>
</table>
（２）ＩＴベンダ向け研修
<table>
<tr><th>講座名（予定）</th><th>内容（予定）</th></tr>
<tr><td>プロジェクト管理者養成講座（基礎編）</td><td>ＩＴの開発プロジェクトを仕切ることができるプロジェクトマネージャーとなるための基礎的な知識等を学ぶ</td></tr>
<tr><td>プロジェクト管理者養成講座（応用編）</td><td>演習を通じてプロジェクトで発生する様々なリスクに対応し，課題の解決ができる人材を育成する。</td></tr>
<tr><td>セキュリティアドバイア育成講座</td><td>ＩＴユーザ企業に対し，セキュリティに関するアドバイスが出来る人材を育成する</td></tr>
</table>
【利用方法等】
平成 28 年４月以降に委託事業者を決定後，委託事業者において各講座の受講者の募集を随時行う予定です。
各講座の内容，受講料，開催時期等については，委託事業者へお問い合わせください。

【問い合わせ先】
茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報グループ
TEL：029-301-3579　　FAX：029-301-3599
</td></tr>
</table>

結城紬，笠間焼の振興のため，人材を育成したい

<table>
<tr><td>事業名</td><td>伝統産業人材育成事業</td></tr>
<tr><td>対象分野</td><td>金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，
労働環境整備支援，その他</td></tr>
<tr><td>対象分類</td><td>融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他</td></tr>
<tr><td>事業要旨</td><td>本県の伝統産業である結城紬の後継者確保及び技術水準の向上を図るため，基礎的知識及び技術習得を目的とした後継者育成研修を実施します。
笠間焼については，平成 28 年度から「茨城県立笠間陶芸大学校」を開校し，産地を担い，現代陶芸リードできる人材を育成します。
また，中小企業の技術開発を支援するため，生産技術者育成研修を実施します。</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>
【支援の内容と対象者】
<table>
<tr><th></th><th>支援内容</th><th>対象者</th></tr>
<tr><td>後継者育成</td><td>①結城紬後継者育成［1 年制］
将来的に下拵えから機織まで一貫したものづくりが可能な人材を育成</td><td>県内に住所を有する者又は県内の事業所に勤務する者</td></tr>
<tr><td></td><td>②笠間陶芸大学校
現代陶芸に求められる専門的な知識と高度で多様な技法・表現方法を習得
陶芸学科［２年制］
研究科［１年制］</td><td>陶芸学科
・高等学校卒業程度
研究科
・大学校の陶芸学科を卒業した者又は陶芸に関する専門的な知識及び技術がこれと同等以上であると認められた者</td></tr>
<tr><td>生産技術者育成</td><td>①微生物管理技術研修［随時］
食品の衛生管理に必要な微生物の測定技術等を研修
②清酒製造研修［随時］
清酒の製造に必要な各工程の生産技術等を研修</td><td>県内に住所を有する者又は県内の事業所に勤務する者</td></tr>
</table>
【利用方法等】
県工業技術センター及び笠間陶芸大学校のホームページにて研修内容を紹介しています。
工業技術センター　http://www.kougise.pref.ibaraki.jp/
笠間陶芸大学校　http://www.kougise.pref.ibaraki.jp/tougeidai/index.html
各研修等の詳細については各部所・部門にお問い合わせください。

【問い合わせ先】
（１）後継者育成
茨城県工業技術センター　繊維工業指導所紬技術部門　TEL：0296-33-4154
茨城県立笠間陶芸大学校　TEL：0296-72-0316

（２）生産技術者育成
茨城県工業技術センター　地場食品部門　TEL：029-293-7497
〃　食品バイオ部門　TEL：029-293-8576
</td></tr>
</table>

新製品・新技術開発のできる人材を育成したい

事業名	次世代技術活用人材育成事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	競争力ある研究開発型企業を育成するため，工業技術センターにおいて，実践的な研修を実施し，企業の研究開発技術者の育成を支援します。
事業概要	**【対象者】** 県内の中小企業者 **【支援の内容】** （1）基礎課程 ・講義と事例演習により，研究開発の基礎となる知識と手法を修得 定員：20 名 期間：2ヶ月（週1日）程度 研修費用：無料 （2）応用課程 ・ニーズの高い4分野について，企業の技術課題を実際に解決しながら開発手法を修得 ※原則として基礎課程修了者又は勤続年数5年以上の技術者が受講対象 定員：2名×4分野 期間：3～6か月（週1～2日）程度 研修費用：無料（実費負担あり） ・応用課程対応分野

分野名	内容
軽量化技術分野	軽金属やプラスチック等の軽量化材料の試験評価技術の修得　等
解析分野	コンピュータを活用した製品の強度や熱伝導率等の解析手法の修得　等
IoT 活用分野	IoT 関連製品の開発に必要なセンサ・通信・データ処理技術の修得　等
地域資源活用分野	茨城の優れた地域資源を活用した商品開発手法の修得　等

【利用方法等】

下記へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

茨城県工業技術センター　産業連携室

TEL：029−293−7213　　ＦＡＸ：029−293−8029

茨城県商工労働観光部産業技術課　技術・情報グループ

TEL：029−301−3579　　ＦＡＸ：029−301−3599

生産性の向上のため，人材を育成したい

事業名	いばらき生産性向上人材育成スクール
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	中小企業の生産性の向上のため，生産管理などの体系的な知識と現場改善を指導する方法を総合的に学ぶ「いばらき生産性向上人材育成スクール」により，生産現場の改善を担う中核人材の育成を推進します。
事業概要	**【対象者】** ①県内に事業所を有する中小企業の現役社員 製造現場リーダー又はその候補者で，原則として１０年程度の現場経験がある方 （工場長や，生産管理部門の責任者など（年齢不問）） ②県内の大手，中堅製造業で豊富な現場経験を有する企業ＯＢ 修了後にテクノエキスパートとして中小企業の支援活動が可能であることが条件。 **【支援の内容】** （１）開講期間　平成 28 年９月から 11 月の約２ヶ月間 （金曜日及び土曜日の週２回で 16 日間程度，１日約７時間を予定） （２）開催場所　水戸市，つくば市を予定 （３）受講者数，受講費用　　※現役社員には国の受講料補助の制度があります。 ①中小企業の現役社員：２０名程度　１名当たり２５万円（消費税込） ②企業ＯＢ　　：　５名程度　１名当たり１０万円（消費税込） （４）スクールの内容（講義と現場実習を行います） 【講義】 〇設計から製造，物流までものづくり全体の流れを把握して改善の「兆候」を発見する方法 〇原因まで徹底的に遡った診断と提案の方法　など 【現場実習】 〇生産プロセス全体を見える化し問題を共有する「ものと情報の流れ図」の作成 〇県内中小企業の実際の現場で、異なる経験を持つ受講生と改善提案　など （５）受講生の声 〇社員が大きく伸びた。スクールで受講した内容を自社の経営理念と結びつけて理解しており、経営者として感激した。 〇受講生が中心となって社内で改善活動を進める原動力ができた。今後も継続して受講し，同じ価値観を持つ社員を増やして改善活動をパワーアップしたい。 〇現場実習で受講生から提案された内容を、自社の改善につなげることができた。自分たちでは気づかないことをズバリ指摘してもらい目からウロコだった。 **【利用方法等】** スクールのお申込みは，下記にお問い合わせいただくか，ホームページでご確認ください。 **【問い合わせ先】** 公益財団法人 茨城県中小企業振興公社　新事業支援課 〒310-0801　水戸市桜川 2-2-35　茨城県産業会館９階 TEL：029-224-5339　　FAX：029-227-2586

専門技能を身に付けさせたい

事業名	職業能力開発促進法に基づく職業訓練
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	県立産業技術短期大学校及び産業技術専門学院（５箇所）では，各分野の専門知識・技能を有した人材を育成する職業訓練を実施しています。

事業概要

【対象者】

学卒者・離職者・在職者等

【支援の内容】

○在職者を対象とする職業訓練

・在職者訓練

コース名	コース数	定員	時間	受講料
技能向上コース	４４	10～20人/1コース	概ね18時間＊コースによって異なります。	2,980円 ただし，技能講習講座は2,750円）
ＩＴコース	２２			
オーダーメイドコース	３０			
合　　計	９６			

・技能ブラッシュアップコース（技能検定１・２級の習得を目的とする少人数対象）

コース数	定員	時間	受講料
２	３人程度/1コース	概ね２１０時間	１４,９００円

・いばらき名匠塾（中堅青年技能者対象）

コース数	定員	時間	受講料
６	５人程度/1コース	４８時間	2,980円

○主に高校新卒者を対象とする職業訓練（事業主推薦制度により，在職者の方の受講が可能です。）

・産業技術短期大学校（高等学校卒業程度以上）

訓練期間	訓練科（定員）
２年	情報システム科(40),情報処理科(40)

・産業技術専門学院

学院名	訓練期間	訓練科（定員）
水戸	２年	自動車整備科(40),建築ｼｽﾃﾑ科(50)
	１年	電気工事科(20)
日立	１年	金属加工科(20),機械加工科(15)
鹿島	２年	プラント保守科(40)
土浦	２年	機械技術科(40),ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ制御科(40),自動車整備科(40)
筑西	２年	機械システム科(40)
	１年	電気工事科(20)

・授業料等

	入学者選考試験手数料	入学料	授業料(年額)
短大校	１８,０００円	(県内)126,750円 (県外)195,000円	390,000円
学院	2,200円	5,650円	118,800円

※教科書代，各種用具等の諸経費は別途必要となります。

【問い合わせ先】

県立産業技術短期大学校　　TEL：029-269-5500

県立産業技術専門学院（水戸）TEL：029-269-2160（日立）TEL：0294-35-6449

（鹿島）TEL：0299-69-1171（土浦）TEL：029-841-3551

（筑西）TEL：0296-24-1714

茨城県商工労働観光部職業能力開発課　人材育成グループ　TEL：029-301-3653

従業員を対象に行う職業訓練について支援を受けたい

事業名	認定職業訓練助成事業費補助
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	中小企業の事業主又は中小企業団体が雇用する従業員等を対象に行う，職業能力開発促進法の認定を受けた職業訓練（認定職業訓練事業）に対して補助します。
事業概要	**【対象者】** 職業能力開発促進法第 24 条第１項の認定を受けた職業訓練（認定職業訓練）を実施する県内の中小企業の事業主又は中小企業団体 **【支援の内容】** （１）補助対象事業 中小企業の事業主等がその雇用する従業員に対し，実施する認定職業訓練事業 （２）補助対象経費 〇認定職業訓練の運営費 職業訓練指導員等の謝金，教材購入等に要する経費 （３）補助限度額 補助対象経費の 2/3 以内の額 （４）補助期間 毎年度，当該年度に実施する認定職業訓練を助成対象とします。 **【利用方法等】** 職業能力開発促進法に基づく職業訓練について，県の認定を受けることが前提となります。 まず，職業訓練認定申請書を県職業能力開発課までご提出ください。 〇認定要件 次の要件を全て満たす必要があります。 ①事業主等が行う職業に関する訓練であること。 ②職業訓練を的確に実施できる能力を有すること。 ③職業訓練の永続性が認められること。 ④労働基準法の特例措置が必要な場合は，都道府県労働局長の許可が受けられること。 ⑤訓練生数は，事業主の場合は総数で１人以上であること。 **【問い合わせ先】** 茨城県商工労働観光部職業能力開発課　技能振興グループ TEL：029-301-3656

従業員を対象に研修・訓練などを行いたい

事業名	茨城県職業人材育成センター
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	企業等が行う教育訓練や職業能力評価の振興を図るため，施設の貸出を行います。
事業概要	**【対象者】** 従業員に対する知識や技能向上を図るための自主的な研修や訓練を行う企業等 **【支援の内容】** （１）対象施設 茨城県職業人材育成センター（水戸市水府町８６４－４） ①研修室：８室（定員 20 名～100 名） ②溶接実習室： １室（144.4 ㎡） ③多目的大教室（体育館）：１室（800 ㎡） （２）対象者 ① 従業員向けの研修・訓練を行いたい方 ②その他職業訓練等を行いたい方 （３）期間 ①利用日 年中無休 （但し，１月１日～１月３日まで及び，12 月 29 日～12 月 31 日までの日を除く） ②利用時間 午前９時から午後９時まで **【利用方法等】** 電話等により予約状況を確認の上，FAX 又は茨城県職業人材育成センター管理事務所窓口にてお申し込みください。 （１）利用料金 有料（それぞれのお使いになりたい研修室の大きさや利用時間によりますので，下記問い合わせ先へご確認ください。） （２）利用の申込み 利用日の３ヵ月前から申込みできます。 **【問い合わせ先】** 茨城県職業人材育成センター管理事務所（茨城県職業能力開発協会） 水戸市水戸市水府町 864-4 TEL：029-221-0203　FAX：029-232-1165

従業員のキャリアアップについて支援を受けたい

事業名	キャリア形成促進助成金　（主に正規雇用の労働者に対して職業訓練などを実施した場合の助成）
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	労働者のキャリア形成を促進するため，雇用する労働者に対して職業訓練などを計画に沿って実施した場合や制度の導入等をした際に，訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成。

事業概要

【助成メニュー】

支給対象となる訓練	対象	訓練内容
1. 雇用型訓練コース		
① 特定分野認定実習併用職業訓練	大企業・中小企業・事業主団体等	建設業，製造業，情報通信業が実施する厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練
② 認定実習併用職業訓練コース	大企業・中小企業	厚生労働大臣の認定を受けたＯＪＴ付き訓練
③ 中高年齢者雇用型訓練		直近２年間に継続して正規雇用の経験のない中高年齢新規雇用者等を対象としたＯＪＴ付き訓練
2. 重点訓練コース		
① 若年人材育成訓練	大企業・中小企業	用後5年以内で，35歳未満の若年労働者への訓練
② 熟練技能育成・承継訓練		熟練技能者の指導力強化，技能継承のための訓練，認定職業訓練
③ 成長分野等・グローバル人材育成訓練		成長分野や海外関連業務に従事する人材育成のための訓練
④ 中長期的キャリア形成コース		厚生労働大臣が専門実践的な教育訓練として指定した講座
⑤ 育休中・復職後等人材育成訓練		育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練
3. 一般型訓練コース		
① 一般企業型訓練	中小企業	1.2のコース以外の訓練
② 一般団体型訓練	事業主団体等	事業主団体等が行う訓練
4.制度導入コース		
① 教育訓練・職業能力評価制度	大企業・中小企業	従業員に対する教育訓練か職業能力評価を，ジョブ・カードを活用し計画的に行う制度を導入し計画的に行う制度を導入し，摘要した場合に助成
② セルフ・キャリアドッグ制度		一定の要件を満たすセルフ・キャリアドッグ制度を導入し，適用した場合に助成
③ 技能検定合格報奨金制度		技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度を導入し，適用した場合に助成
④ 教育訓練休暇等制度		教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間
⑤ 社内検定制度		社内検定制度を導入し，実施した場合に助成
⑥ 事業主団体助成制度	事業主団体等	従業員に対し教育訓練か職業能力評価を行う厚生事業主の支援及び業界検定・教育プログラムの開発を実施した場合に助成

【助成額・助成率】　（　）内は大企業の助成額・助成率

支給対象となる訓練等		Off-JT 賃金助成（1人1時間あたり）	Off-JT 経費助成	OJT 実施助成（1人1時間あたり）
1. 雇用型訓練コース（☆）	特定分野認定実習併用職業訓練	800円(400円)	2/3（1/2）	700円（400円）
	認定実習併用職業訓練・中高年齢者雇用型訓練	800円(400円)	1/2（1/3）	700円（400円）
2. 重点訓練コース（☆）		800円(400円)	1/2（1/3）【2/3（1/2）＊】	－
3. 一般型訓練コース	一般企業型訓練	400円	1/3	－
	一般団体型訓練	－	1/2（1/3*）	－
4. 制度導入コース	事業主団体助成	（制度導入助成）50(25)万円		
	事業主団体助成以外	（制度導入助成）2/3		

※　＊印は育児休業中等に係る訓練の場合

※　（☆付コース）若年雇用促進法に基づく認定事業主又は一定の要件を満たすセルフ・キャリアドッグ制度導入企業については，助成率を1/2のものを2/3，1/3のものを1/2にそれぞれ引き上げ。

※　一般企業型訓練を実施する場合は，セルフ・キャリアドッグの実施が必要となります。

※　認定基準や制度の詳細については、厚生労働省のホームページ（以下のＵＲＬ）をご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

【問い合わせ先】厚生労働省茨城労働局　職業対策課　TEL：029-224-6219

従業員のキャリアアップについて支援を受けたい

事業名	キャリアアップ助成金　（非正規雇用の労働者に対して，人材育成などを実施した場合の助成）
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	有期契約労働者，短時間労働者，派遣労働者などの「非正規雇用の労働者」の企業内でのキャリアアップ等を促進するため，正規雇用への転換，人材育成，処遇改善などの取組を実施する事業主に対する助成制度。

事業概要

【助成メニュー】（　）内は大企業の助成額

コース	内容	助成額
正職員化コース	有期契約労働者等を正規雇用等に転換または直接雇用した場合に助成	① 有期→正規：1人あたり60万円（45万円） ② 有期→無期：1人あたり30万円（22.5万円） ③ 無期→正規：1人あたり30万円（22.5万円） ④ 有期→多様な正社員（勤務地・職務限定・短時間正社員）：1人あたり40万円（30万円） ⑤ 無期→多様な正社員 ：1人あたり10万円（7.5万円） ⑥ 多様な正社員→正規 ：1人あたり20万円（15万円） ※派遣労働者や母子家庭の母を対象とするの場合等，最大30万円の加算措置があります。
人材育成コース	有期契約労働者等に次の訓練を実施した場合に助成	下記に記載
処遇改善コース	有期契約労働者等にいづれかの取組を行った場合に助成 ①すべて又は一部の基本給の賃金テーブルを改定し，2%以上増額 ②正規雇用労働者との共通の処遇制度を導入・適用 ③週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長し社会保険を適用	①全て増額改定：1人あたり3万円～（2万円～） 一部増額改定：1人あたり1.5万円～（1万円～） ※職務評価の手法の活用によって，1事業所あたり20万円（15万円）に加算措置があります。 ②1事業所当たり40万円（30万円） ③1人あたり20万円（15万円）

≪人材育成コース≫

支給対象となる訓練	一般職業訓練（Off-JT）（育児休業中訓練を含む） 有期実習型訓練（Off-JTとOJT：労働局長が基準に適合することを確認した訓練） 中長期的キャリア形成訓練（Off-JT：厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練）

※定義　Off-JT：生産ラインまたは就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる（事業内または事業外の）職業訓練をいう。
OJT：適格な指導者の指導の下，事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能と，これに関する知識の習得についての職業訓練をいう。

【助成額】　（　）内は大企業の助成額

支給対象となる訓練	Off-JT				OJT
	賃金助成（1人1時間あたり）	経費助成（1人あたり）			実施助成（1人1時間あたり）
		訓練時間数	一般職業訓練・有期実習型訓練	中長期的キャリア形成訓練	
一般職業訓練(Off-JT) 有期実習型訓練（Off-JTとOJT） 中長期的キャリア形成訓練(Off-JT)	800円（500円） *1,200時間を限度	・100h未満	10（7）万円	15（10）万円	800円（700円） *680時間を限度
		・100~200h未満	20（15）万円	30（20）万円	
		・200h以上	30（20）万円	50（30）万円	

※経費助成については，事業主が負担した実費が表中の額を下回る場合は，実費を限度として助成。

◆　この助成制度の詳細については，厚生労働省のホームページ（以下のURL）をご覧下さい。
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/0000099852.pdf

【問い合わせ先】
厚生労働省茨城労働局　職業対策課　TEL：029-224-6219

従業員のキャリアアップについて支援を受けたい

事業名	企業内人材育成推進助成金 （従業員に対して，教育訓練や職業能力評価などを計画的に実施した場合の助成）
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	従業員に教育訓練，職業能力評価，キャリア・コンサルティングなどを計画的に実施する制度を導入し，継続して人材育成に取り組む事業主，また，その事業主を支援する事業主団体に支給する助成制度。（平成 27 年度創設）
事業概要	

【助成額】 （ ）内は大企業の助成額

助成対象		制度導入助成額	実施・育成助成額（1 人あたり）
1.個別企業助成コース	①～③の人材育成制度を就業規則などに規定して導入し，従業員に実施した事業主に，一定額を助成		
① 教育訓練・職業能力評価制度	従業員に対する教育訓練や職業能力評価を，ジョブ・カードを活用し計画的に行う制度	50 万円（25 万円）	5 万円（2.5 万円）
② キャリア・コンサルティング制度	従業員に対するキャリア・コンサルティングを，ジョブ・カードを活用し計画的に行う制度	30 万円（15 万円）	5 万円（2.5 万円）
	従業員をキャリア・コンサルタントとして育成した場合に加算		15 万円（7.5 万円）
③ 技能検定合格報奨金制度	技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度	20 万円（15 万円）	5 万円（2.5 万円）
2.事業主団体助成コース	従業員に対し教育訓練や職業能力評価を行う構成事業主を支援する事業主団体について，支援に要した費用の一部を助成	支援に要した費用の 2/3 上限額 500 万円	

※ 事業主団体助成コースは，構成事業主が3事業主以上，かつ従業員合計 30 名以上を対象に導入・実施された場合に助成。

※ 実施・育成助成額は，コースごとに 10 人まで。

【助成金受給の主な流れ】

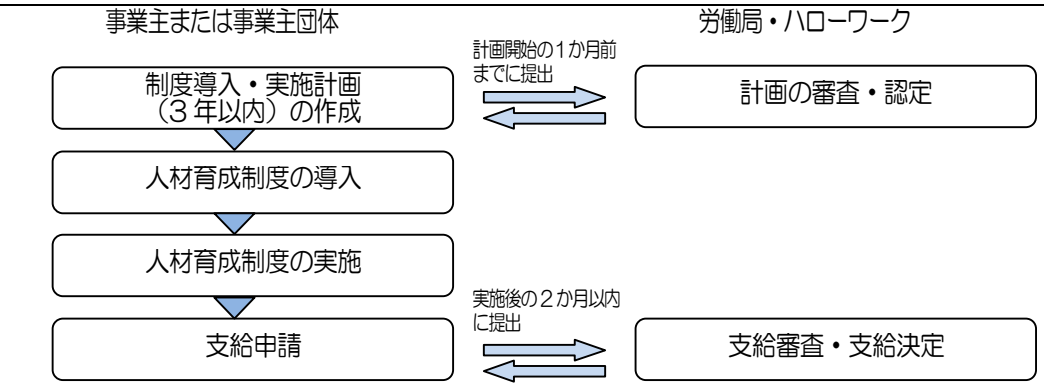

この制度を活用するためには，就業規則または労働協約への規定，事業内職業能力開発計画の作成，職業能力開発推進者の選任などの基本要件等を具備していることが条件となります。

※ 基本要件や制度の詳細については、厚生労働省のホームページ（以下のURL）をご覧下さい。

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11800000-Shokugyounouryokukaihatsukyoku/0000099618.pdf

【問い合わせ先】

厚生労働省茨城労働局　職業対策課　TEL：029-224-6219

キャリアアップを図りたい

事業名	女性活躍推進事業（女性リーダー養成講座・メンター設置）
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援， 労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	キャリアアップを図ろうとする女性のために，キャリア形成や実践的ビジネススキル習得などに関する講座，参加者間の情報交換・ネットワークづくりのための交流会を開催します。 また，相談する先輩等が少ない中小企業等に勤務する女性のために，職業生活上の悩みなどに対し助言等を行うメンターが女性リーダー養成講座の交流会に参加し，講座参加者に助言等を行います。
事業概要	**【対象者】** 県内在住または在勤の働く女性 **【支援の内容】** キャリア形成や実践的ビジネススキル習得等に関する講座・交流会の開催 • 講座内容：キャリア形成に関する基礎知識，コミュニケーションスキル 等 • 開催回数：３日間程度（予定） • 開催場所：水戸市内（予定） • 募集定員：各日 30 名程度 • 受 講 料：無料 **【利用方法等】** 開催形態について詳細が決定次第，ホームページ等に掲載します。 詳細は下記まで問い合わせください。 **【問い合わせ先】** 茨城県知事公室女性青少年課　男女共同参画グループ TEL：029-301-2178 http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/bugai/josei/index.html

職場における労働条件や解雇などについて相談したい

事業名	いばらき労働相談センター事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	県内の企業の経営者や労務担当の方からの各種相談（労働条件，解雇，配置転換など）に対して，アドバイスや情報提供を行っています。
事業概要	**【対象者】** 県内の企業の経営者・労務担当の方，労働者の方 **【支援の内容】** 各種労働相談（労働条件，解雇，配置転換など）に対して，専門の相談員が電話及び面談にてアドバイスや情報提供を行っています。相談は無料，秘密は厳守します。 **【利用方法等】** いばらき労働相談センターへ直接ご連絡ください。 **【問い合わせ先】** いばらき労働相談センター　TEL：029-233-1560 相談時間：平日 9:00～20:00（相談受付は 19:30 まで） 土・日 10:00～16:00（相談受付は 15:30 まで） ※祝日・年末年始は休業 各地区で面談を希望する場合は，いばらき労働相談センターの相談員が出張面談を行いますので，事前にいばらき労働相談センターへご連絡ください。 面談場所：各地区就職支援センター内 相談時間：平日 9:00～16:00（相談受付は 15:30 まで） ※土・日・祝日・年末年始は休業

労働環境の改善事業に対して支援を受けたい

事業名	中小企業労働力確保法関連助成金制度
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	都道府県知事から「中小企業労働力確保法」に基づく改善計画（※）の認定を受けた健康・環境分野等の事業を営む中小企業を構成員とする事業協同組合等は，国が実施する助成金を受けることができます。 **（※）事業協同組合等が，労働時間等の設定の改善，男女雇用機会均等及び職業生活と家庭生活との両立，職場環境の改善，福利厚生の充実，募集・採用の改善，教育訓練の充実等の雇用管理の改善に取り組むことを内容とした計画で，主たる事業所を置く都道府県の知事に提出するものです。**
事業概要	**【対象者】** 健康，環境分野等の事業を営む中小企業を構成員とする事業協同組合等 **【支援の内容】** 改善計画の認定を受けた事業協同組合等の方は，以下の支援措置を受けることができます。 **※改善計画の認定は必ずしも支援措置を保証するものではありませんのでご注意下さい。** 〇職場定着支援助成金（中小企業団体助成コース） 健康・環境分野等の事業を営む中小企業を構成員とする事業協同組合等が，構成中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための一定の事業を行った場合，それに要した費用の一部を助成 ≪助成額≫　事業の実施に要した費用の２／３の額（上限あり） **【利用方法等】** 助成金の利用を希望される場合は，改善計画作成前に，事業内容等が助成の対象となるかどうかを茨城労働局職業対策課へ必ず確認して下さい。 **【問い合わせ先】** 〇改善計画について　茨城県商工労働観光部労働政策課　労働経済・福祉グループ TEL：029-301-3635 〇助成金について　厚生労働省茨城労働局　職業対策課 TEL：029-224-6219

雇用調整の際に助成を受けたい

事業名	雇用調整助成金
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	景気の変動，産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が，一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に，国が休業手当などの事業主負担相当額の一部を助成する制度です。
事業概要	**【対象者】** ・支給対象事業主：雇用保険適用事業所 ・支給対象労働者：雇用保険被保険者 **【支援の内容】** ○主な支給要件 ・最近3か月の生産量，売上高などの生産指標が前年同期と比べて１０%以上減少していること ・雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ，中小企業の場合１０%を超えてかつ4人以上増加していないこと ・実施する休業等及び出向が労使協定に基づくものであること ○助成内容 ・助成率：休業手当又は賃金相当額の２／３ ・教育訓練を行った場合の加算額：１，２００円／１人１日 ・支給限度日数：１年間で１００日 ※受給額は，１人１日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（平成２７年８月１日時点で７，８１０円）を限度とします。 **【利用方法等】** 下記までお問い合わせください。 **【問い合わせ先】** ○最寄りのハローワーク ○厚生労働省茨城労働局　職業対策課　TEL：029-224-6219 茨城労働局ＨＰ http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hw/hwork.html 厚生労働省ＨＰ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

被災離職者を雇用する際に助成を受けたい

事業名	被災者雇用開発助成金（特定求職者雇用開発助成金）
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援， 労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	東日本大震災による被災離職者等をハローワーク等の紹介により，継続して１年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れた事業主に対して，賃金の一部を助成する制度です。
事業概要	**【対象者】** 東日本大震災による被災離職者及び被災地求職者を，ハローワーク等の紹介により，継続して１年以上雇用することが確実に見込まれる労働者として雇い入れた事業主 ○被災離職者（以下の①から③のいずれにも該当する方） ①東日本大震災発生時に被災地域（※）で就業していたこと ②震災により離職を余儀なくされたこと ③②の離職後，安定した職業についたことがないこと ※災害救助法が適用された市町村の地域（茨城県では 37 市町村が適用地域） ○被災地求職者（以下の①に該当する方） ①震災後，安定した職業（※）についたことがないこと ※「安定した職業についたことがない」とは，具体的には「週所定労働時間 20 時間以上の労働者として６か月以上雇用されたことがない」ことをいいます。 **【支援の内容】**（平成２７年５月１日以降の雇入れより適用） ・対象労働者に支払われた賃金の一部として，支給対象期（６か月）ごとに支給 ・支給対象期間：１年間 ・支給額：短時間労働者以外　６０万円（第１期　３０万円，第２期　３０万円） 短時間労働者　　４０万円（第１期　２０万円，第２期　２０万円） ※短時間労働者とは１週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者 **【利用方法等】** 下記までお問い合わせください。 **【問い合わせ先】** ○最寄りのハローワーク ○厚生労働省茨城労働局　職業対策課　TEL：029-224-6219 茨城労働局ＨＰ http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hw/hwork.html 厚生労働省ＨＰ http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_hisai.html

就職・再就職の支援が必要な方等を雇い入れたい

事業名	トライアル雇用奨励金
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則３か月間，試行雇用することにより，その適性や能力を見極め，常用雇用への移行のきっかけとすることを目的とした制度で，雇い入れた事業者に対して，奨励金が支給されます。
事業概要	**【対象者】** 次のいずれかの要件を満たしたうえで，紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。 ①紹介日時点で，就労経験のない職業に就くことを希望する ②紹介日時点で，学校卒業後３年以内で，卒業後，安定した職業に就いていない ③紹介日の前日から過去２年以内に，２回以上離職や転職を繰り返している ④紹介日の前日時点で，離職している期間が１年を超えている ⑤妊娠，出産・育児を理由に離職し，紹介日の前日時点で，安定した職業に就いていない期間が１年を超えている ⑥就職の援助を行うにあたって，特別な配慮を要する※ ※生活保護受給者，母子家庭の母等，父子家庭の父，日雇労働者，季節労働者，中国残留邦人等永住帰国者，ホームレス，住居喪失不安定就労者 ※その他の詳細については最寄りのハローワークにお問い合わせください。 **【支援の内容】** 支給額：対象者１人につき，月額最大 40,000 円 （最長３か月間） ※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合，若者雇用促進法に基づく認定事業主が３５歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合は，いずれも１人当たり月額 50,000 円（最長３か月間）となります。 **【利用方法等】** 詳細については，最寄りのハローワーク等にお問い合わせください。 **【問い合わせ先】** 〇最寄りのハローワーク 〇厚生労働省茨城労働局　職業対策課 TEL：029-224-6219

ワーク・ライフ・バランスに取り組みたい

事業名	仕事と生活の調和推進事業（仕事と生活の調和推進計画届出制度，ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業）
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	従業員の働き方を見直しなどについての計画を「仕事と生活の調和推進計画」として県に届出を行うと，県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目として扱われます。また，推進計画の策定などについて指導・助言等を行うため，「ワーク・ライフ・バランスアドバイザー」を無料で企業に派遣しています。
事業概要	**1　仕事と生活の調和推進計画届出制度** **【対象者】** 茨城県内に事業所を有する中小企業等 **【計画の内容】** 次の項目で構成するものとし，中小企業等の仕事と生活の調和の推進に関して現状を改善する取組を定めるものとする。 ・従業員の育児・介護支援のための取組 ・働き方の見直しに関する取組 ・その他の取組 ・計画の周知方法 **【届出のメリット】** ・県のホームページで紹介 ・労働政策課フェイスブックページ「いばらきワーク・ライフ・バランス倶楽部」で紹介 ・県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目として取り扱われます。 **【利用方法等】** 届出書に必要事項を記載し，関連資料を添付のうえ，県商工労働観光部労働政策課あてご提出ください。様式はこちらから入手できます。 http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/keikaku.html **2　ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業** 県が委嘱したワーク・ライフ・バランスアドバイザー（社会保険労務士）が中小企業を訪問し「仕事と生活の調和推進計画」策定支援など，企業の実情に応じたワーク・ライフ・バランスの取組について指導・助言を行います。 また，企業等が開催する研修会の講師としてアドバイザーを派遣します。 **【問い合わせ先】** 茨城県商工労働観光部労働政策課　労働経済・福祉グループ TEL：029-301-3635　FAX029-301-3649

法の規定を上回る育児・介護の両立支援制度を導入したい

事業名	仕事と生活の調和支援奨励金制度
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	ワーク・ライフ・バランスの取組を促進するため，育児・介護休業法で努力義務とされている諸制度について，積極的な利用促進を図った中小事業主に対して奨励金を支給します。
事業概要	**【対象者】** 県内に事業所を有している中小事業主 **【支援の内容】** （１）奨励金の対象となる制度 ≪育児≫ ・１歳（パパママ育休プラスに該当する場合は１歳２ヶ月，育児・介護休業法に定める一定の要件を満たす場合には１歳６ヶ月）以上小学校就学前の子を養育するための育児休業 ・３歳以上小学校就学前の子を養育するための短時間勤務制度等（※） ≪介護≫ ・要介護状態にある家族を，通算 93 日を超えて介護する労働者が利用できる介護休業及び短時間勤務制度等（※） ※短時間勤務制度等とは，所定労働時間を短縮する制度（短時間勤務制度），フレックスタイム制度，始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ，所定外労働を免除する制度などをいいます。 （２）奨励金支給額 30 万円 （３）支給要件等 ・対象となる制度を３ヶ月以上（介護の場合は 93 日以上）利用した労働者が初めて出たこと ・「茨城県仕事と生活の調和推進計画」を届け出ていること ※詳細は http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/keikaku.html を参照願います。 ・過去に同一の種類の奨励金の支給を受けていないこと　等 ※この他にも支給要件がございます。　詳細は下記までお問い合わせください。 **【利用方法等】** ・奨励金申請書に必要書類を添付し，県労働政策課に提出してください。 ・予算の範囲内での支給となりますので，申請をお考えの場合には必ず事前にお問い合わせください。 **【問い合わせ先】** 茨城県商工労働観光部労働政策課　労働経済・福祉グループ TEL：029-301-3635　FAX029-301-3649

男性の育児休業取得推進のための助成を受けたい

事業名	出生時両立支援助成金（仮称）
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行い，男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に助成します。
事業概要	**【支給対象となる取組】** 子の出生後８週間以内に開始する１４日以上（中小企業は５日以上）の男性の育児休業（過去３年以内に男性の育児休業取得者が出ている事業主は対象外） **【支給額】** 企業規模等 / 支給額 中小企業　取組及び育休１人目 / ６０万円 ２人目以降 / １５万円 大企業　取組及び育休１人目 / ３０万円 ２人目以降 / １５万円 ※支給対象となるのは１年度につき１人目まで 制度の詳細については，厚生労働省のホームページ（以下のＵＲＬ）をご覧ください。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html **【問い合わせ先】** 厚生労働省茨城労働局　雇用環境・均等室　TEL　029-277-8294

職業生活と家庭生活の両立支援のための助成を受けたい

事業名	中小企業両立支援助成金
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	労働者が育児休業を取得しやすいよう，代替要員の確保などを行い，育児休業を取得させた中小事業主に助成します。
事業概要	**１　代替要員確保コース** **【支給対象となる取組】** 育児休業取得者の代替要員を確保し，育児休業を３ヶ月以上利用した労働者を原職等に復帰させ，復帰後６ヶ月以上雇用 **【支給額】** 育児休業取得者１人当たり５０万円 ※育児休業取得者が期間雇用者の場合１０万円加算（当該期間雇用者が雇用期間の定めのない労働者として復職した場合はさらに１０万円加算） ※支給対象となるのは１年度につき延べ１０人まで **２　期間雇用者継続就業支援コース（平成２７年度で終了　平成２８年度は経過措置）** **【支給対象となる取組】** 育児休業を６ヶ月以上利用した期間雇用者を原職等に復帰させ（平成２８年３月３１日まで），復帰後６ヶ月以上雇用 **【支給額】** 人数等：支給額 １人目（正社員として復帰させた場合）：４０万円（１０万円加算） ２～５人目（正社員として復帰させた場合）：１５万円（５万円加算） **２　育休復帰支援プランコース** **【支給対象となる取組】** 「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し，対象労働者が３ヶ月以上育児休業を取得した場合及び原職等に復帰させ，復帰後６ヶ月以上雇用した場合 ※平成２８年度の後半からは，介護休業についても対象とする予定 **【支給額】** 取組：支給額 プランを策定し，育児休業を取得したとき：３０万円 育児休業者を復帰させたとき：３０万円 ※１企業につき２人まで（期間雇用者１人，雇用期間の定めのない労働者１人） 制度の詳細については，厚生労働省のホームページ（以下のＵＲＬ）をご覧ください。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html **【問い合わせ先】**　厚生労働省茨城労働局　雇用環境・均等室　TEL　029-277-8294

仕事と介護の両立推進のための助成を受けたい

事業名	介護支援取組助成金（仮称）
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	労働者の仕事と介護の両立に関する取組を行った事業主に助成します。
事業概要	**【支給対象となる取組（予定）】** 厚生労働省で作成している「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づく取組（以下の全ての取組を行った場合に支給） ①従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握（社内アンケート） ②介護に直面する前の従業員への支援（社内研修の実施，リーフレットの配布） ③介護に直面した従業員への支援（相談窓口の設置及び周知） ※「介護離職を呼ぼうするための両立支援対応モデル」はこちらをご覧ください。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/model.html **【支給額】** １企業１回のみ：６０万円 制度の詳細については，厚生労働省のホームページ（以下のＵＲＬ）をご覧ください。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html **【問い合わせ先】** 厚生労働省茨城労働局　雇用環境・均等室　TEL　029-277-8294

従業員の結婚や子育てを応援したい

事業名	子育て応援企業普及事業
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	企業が従業員のための子育て支援等を「子育て応援宣言」として届出し，県が登録した場合，県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目として扱われる等の支援策を利用することができます。その他，事業所内託児施設整備の助成制度があります。
事業概要	**１　結婚・子育て応援宣言企業登録制度** **【対象者】** 茨城県内に所在するすべての企業・事業所（支店・支所の代表者の方の宣言も可） **【支援の内容】** （１）登録基準 ①宣言内容は，次に掲げるものの中から職場の実情を踏まえた取組であること 【結婚応援宣言】 ⅰ　独身の従業員向けの交流会を企画する取組 ⅱ　独身の従業員への出会いイベントの情報提供や参加を後押しする取組 ⅲ　自社の従業員に限定しない，地域における結婚支援を推進する取組 【子育て応援宣言】 ⅰ 主に出産・育児中の従業員を対象とした仕事と子育ての両立支援に役立つ取組 ⅱ 育児をしていない従業員も含め家庭生活への配慮や多様な働き方を進める取組 ⅲ 自社の従業員に限定しない，地域における子育てや若者の就業を支援する取組 ②従業員等のニーズを踏まえた，自主的かつ具体的な宣言であること ③現状より相当程度の改善が期待できる宣言であること ④過去３年間において，関係法令に違反する重大な事実がないこと （２）登録のメリット 【結婚応援宣言】 ①従業員の結婚支援に取り組む企業として県のホームページで紹介します(企業のホームページへリンク可)。 【子育て応援宣言】 ①子育てを応援する企業として県のホームページで紹介します(企業のホームページへリンク可)。 ②県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目として取扱われます。 ③いばらき子育て応援企業ローン（商工組合中央金庫）を利用できます（審査有）。 ④女性活躍関連融資(日本政策金融公庫)を利用できます（審査有）。 **【利用方法等】** 応募用紙に必要事項を記載し，関連資料を添付のうえ，県保健福祉部子ども家庭課あて提出ください。詳しくはホームページ「いばらき結婚・子育てポータルサイト」をご覧ください。　http://www.kids.pref.ibaraki.jp/kids/nursing01_1/ **【問い合わせ先】** 茨城県保健福祉部子ども政策局　少子化対策課　結婚支援グループ TEL：029-301-3261

２　事業所内託児施設整備費助成事業

【対象者】

常時雇用する労働者の数が３００人以下の事業主

【支援の内容】

中小企業等の従業員の仕事と子育ての両立を支援するため，事業所内に託児施設を整備する事業者に対し，その費用の一部を助成します。

（１）補助対象施設

①乳幼児の定員が3～９人の事業所内託児施設

②定員１０人以上で，次のいずれかに該当する事業所内託児施設

・事業所外の者の子どもを受け入れる事業所内託児施設

・複数の事業主により整備する事業所内託児施設

（２）補助対象経費：施設の建築費，工事費，購入費等

（３）補助限度額：４００万円以内（補助対象経費の１／２以内）

【利用方法等】

利用方法等について詳しくは，ホームページをご覧ください。

http://www.kids.pref.ibaraki.jp/kids/nursing02_2/

【問い合わせ先】

茨城県保健福祉部子ども政策局　子ども家庭課　保育グループ

TEL：029-301-3252

ストレスチェック実施のための助成を受けたい

事業名	「ストレスチェック」実施促進のための助成金
対象分野	金融支援，経営支援，技術支援，商店街等支援，観光・イベント支援，人材育成支援，労働環境整備支援，その他
対象分類	融資，補助金等，認定等，施設利用，機会提供，相談・助言，その他
事業要旨	従業員 50 人未満の事業場が，医師・保健師などによるストレスチェックを実施し，また，医師によるストレスチェック後の面接指導などを実施した場合に，費用の助成を受けられます。
事業概要	**【対象者】** 以下の要件を全て満たしている小規模事業場 ① 労働保険の適用事業場であること。 ② 派遣労働者を含めて常時使用 50 人未満の事業場であること。 ③ ストレスチェックの実施者及び実施時期が決まっていること。 （登録後３か月以内に支給申請まで終了できる実施時期となっていること） ④ 事業者が産業医を選任し，ストレスチェックに係る産業医活動の全部又は一部を行わせること。 ⑤ ストレスチェックの実施及び面接指導等を行う者は，自社の使用者・労働者以外の者であること。 **【支援の内容】** ①ストレスチェック（年１回）を行った場合 １従業員につき 500 円を上限として，その実費額を支給。 ②ストレスチェック後の面接指導などの産業医活動を受けた場合 １事業場あたり，産業医１回の活動につき 21,500 円を上限として，その実費額を支給。 （支給対象とする産業医活動は，１事業場につき年3回を限度とする。） ※支給対象となる産業医活動の例 ・ストレスチェックの実施について助言すること ・ストレスチェック実施後に面接指導を実施すること ・ストレスチェックの結果について，集団分析を行うこと ・面接指導の結果について，事業主に意見陳述すること　など **【利用方法等】** 助成金の申請前に，ストレスチェック助成金小規模事業場登録の届出を行い，通知書受理後3か月以内にストレスチェック等を実施する必要があります。 登録届出期間　：平成２８年4月１日から平成２８年１１月３０日まで 助成金申請期間：平成２８年4月１５日から平成２９年１月３１日まで ※届出・申請期間中でも，助成金支給申請の受付を終了することがあります。 ※詳しくは下記へお問い合わせください。 **【問い合わせ先】** 独立行政法人　労働者健康安全機構　　TEL　044-556-9866 又は同機構　茨城産業保健総合支援センター　TEL　029-300-1221

◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―

◇　発行元，ご意見・お問い合わせ先

茨城県商工労働観光部企画室

住　所　〒310-8555　茨城県水戸市笠原町９７８－６

連絡先　ＴＥＬ　０２９－３０１－３５１５

ＦＡＸ　０２９－３０１－３５３９

E-mail　shorobu1@pref.ibaraki.lg.jp

―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆